

羽咋市
寺家遺跡
保存管理計画書

史跡
寺家遺跡保存管理計画書

史跡
寺家遺跡
保存管理計画書



平成二六年三月

羽咋市教育委員会

平成 26 年 3 月
羽咋市教育委員会



寺家遺跡と周辺環境(南東上空から)

(撮影:平成24年9月)



寺家遺跡と周辺環境(日本海上空から)

(撮影:平成24年9月)



海獸葡萄鏡 *



獵銚鏡 *



素文鏡 *



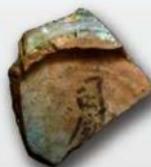
素文鏡 *



鐵鏡 *



墨書土器「宮厨」*



墨書土器「司館」



三彩陶器片 *



出土した祭具 銅鈴・垂飾・勾玉・帶金貝等 *



土馬 *



綠釉平瓶 *



土馬

*は石川県埋蔵文化財センター所蔵資料



祭祀遺構（大型焼土遺構）



祭祀遺構（土器と祭具の集積遺構）

史跡
寺家遺跡
保存管理計画書

平成26年3月
羽咋市教育委員会

はじめに

私たちの住む羽咋市は、日本海に突き出す能登半島の付け根に位置します。古代の能登半島は、日本海を介して九州・山陰・東北を中継し、列島と大陸を結ぶ重要な拠点であり、人とモノが行き交うにぎわいの場でした。市内においても、これを示す遺跡や文化財が多数見つかっています。寺家遺跡は、そのなかでも重要な遺跡の一つです。

寺家遺跡は、昭和53年に能登有料道路の建設に伴う工事中に発見されました。遺跡の調査からは、奈良・平安時代の古代の神社と祭祀に関わる貴重な成果が得られ、その重要性から、平成24年1月に国の史跡に指定されました。

遺跡から出土した様々な祭祀遺物の性格から、この遺跡では、地方・地域の枠にとどまらない国家的な祭祀が行われていたと考えられています。この遺跡で発見された成果は、古代の先人たちが、どのように神を敬い、祭り、祈っていたのかを教えてくれます。この遺跡を調べることで、かつて日本海交流の玄関口のひとつであった、古代能登における羽咋の位置づけを知り、地域の恵まれた歴史と文化を知ることができます。

現在に生きる私たちは、先人たちの営みの結晶である遺跡や文化財を次世代へ継承する責務があります。そのためには、それぞれの文化財の価値を正しく知り、適切に保存・継承するための計画が必要です。本書は、史跡 寺家遺跡の保存管理の方法と、将来の整備活用にむけての基本的な方向性を示すものです。今後は、この計画をもとに、史跡を守りながら、その魅力を活かし伝え、まちづくりにもつなげてまいります。市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本事業の計画から実施にあたり、多大なご支援、ご協力をいただきました地元地区的皆様方をはじめ、ご指導をいただきました文化庁、石川県教育委員会、寺家遺跡保存管理計画策定委員会の各位に厚く感謝を申し上げます。

平成26年3月

羽咋市教育委員会

教育長 石田 譲

例　言

1. 本書は、石川県羽咋市寺家町・柳田町に所在する「史跡 寺家遺跡（しせき じけいせき）」の保存管理計画書である。
2. 寺家遺跡保存管理計画策定事業は、羽咋市が国庫補助金および石川県費補助の交付を受けて、平成24年～平成25年度の2カ年をかけて実施した。
3. 本事業は、寺家遺跡保存管理計画策定委員会の指導のもと、羽咋市教育委員会に事務局を置き実施した。事業の実施にあたっては、文化庁文化財部記念物課、石川県教育委員会文化財課の指導・助言を得た。
4. 本事業の実施にあたり、以下の方々からの指導・助言およびご理解とご協力を得た。記して深く感謝申し上げる。

　　竈橋久郎（樹木医）、疋田国博（樹木医）
　　史跡指定地の土地所有者、寺家町町会、柳田町町会、一ノ宮公民館、越路野公民館
5. 本書の執筆および編集は、羽咋市教育委員会文化財室 中野知幸が行った。
6. 本書の史跡指定地およびその周辺の詳細地形図は、平成24年度に中日本航空株式会社に委託し作成したものである。
7. 本書の図版の一部および第2章第4節の植生環境、第5節の地質環境の記述については、平成25年度に株式会社日本海コンサルタントに委託して実施した情報処理等委託業務の現地調査及び成果報告書をもとに、事務局が編集し掲載した。なお、植生環境の記述については、樹木医の竈橋久郎・疋田国博両氏の現地指導と助言を得た。
8. 本書の作成にあたり、主要な参考文献を第2章末に付した。必要に応じて、本文および図中で「(刊行者/筆者・刊行年)」として注釈した。
9. 基本的用語は以下のとおりである。

「能登有料道路」は、自動車専用道路「能登海浜道路」および「能登半島縦貫有料道路」の総称で、昭和46年に起工し、昭和57年に全線開通した。平成25年3月31日の無料化に伴い、「のと里山海道」に名称変更した。本書では、文脈・内容に応じて呼称を適宜使い分けた。

「氣多神社」は、『延喜式神名帳』に記される能登国の名神大社に列する古社である。現在も能登国一宮として鎮座し、「氣多大社」とよばれ崇敬を集め。本書では、史跡と関連する学術的観点および指定文化財物件の名称や文献史料との整合を図るために、「氣多神社」として記載する。
10. なお、本書において策定した内容は、今後の史跡を取り巻く社会的環境等の変化により、再検討や修正の必要が生じた場合に、見直しを行うこととする。

寺家遺跡保存管理計画 目次

第1章 計画策定の目的と経過	
第1節 計画の沿革	2
第2節 計画の目的と基本方針	2
第3節 計画の位置づけ	3
第4節 計画策定事業の経過	6
第2章 史跡寺家遺跡の概要	
第1節 指定に至る経緯	10
第2節 史跡の指定理由	11
第3節 指定地の状況	12
第4節 指定地の植生環境	23
第5節 地理的環境	33
第6節 史跡の調査成果	38
第7節 史跡の周辺関連遺跡群と文化財群	56
第8節 地理的・歴史的環境からみた史跡と周辺遺跡群	64
第3章 史跡の価値の整理	
第1節 史跡の価値の整理	72
第2節 史跡の価値の構成要素	77
第4章 史跡の保存と管理	
第1節 基本方針	80
第2節 指定地の保存管理のための地区区分と現状変更等の取扱い基準	80
第3節 現状変更に伴う許可申請区分	84
第4節 指定地の公有化方針	86
第5節 追加指定の方針	86
第6節 出土品の保存・管理	86
第7節 史跡と周辺環境の一体的な保全の推進	88
第5章 史跡の整備と活用	
第1節 基本方針	92
第2節 史跡の環境整備	93
第3節 史跡と周辺環境の整備	97
第4節 史跡の活用	98
第5節 整備活用に向けた課題の整理	101
第6章 史跡の管理運営体制	
第1節 管理運営体制	106
卷末資料	109
関連法令等：文化財保護法（抜粋） 第七章 史跡名勝天然記念物	

第1章

計画策定の目的と経過

第1節 計画の沿革

国の史跡は、文化財保護法で規定される国が指定する文化財のひとつで、貝塚や古墳などをはじめとする様々な遺跡のなかでも、我が国の歴史を正しく理解するために欠かせない歴史上・学術上価値の高いものが指定されます。寺家遺跡は、昭和53年の発見以来、第19次におよぶ発掘調査とその成果の研究が続けられてきましたが、史跡として指定し、保存すべき範囲とその学術的価値について明らかとなつたことから、文部科学大臣の官報告示により平成24年1月24日付けて国の史跡に指定されました。

羽咋市では、この史跡を適切に保存管理する方針と方法を具体化させるため、「寺家遺跡保存管理計画」を策定することとし、平成24年度から平成25年度の2カ年をかけて「寺家遺跡保存管理計画策定事業」を実施し、本書の刊行にいたりました。

第2節 計画の目的と基本方針

この計画は、史跡寺家遺跡の適切な「保存」の方法と今後の「活用」の指針を定めるものです。

史跡の保護は「保存」と「活用」から成り立ちます（図1-1）。史跡の保存を万全にすることで、将来にわたって活用していくことが可能となります。また、史跡を活用し、その価値を広く知ってもらうことで、保存につなげていくことができます。この両者は一体であり、これを持続可能なものとするためには、史跡の価値を守り伝えるための「整備」が必要です。史跡の環境整備を実施することにより、より効果的な史跡の保護が図られます。

寺家遺跡の埋蔵文化財包蔵地としての全体範囲は、約25haと広大で、そのなかでも史跡指定地の範囲は、約5.8haに及びます。また、土地の利用状況や所有者の状況は多岐に及んでおり、法令等による土地の現状を変更する行為等に対しての制限事項等があります。史跡指定地を適切に保存管理し、次代へ継承するためには、史跡の価値と土地の現状や法的な事項について整理したうえで、その基本方針を定め、土地の現状変更等に対する具体的な取扱い基準を定めることができます。

また、今後の整備と活用について検討することは、史跡の価値と魅力を多くの市民に伝えるために必要な作業であり、本市の恵まれた歴史・文化的資産を活かしたまちづくりを推進するためにも必要です。さらに、寺家遺跡とともに周辺に展開する関連文化財群との広域で一的な保存と活用も課題となっています。そして、これを推進するための、地域・所有者・行政等の関係者による体制整備の検討も必要です。

以上をふまえ、この計画策定の基本方針を、つぎのとおりとします。



図1-1 寺家遺跡の保護の概念図

計画の基本方針

1. 史跡の歴史的価値の適切な保存と管理

- ・各種の調査成果をもとに史跡の価値を明確化し、保存と管理に反映させる。(第2・3章)
- ・保護すべき範囲を検討し、史跡の保存と管理の方向性を定める。(第4章)

2. 史跡の特性を活かした整備と活用

- ・史跡の特性を活かした整備と活用を検討する。(第5章)
- ・史跡の価値と重要性を知らせる整備・活用の基本構想を検討する。(第5章)

3. 史跡の保護をまちづくりにつなげる課題の整理

- ・寺家遺跡を周辺関連文化財群の保存と活用をはかるための推進基地として位置付け、周囲の歴史的環境の一体的な保全をはかる。(第4・5章)
- ・市民と行政による管理と運営の体制および文化財保護のあり方を検討する。(第6章)

第3節 計画の位置づけ

羽咋市では、昭和48年に市民の参画によって「羽咋市市民憲章」が制定されており、目指すべき住民像やまちづくりの基本理念が定められています。本市の10年計画を定める「第5次羽咋市総合計画」(平成23年度～平成32年度)は、この市民憲章を基本理念として策定されています(図1-2)。

この総合計画では、本市の特性のひとつとして「歴史・文化が息づくまち」をあげています。また、寺家遺跡が位置する本市の北西地区は、本市のなかでも埋蔵文化財(遺跡)が密集し、氣多神社や妙成寺などの多数の指定文化財をはじめとする歴史的遺産が集中するエリアであり、これらの保存と活用を推進する「歴史・文化拠点」として位置付けています(図1-3)。寺家遺跡は、本市の「歴史・文化が息づくまち」を構成する文化財の一つであり、「歴史・文化拠点」に集中する文化財群を構成する要素の一つと位置づけられます。

寺家遺跡の保存と活用を含む、本市の文化財施策は、この総合計画の基本目標のひとつである「活気と魅力のあふれるまちづくり」のなかに位置付けられています。本計画の策定により、寺家遺跡と関連遺跡群の適切な保存と活用を推進し、郷土の文化財に対する愛着や保護への理解を高め、地城固有の歴史・文化の継承と活用につなげていきます。また、学校教育や生涯教育等とも連携して、「いきいきと人が輝くまちづくり」、「市民が主役となるまちづくり」にも貢献することを目指します(図1-2)。

また、総合計画では、本市中央部の文化・教育施設が集中するエリアを、これらを活用した交流・人づくりを推進する「文化・スポーツ・教育拠点」として定めています。これには、羽咋市歴史民俗資料館や吉崎・次場弥生公園(史跡吉崎・次場遺跡)などの関連施設が含まれており、文化財施策の実施においてさらなる活用が求められています。

基本理念

羽咋市市民憲章 <昭和48年(1973年)10月30日制定>

やさしい人情の能登に住み未来にひろがる日本海のように

たくましく生きようとめざす羽咋市民のちかいです

私たちはみんなで歴史と伝統を重んじ 文化豊かな郷土を築きます

私たちはみんなで恵まれた自然を守り育て 環境の美しい郷土を築きます

私たちはみんなで社会を正しくみつめ 責任を果たし助けあう郷土を築きます

私たちはみんなで家庭を大切にし 仕事に励み活気ある郷土を築きます

私たちはみんなでからだを鍛え教養を高め 安全で平和な郷土を築きます

基本計画

基本理念

第5次羽咋市総合計画 <平成23年度策定、平成32年度まで>

羽咋市の特性 「歴史・文化が息づくまち」

将来都市像 「みんなで築きます 活力にあふれ、人や自然を大切にするまち はくい」

寺家遺跡を含む北西地区 「歴史・文化拠点」

まちづくりの基本目標

①みんなが元気に
暮らせるまちづくり

②安全・安心で環境に
やさしいまちづくり

③いきいきとひとが
輝くまちづくり

④活気と魅力の
あふれるまちづくり

⑤市民が主役となる
まちづくり

施策の大綱 (※基本目標①②は省略)

- ①学校教育の充実
- ②青少年の健全育成
- ③生涯学習の推進と市民文化の創造
- ④生涯スポーツの振興

- ①農業の振興
- ②林業の振興
- ③水産業の振興
- ④工業の振興
- ⑤商業の振興
- ⑥多彩な観光交流の推進
- ⑦労働環境の整備
- ⑧地域固有の歴史・文化の継承と活用

- ①協働によるまちづくりの推進
- ②都市間交流の推進
- ③人権尊重と男女共同参画社会の実現
- ④地域情報化の推進
- ⑤市民の視点に立った行政運営の推進

文化財施策
(地域固有の歴史・文化の継承と活用)

①文化財の一体的な保存と活用の推進

- ・まちづくりを念頭に置いた文化財保存活用計画
- ・寺家遺跡の史跡指定と整備

②郷土の歴史と文化の次世代への継承

- ・郷土資料の調査研究と普及活動

③歴史文化を活用した市民の郷土学習・文化活動の支援

- ・学校教育、生涯教育、高齢者福祉等との連携による郷土学習支援
- ・歴史民俗資料館等を活用した博物館教育の推進

整合・連携

羽咋市都市計画マスタープラン
羽咋市景観形成ガイドライン
羽咋市教育ビジョン
羽咋市観光振興ビジョン
関連計画

連携

寺家遺跡保存管理計画

図1-2 保存管理計画の位置づけ



「歴史・文化拠点」

羽咋市の北西地区は、寺家遺跡や滝・柴垣古墳群・氣多大社、妙成寺など、市内でも多くの遺跡と文化財が集中するエリアです。これらの文化遺産を大切に保護しながら、郷土の歴史と文化の学びや継承の拠点として位置付けます。

「文化・スポーツ・教育拠点」

コスモアーラ羽咋や羽咋市文化会館、羽咋市歴史民俗資料館、吉崎・次場弥生公園、羽咋運動公園、羽咋体育馆、羽咋高校や羽松高校などの文化・教育・スポーツ施設が集中しているエリアです。市民の交流の場や人づくりの核となる拠点として、また、災害時の避難場所として位置づけます。

『第5次羽咋市総合計画』から引用



図1-3 「歴史・文化拠点」の範囲と寺家遺跡の位置

※『第5次羽咋市総合計画』をもとに事務局が作成。

第4節 計画策定事業の経過

寺家遺跡が、国の史跡に指定されたことを受け、羽咋市では、この史跡の保存と活用についての方針を示す「保存管理計画」を策定することとし、平成24・25年度の2カ年で、国庫補助および県費補助を得て、寺家遺跡保存管理計画策定事業を実施しました。

事業の実施にあたり、専門有識者・地元関係者・学校教育関係者で構成する「寺家遺跡保存管理計画策定委員会」を設置し、計6回の委員会を開催して、本計画の必要事項について審議・検討を行いました（表1-1、2）。

この他、平成24年度には、指定地の現況を正確に把握するため、航空写真測量による詳細地形図および空中写真オルソ画像の作成を中日本航空株式会社に委託して実施し、計画策定の基礎図面としました（図1-4）。平成25年度には、指定地の地形・地質や植物相等の現地調査及び調査結果の情報処理等を日本海コンサルタント株式会社に委託して実施しました。

また、計画について広く意見を募集し内容に反映させるため、概要版資料をインターネット上で公開し、平成25年10月7日から40日間の期間でパブリックコメント募集を行いました。この他にも、地域の方々への計画説明と意見交換のため、地元説明会も開催しています。

表1-1 寺家遺跡保存管理計画策定委員会委員等名簿

区分	氏名	専門分野	所属
委員 専門有識者	高瀬 要一	史跡整備	公益財団法人琴ノ浦温山荘園 理事長 元奈良文化財研究所文化遺産部長
	◎小嶋 芳孝	考古・歴史	金沢学院大学教授
	○谷内尾 晋司	考古・歴史	石川考古学研究会会长
	馬場先 恵子	都市計画・景観計画	金沢学院大学教授
	今井 淳一	考古・歴史・史跡整備	地元有識者
	内田 恒平(H24) 西村 保 (H25)	学校教育	地元小学校（西北台小学校校長）
教育 関係	西 勝也	学校教育	羽咋市教育研究会 社会科部会（邑知小学校教諭）
	小林 俊昭	地元代表	寺家町代表（町会長）
	細川 聰	地元代表	柳田町代表（越路野公民館館長）
オブ ザーバー	佐藤 正知	行政	文化庁記念物課主任文化財調査官（史跡部門）
事務局 指導	安 英樹	行政	石川県教育委員会 文化財課
事務局	羽咋市教育委員会 文化財室 教育長 / 石田 譲、室長 / 荒木孝平 (H24)・高野誠鮮 (H25)、室長補佐 / 若狭康子、 文化財係長 / 長田一也 (H24)、主任・学芸員 / 中野知幸、学芸員 / 小船井陽		

◎は委員長、○は副委員長、○は所属は委員会在籍時。

表1-2 寺家遺跡保存管理計画策定委員会及び地元説明会の経過

委員会	開催日	場所	審議事項
第1回	平成24年10月25日(木)	羽咋市役所会議室	保存管理計画策定の目的と位置づけ 審議事項と全体スケジュール 史跡指定地の現況 現地視察
第2回	平成25年2月26日(火)	羽咋市役所会議室	計画の位置づけ 保存管理の基本方針 整備活用の基本方針
第3回	平成25年6月25日(火)	羽咋市役所会議室	史跡の価値の整理 保存管理の方法 現状変更等の取扱い基準
第4回	平成25年8月2日(金)	羽咋市役所会議室	整備活用基本構想 整備活用の概要 管理運営とその体制 今後の整備活用に向けた課題の整理
第5回	平成25年12月23日(月・祝)	羽咋市歴史民俗資料館 研修室	パブリックコメント意見募集の結果 地元説明会の結果 計画書の内容 寺家遺跡出土品展示環境の視察
第6回	平成26年2月25日(火)	羽咋市役所会議室	保存管理計画書の内容と刊行

説明会	開催日	場所	内容
一ノ宮地区	平成25年11月19日(火)	一ノ宮公民館	「寺家遺跡と西北地区文化財群の活用とまちづくり」説明：高野誠鮮（室長）
越路野地区	平成25年11月24日(日)	越路野公民館	「寺家遺跡の価値とその保存について」説明：中野知幸（学芸員）



策定委員会



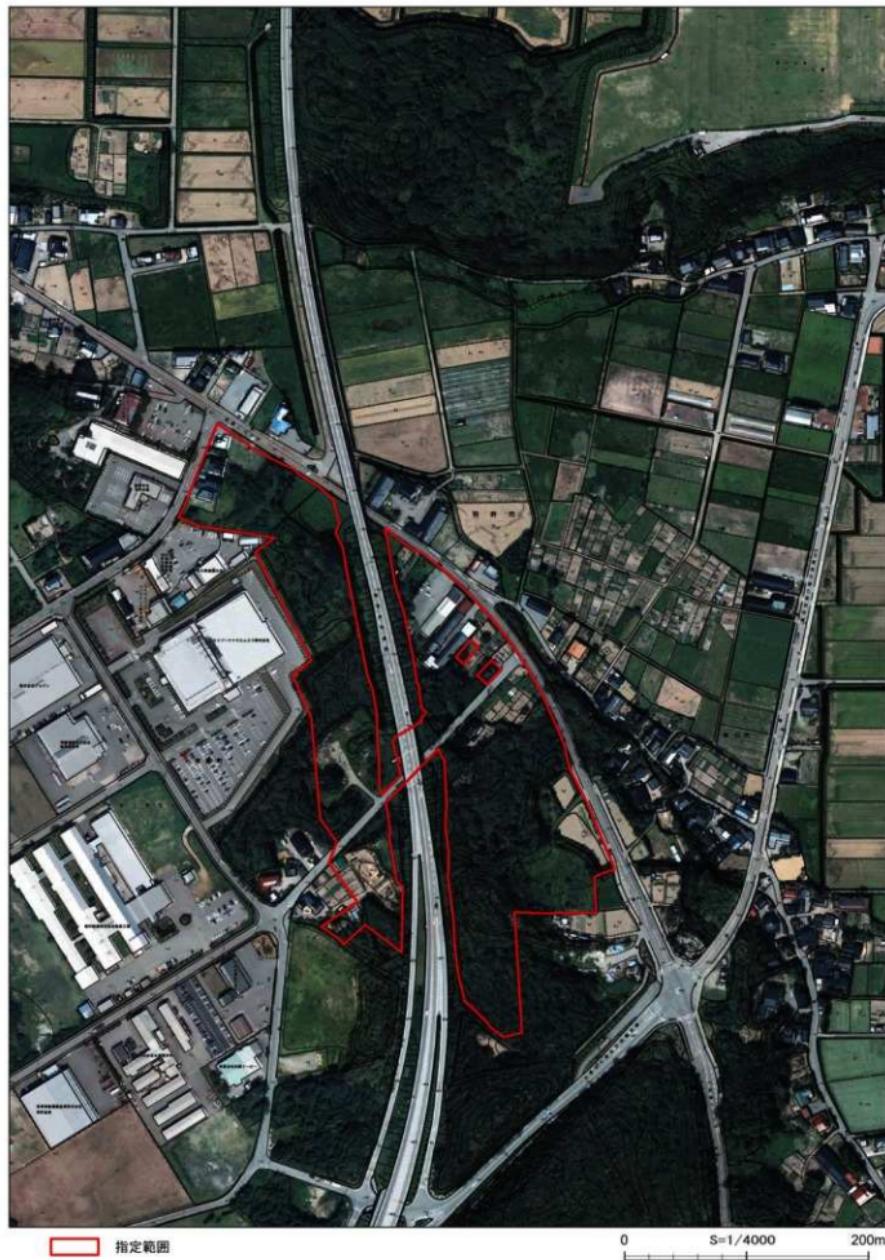
策定委員会 現地視察



策定委員会 出土品展示環境の視察



地元説明会



■ 指定範囲

0 S=1/4000 200m

図1-4 現況詳細地形図および空中オルソ写真（平成24年9月撮影）

第2章

史跡寺家遺跡の概要

第1節 指定に至る経緯

寺家遺跡は、地元では畠地で土器がみられることは知られていましたが、遺跡として把握されていませんでした。

昭和53年（1978）に、金沢方面から能登方面へ県境を南北に縦貫する能登有料道路建設に伴う関連工事中に、大量の土器が出土しているのが発見され、遺跡の存在が明らかとなりました。これを受けて、石川県教育委員会による大規模な発掘調査（第1次～第3次調査）が実施されました。この調査により、奈良・平安時代を中心とする、全国的にもまれな古代神社とその祭祀に関連する祭祀遺跡であることが明らかになりました。新聞報道等では、調査成果が連日伝えられ、「なぎさの正倉院」と紹介されるなど、多くの注目を集めました。この重要性から、遺跡の史跡指定による保存と活用が課題となり、重要遺構の一部は、将来の整備活用を念頭に、建設工事の内容を変更するなどして、現地保存の措置がとされました（第3節（4）で詳述）。

羽咋市教育委員会は、この石川県教育委員会の調査成果を受けて、寺家遺跡を史跡として保存し、将来にわたって活用することとし、遺跡の範囲と性格を確認するための発掘調査を継続的に実施してきました。第4次～第19次におよぶ発掘調査の結果、遺跡の重要性とその範囲が徐々に明らかとなり、とくに古代祭祀遺跡としての顕著な成果のあった主要な範囲を国の史跡として保存・管理する必要があると判断するに至りました。そして、土地の所有者に、史跡指定による保護について説明し理解を求めたところ、その同意が得られました。これにより、平成24年1月24日、文部科学大臣の官報告示により「寺家遺跡」として国の史跡に指定されました。また、この史跡を管理すべき地方公共団体として、羽咋市が管理団体に指定されています。



石川県教委による能登有料道路路線部分の発掘調査（第3次調査 1980）※石川県埋蔵文化財センター提供

第2節 史跡の指定理由

指定名称	寺家遺跡（じけいせき）
指定年月日	平成24年1月24日（『官報』号外第15号 文部科学省告示第4号）
所在地	石川県羽咋市寺家町レ54番ほか99筆等
指定面積	58,207.70 m ²
管理団体	羽咋市（平成25年1月30日『官報』第5975号 文化庁告示第1号）
指定説明	以下に『月刊文化財』（581号 平成24年2月 文化庁）の掲載文を転載

石川県羽咋市寺家遺跡は、能登半島西側付け根付近の日本海沿いを縦走する海岸砂丘上に所在する、古代を中心とした祭祀遺跡である。周辺には、300m北に古代寺院であるシャコデ廃寺跡、800m北西には能登国一宮である氣多神社をはじめとする、宗教関係の遺跡が所在している。

本遺跡は昭和53年、能登有料道路建設に伴い発見され、石川県教育委員会により発掘調査が行われた。遺跡の北西側では、焼土遺構や石組炉等の祭祀にかかる遺構とそれに伴う銅鏡・鉄刀および多数の土器等が、道路敷部分では、竪穴建物および掘立柱建物と数多くの遺物を検出した。建物は8世紀前半が竪穴建物で、8世紀後半には掘立柱建物となる。注目されるのは9世紀後半の大型掘立柱建物を中心とする建物群で、規格性のある配置をとることから、祭祀を管理する施設の可能性が考えられている。また、その南に所在する溝と柵列により区画された掘立柱建物は、神社に関連する遺構とみなされている。出土遺物には海獸葡萄鏡等の銅鏡や垂飾・鍍金銅環・帶金具・銅鏡等の銅製品、鉄鏡・直刀・刀子・馬具・紡錘車・鉄鐸等の鉄製品、勾玉・土馬・斎串、牛馬歯骨、二彩・三彩陶器等がある。さらに墨書土器としては、「大」「宮」「司」「館」「神」「奉」等があり、神祇信仰との関係が示唆される。出土遺物の内容から、行われた祭祀には国家が関与していたと考えられ、祭祀遺構と掘立柱建物の一部は現状保存の措置が図られた。

その後、羽咋市教育委員会は本遺跡の重要性に鑑み、昭和56年度から16次にわたる遺跡の範囲・内容を明らかにする発掘調査を実施し、6世紀から14世紀前半までの遺構・遺物を確認した。以前の調査で焼土遺構を検出した地点の再調査では、8世紀後半の一辺2m以上の大型焼土遺構と土坑等を検出した。焼土遺構は粘土で覆われた状態で検出された。被熱の状態から、この場で何回にもわたり燃焼行為が行われたが、若干の炭化物が認められるだけであることから、燃焼行為の後に清掃行為があったと考えられている。また、ほかの地点でも焼土遺構や掘立柱建物等の遺構、そして多量の土器や金属製品等の遺物が能登有料道路の道路敷き周辺の広範囲にわたって良好に遺存していることが明らかとなった。

ところで、能登国には「氣多神社」が存在していたことが知られ、『万葉集』においては、越中国の大伴家持が着任後に「氣太神宮」に巡回したとの記載がある。また、『続日本紀』では神護景雲二年（768）、氣多神に神封二〇戸を加え田二町を奉充するとの記載があるなど畿外においては氣比神宮（越前）、鹿島神宮（常陸）、香取神宮（下総）とともに律令国家が重視した神社である。

寺家遺跡は古代を中心とする祭祀遺跡である。焼土遺構をはじめとする祭祀関係遺構は良好に遺存し、それにかかる掘立柱建物も存在しており、古代における祭祀遺跡の様相が明らかとなつた。そして8世紀から9世紀にかけては、遺物の内容から国家が関与していたと考えられ、また、古代の氣多神社とかかわりがあった可能性も示唆される。このように、寺家遺跡は古代における神祇信仰の在り方を知ることのできる稀少かつ重要な遺跡である。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

【用語解説】

祭祀（さいし）

神への祈りに伴う儀礼のこと。その形態はさまざま、自然崇拜、祖先・祖靈崇拜、農耕神や航海神などへの崇拜がみられる。古代の律令制度では、宮中祭祀が最も重視された。また、遺跡から発見される、祈りや儀礼の痕跡を祭祀遺構といい、これに使用された祭具・道具等を祭祀遺物という。こうした遺構・遺物が発見される遺跡を祭祀遺跡といふ。

焼土遺構（じょうどいこう）

たき火等の燃焼行為の痕跡のこと。遺跡の調査では、炭化物などを伴い赤色の土壤として検出される。寺家遺跡では、複数の赤く焼き縮まった粘土面が確認されている。そのなかでも大型の焼土遺構は、大規模な燃焼行為を伴う祭祀が行われたと想定される。

海獸葡萄鏡（かいじゅうぶどうきょう）

鏡背面に空想上の生き物である海獸を配し、周囲に葡萄唐草文を廻らせた文様の鏡。中国の唐代に盛んにつくられた。中国製と国産鏡の二種があり、正倉院宝物や法隆寺獻納宝物のほか高松塚古墳出土品などに優品がみられる。寺家遺跡では、祭祀に使用されたとみられる、国産の小型海獸葡萄鏡が3点出土している。

墨書土器（ぼくしょどき）

墨で文字などが書かれた土器。奈良時代から平安時代にかけてよく見られ、人名や施設名をはじめ様々な文字等が書かれる。発掘調査では、文字を書くことができる人間が存在したことを示すほか、遺跡の性格を示す資料として貴重な発見となる。

二彩・三彩陶器（にさい・さんさいとうき）

素焼きした白色の器に、黄・緑・透明色の2色以上のうわ薬を塗り、さらに低い温度で焼いて完成させた色彩豊かな国産陶器。唐三彩の影響を受け奈良時代から平安時代に作られた。奈良三彩ともいい、地方では希少な出土資料である。

続日本紀（しょくにほんぎ）

『日本書紀』に次いで作られた歴史書。日本書紀に書かれた国づくり後の歴史について編年体で書かれており、奈良時代の日本の歴史を研究するにあたっての基本文献である。

神封（しんぶ）

古代の神社に寄贈された封戸（ふこ）を指し、神戸（かんべ）ともいう。その住民は租税や課役などを神社に納めたり、祝（はぶり）などの役職を務めることで神社に奉仕した。

神祇信仰（じんぎしんこう）

神祇とは、天神（てんじん）と地祇（ちぎ）のことをいい、天の神と地の神（国つ神）を指す。これらの神々とこれを祀る神社に対する信仰の総称。

律令国家（りつりょうこっか）

律令制（律は刑法、令は行政法）に基づいて統治を行った古代の中央集権国家。7世紀後半から成立がみられ、8世紀に入り本格的な国家法典として大宝律令が制定され、天皇を中心とする中央集権的な国家機構を通じて土地・人民を統治したが、10世紀ごろには衰退がみられはじめる。

第3節 指定地の状況

（1）指定地の位置と範囲

寺家遺跡は、羽咋市の北西地区にあたる寺家町・柳田町地内に位置します。JR羽咋駅や市街地が集まる市域の中心部からは、北に約2.5kmの距離にあり、遺跡周辺は、埋蔵文化財包蔵地の密集地帯となっています（図2-1、表2-1）。立地する砂丘地での市内遺跡の分布をみると、その多くは、海岸線沿いの西側ではなく、内陸部の東側の砂丘裾部に帶状に連なるように確認されており、寺家遺跡はその北端部に位置します。遺跡は、砂丘地形に沿って北西から南東にかけて帶

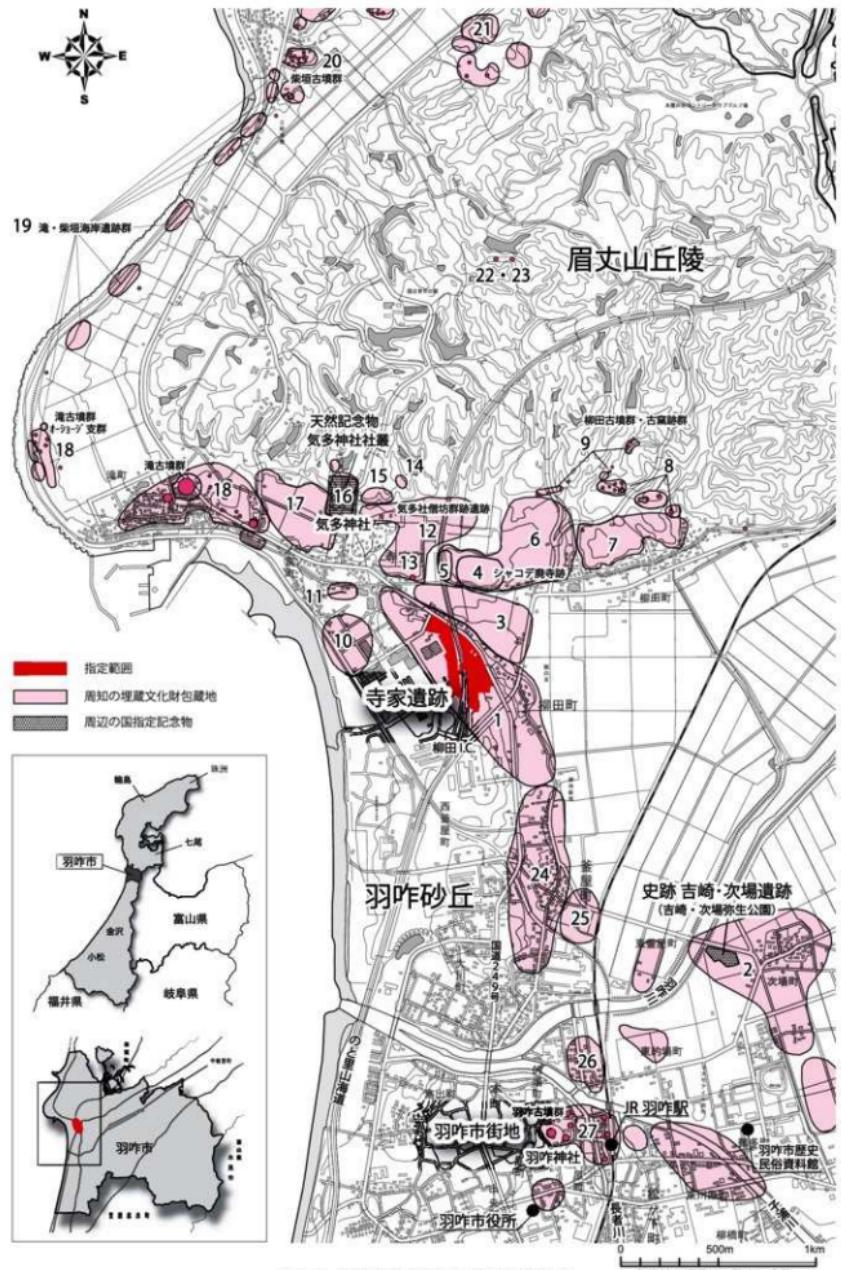


図2-1 寺家遺跡の位置と周辺の主な遺跡

表2-1 寺家遺跡周辺の主な遺跡

No	遺跡名	通称	出土品	種別	時代
1	寺家遺跡【国指定】	スナダ、シカモ、スナヤマ	縄文土器、弥生土器、須恵器、土師器、中世陶磁器、帶金具、銅鏡、墨書き土器、瓦、瓦塔、銅洋、銅製品、銅鐵製品、三彩、ガラス製品	その他 (祭祀)	縄文、弥生、古墳、古代、中世
2	吉崎・次郷遺跡【国指定】		縄文、弥生土器、繪画土器、土師器、須恵器、陶磁器、小型銅鏡、炭化米、鉢型片、ガラス小玉等、土製品、石器、木器、玉	集落	弥生、古墳、古代、中世
3	柳田猶ノ目遺跡	猶ノ目・カネツキ・オオタ	縄文、弥生土器、須恵器、土師器、石器、木器、金屬製品	散布地	縄文～中世
4	柳田シャコデ廃寺	シャコデ	瓦、瓦塔、土師器、須恵器	社寺	古代、中世
5	柳田シャコデ遺跡	シャコデ	須恵器、土師器	集落	縄文、古墳、古代
6	柳田台地遺跡	オテラ、クレデン、テンジク	縄文土器、須恵器、土師器、陶磁器	散布地	縄文～中世
7	柳田うわの遺跡	ウワノ	弥生土器壺、甕、高杯、器台、石鏡	散布地	弥生、古代
8 柳田古墳群	柳田宮の山古墳【市指定】	宮の山		古墳	古墳
	柳田山伏山1号墳【市指定】	山伏山	直刀、刀子、馬具、管玉、玉類、須恵器	古墳	古墳
	柳田山伏山2号墳	山伏山		古墳	古墳
	柳田うわの1号墳	ウワノ	直刀、須恵器	古墳	古墳
	柳田うわの2号墳	ウワノ		古墳	古墳
	柳田うわの3号墳	ウワノ		古墳	古墳
	柳田うわの4号墳	ウワノ		古墳	古墳
	柳田うわの5号墳	ウワノ		古墳	古墳
	柳田うわの6号墳	ウワノ		古墳	古墳
	柳田テンジク古墳	テンジク	須恵器、小札様鐵板、鐵鍔、刀子	古墳	古墳
	柳田セックダン古墳	セックダン	須恵器、勾玉	古墳	古墳
9 柳田古窯跡群	柳田ウワノ1号窯跡	ウワノ	須恵器、鉄鋤	窯跡・製鉄	古墳
	柳田ウワノ2号窯跡	ウワノ	須恵器	窯跡	その他(不詳)
	柳田五郎兵衛山1号窯跡	ゴロベ山	須恵器壺、杯身、杯蓋、ハソウ、盤、平瓶、円面鏡、甕、陶馬	窯跡	古墳後期
	柳田五郎兵衛山2号窯跡	ゴロベ山	須恵器	窯跡	古墳後期
	柳田五郎兵衛山3号窯跡	ゴロベ山	須恵器	窯跡	古墳後期
	柳田五郎兵衛山4号窯跡	ゴロベ山	須恵器	窯跡	古墳後期
	柳田アサバタケ1号窯跡	アサバタケ	須恵器	窯跡	古代
	柳田タンフリ1号窯跡	タンフリ	須恵器	窯跡	古墳後期
	柳田テンジク1号窯跡	テンジク	須恵器	窯跡	古墳後期
	柳田テンジク2号窯跡	テンジク	須恵器	窯跡	古墳後期
10	寺家海岸遺跡		弥生土器、製塙土器	散布地、製塙	弥生、古代
11	一ノ宮郵便局遺跡		弥生土器、壺、甕	散布地	弥生
12	気多社僧坊群跡遺跡	チヨウエイジ、ブタイ、ムカイダ、オオバタケ	縄文土器、石製品、須恵器、土師器、陶磁器、珠洲燒、金屬製品等	散布地	縄文～中世
13	寺家モスク古墳	モスク	須恵器、金環、ガラス小玉	古墳	古墳後期
14	大業寺中世墓	ダイライカジ	須恵器、珠洲燒、人骨?	中世墓	中世
15	寺家中世墓			中世墓	中世
16	気多1号中世墓			中世墓	中世
17	気多2号中世墓			中世墓	中世
17	一ノ宮遺跡	ワカミヤアト	須恵器、土師器、陶磁器、珠洲、越前焼、罐等	集落	古墳、古代、中世、近世
18 龍古墳群	龍大塚古墳	大塚	円筒、朝顔型埴輪、勾玉、須恵器、賽石、石鏡	古墳	古墳
	龍1号墳		円筒埴輪、須恵器	古墳	古墳
	龍2号墳		円筒埴輪、須恵器、石鏡	古墳	古墳
	龍3号墳		須恵器、直刀2、鐵鍔、馬具、鉢付杏葉、管玉等	古墳(消滅)	古墳
	龍4号墳		天井石、須恵器	古墳(消滅)	古墳
	龍5号墳		円筒埴輪、石材	古墳(消滅)	古墳
	龍6号墳		円筒埴輪、須恵器	古墳	古墳
	龍7号墳		須恵器	古墳(消滅)	古墳
	龍8号墳			古墳(消滅)	古墳
	龍9号墳			古墳(消滅)	古墳

No.	遺跡名	通称	出土品	種別	時代
18 瀬古墳群	瀬ゴンニヨモ山古墳	ゴンニヨモヤマ		古墳	古墳
	瀬白山神社古墳		土師器, 須恵器	古墳	古墳
	瀬ダンサ山古墳	ダンサ	石材	古墳	古墳
	瀬オーショージ1号墳	オーショージ (大清水)	須恵器	古墳	古墳
	瀬オーショージ2号墳	オーショージ (大清水)	須恵器, 短頸壺, 土師器椀, 朱塊	古墳	古墳
	瀬オーショージ3号墳	オーショージ (大清水)	須恵器, ハソウ, 高杯, 植, 土師器椀	古墳	古墳
	瀬オーショージ4号墳	オーショージ (大清水)	須恵器, 高杯, ハソウ, 堀瓶, 横瓶, 杯, 土師器	古墳	古墳
	瀬オーショージ5号墳	オーショージ (大清水)	横瓶, 提瓶, ハソウ, 杯, 直刀, 朱塊	古墳	古墳
	瀬オーショージ6号墳	オーショージ (大清水)		古墳	古墳
	瀬オーショージ7号墳	オーショージ (大清水)		古墳	古墳
19 瀬・柴垣海岸遺跡群	瀬テングミズ古墳	テングミズ		古墳	古墳
	瀬白尾星古墳		須恵器	古墳	古墳
	瀬・柴垣海岸遺跡 A地区		須恵器, 土師器, 製塙土器	製塙	古墳, 古代
	瀬・柴垣海岸遺跡 B地区		製塙土器, 土師器	製塙	その他(不詳)
	瀬・柴垣海岸遺跡 C地区		製塙土器, 土師器	製塙	その他(不詳)
	瀬・柴垣海岸遺跡 D地区		須恵器, 土師器, 製塙土器	製塙	奈良, 平安
	瀬・柴垣海岸遺跡 E地区		須恵器, 土師器, 製塙土器	製塙	奈良, 平安
	瀬・柴垣海岸遺跡 F地区		須恵器, 土師器, 製塙土器	製塙	奈良, 平安
20 柴垣古墳群	瀬・柴垣海岸遺跡 G地区		須恵器, 土師器, 製塙土器	製塙	古代
	瀬・柴垣海岸遺跡 H地区			散布地	その他(不詳)
	瀬・柴垣海岸遺跡 I地区		須恵器, 石織	散布地	その他(不詳)
	柴垣王塚古墳【馬指定】		須恵器	古墳	古墳
	柴垣菅原古墳【馬指定】	菅音堂	円筒埴輪, 朝顔形埴輪	古墳	古墳
	柴垣円山1号墳【馬指定】	マルヤマ	短甲, 直刀, 剣, 刀子	古墳	古墳
	柴垣円山2号墳	マルヤマ	須恵器, 提瓶, 盖杯, 高杯	古墳	古墳
	柴垣円山3号墳	マルヤマ		古墳	古墳
	柴垣円山4号墳	マルヤマ		古墳	古墳
	柴垣円山5号墳	マルヤマ	須恵器壺, 高杯, 短頸壺, 杯身, 杯蓋, 小型 盤瓶	古墳	古墳
21 柴垣マツカワ瓦窯跡群	柴垣円山6号墳	マルヤマ		古墳	古墳
	柴垣円山7号墳	マルヤマ	石織, 甕生土器, 須恵器, 土師器, 製塙土器	古墳	古墳
	柴垣円山8号墳	マルヤマ		古墳	古墳
22 谷内川大池1号窯跡	柴垣円山9号墳	マルヤマ		古墳	古墳
	柴垣円山10号墳	マルヤマ		古墳	古墳
	柴垣マツカワ瓦窯跡群	マツカワ	須恵器, 軒丸瓦, 軒平瓦, 丸瓦, 平瓦等	窯跡	古代
23 谷内川大池2号窯跡	谷内川			窯跡	古代
	谷内川大池2号窯跡			製鉄跡	その他(不詳)
24 釜屋遺跡			縄文土器, 須恵器, 土師器, 刀子, 白玉等	散布地, 集落	縄文～古墳
25 釜屋倉ノ下遺跡	倉ノ下		須恵器, 土師器, 珠洲焼等	散布地	古代～中世
26 的場農業倉庫前遺跡			甕生土器, 土師器, 須恵器, 陶磁器, 木製品, 石製品, 銭貨	散布地, 集落	甕生～近世
27 羽咋古墳群	羽咋御坂山古墳	大塚		古墳	古墳
	羽咋大谷坂古墳			古墳	古墳
	羽咋水大坂古墳			古墳	古墳
	羽咋宝塚古墳	福荷山	須恵器短頸壺? (古墳後期), 杯 (平安後 期), 伝灰燒壺, 人形の土面	古墳	古墳
	羽咋孫子塚古墳			古墳 (消滅)	古墳
	羽咋姫塚古墳	ヒメヅカ		古墳 (消滅)	古墳
	羽咋劍塚古墳	駿前		古墳 (消滅)	古墳

状に広がり、周知の埋蔵文化財包蔵地としての全体面積は約25haと広大です。このうち、遺跡の中心部にあたる奈良・平安時代の主要な調査成果があった範囲（約5.8ha）が史跡指定地となっています（図2-2、11）。

史跡指定地の範囲をみると、その中央に遺跡の発見の契機となったのと里山海道（旧能登有料道路）が南北に縦貫しています。道路路線の発掘調査により重要な発見があった範囲ですが、現状は道路敷きとして利用されていることから、指定地には含まれておらず、史跡を東西に二分している状況です（図2-2）。また、指定地に東接する国道249号から史跡西部に位置する寺家工業団地にかけて、市道越路野32号線が北東から南西に横断しています。

指定地の周辺をみると、のと里山海道の柳田インターチェンジに近く、国道249号にも接することから、史跡へのアクセスは非常に良好です。このアクセス環境を利用した寺家工業団地が史跡の西側に立地しています。史跡の東部は、なだらかに下降する砂丘地形の裾部が沖積湿地による水田と接しています。この緩傾斜地では、柳田町の猫の目集落が所在します（図2-2）。

（2）指定地の現況

指定地は、寺家町レの部および柳田町六八字の100筆の地籍と道路等により構成され、指定地中央の里道を境界に、北部が寺家町レの部、南部が柳田町六八字となっています（図2-2、表2-2）。

指定地の所有状況は、民有地・県有地・市有地で、民有地が約65%を占めています（図2-3）。その利用状況をみると、民有地では、畑作と宅地・工場・駐車場等の土地利用があり、住宅戸数は5世帯あります。県有地の一部（表2-2のNo.86・87）では、のと里山海道の道路管理のための資材置き場としての利用があります。このほか、のと里山海道と市道が立体交差する道路用地では、高架を支える橋脚が設置されています（表2-2のNo.101）。

つぎに、指定地の登記地目をみると、山林・畠が多くを占め、次いで雑種地・宅地・原野・道路等となっています（図2-4）。なかでも畠は筆数が多く、その多くは現在も耕作が行われており、山林や雑種地の地目でも、畠地として利用されるケースがみられます。

なお、指定地の内部には、史跡指定の同意を得ることができなかった未指定地が2筆あります。今後、所有者の理解と同意を得て追加指定し、一体的な保存と活用をはかることが必要と考えています。

（3）指定地における関連法令等

史跡指定地には、文化財保護法をはじめとする以下の法令等による手続きや制限事項等があり、これに即した保存と管理の方針を定める必要があります。

- (ア)都市計画法による区域区分が定められていない都市計画区域（指定地の全範囲）
- (イ)文化財保護法による土地の現状変更等の行為の制限（第125条：指定地内）
- (ウ)石川景観計画（いしかわ総合景観条例）による特別地域（能登有料道路路線の両側100m）、
景観形成重要地域（能登有料道路路線の両側2km）

※（ア）では、開発行為を行う場合に開発許可申請、建築物等を建築する場合に建築確認申請の手続きが必要。
(イ) (ウ)については、第4章で詳述。

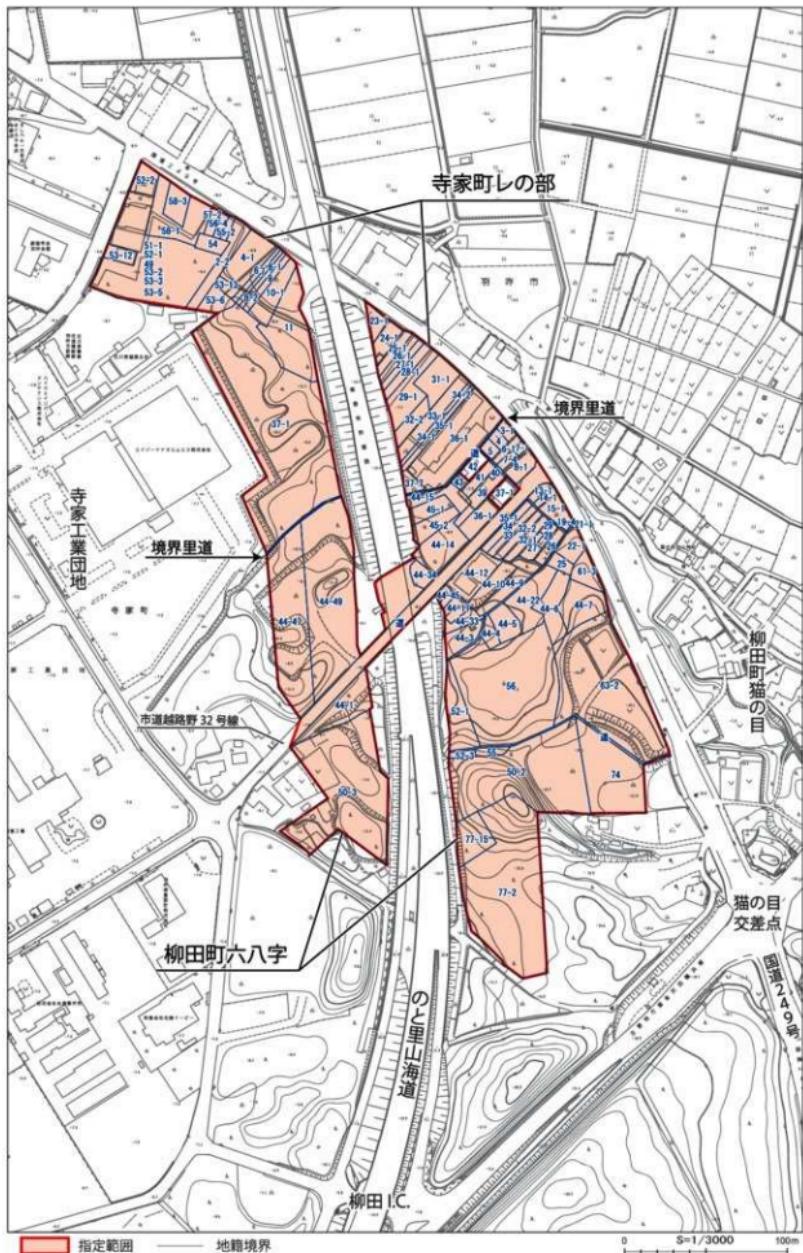


図2-2 指定範囲の地籍



図2-3 所有者別表示



図2-4 登録地目別表示

表2-2 指定地地籍一覧

No.	地番	面積 (m ²)	地目	所有	No.	地番	面積 (m ²)	地目	所有
1	寺家町 レ 2 番 2	443.00	雑種地	県有地	51	柳田町 六八 15 番 1	214.00	烟	民有地
2	寺家町 レ 4 番 1	611.00	烟	民有地	52	柳田町 六八 19 番 4	23.00	烟	民有地
3	寺家町 レ 6 番	119.00	烟	民有地	53	柳田町 六八 21 番 1	3.17	烟	民有地
4	寺家町 レ 7 番	95.00	烟	民有地	54	柳田町 六八 22 番 1	237.00	烟	県有地
5	寺家町 レ 8 番 1	76.00	烟	民有地	55	柳田町 六八 25 番	127.00	山林	民有地
6	寺家町 レ 8 番 2	32.00	山林	民有地	56	柳田町 六八 26 番	152.00	烟	民有地
7	寺家町 レ 9 番	163.00	烟	民有地	57	柳田町 六八 27 番	124.00	烟	民有地
8	寺家町 レ 10 番 1	431.00	烟	民有地	58	柳田町 六八 28 番	69.00	烟	民有地
9	寺家町 レ 11 番	1,213.00	原野	県有地	59	柳田町 六八 29 番	34.00	烟	民有地
10	寺家町 レ 23 番 1	164.00	雑種地	県有地	60	柳田町 六八 32 番 1	193.00	烟	民有地
11	寺家町 レ 24 番 1	236.00	烟	民有地	61	柳田町 六八 32 番 2	175.00	烟	民有地
12	寺家町 レ 25 番 1	171.00	山林	民有地	62	柳田町 六八 33 番	183.00	烟	民有地
13	寺家町 レ 26 番 1	157.00	山林	民有地	63	柳田町 六八 34 番	184.00	烟	民有地
14	寺家町 レ 27 番 1	148.00	山林	民有地	64	柳田町 六八 35 番 1	45.00	烟	民有地
15	寺家町 レ 28 番 1	220.00	山林	民有地	65	柳田町 六八 36 番 1	289.00	烟	民有地
16	寺家町 レ 29 番 1	550.00	雑種地	民有地	66	柳田町 六八 39 番	268.00	烟	民有地
17	寺家町 レ 31 番 1	456.52	宅地	民有地	67	柳田町 六八 40 番	31.00	烟	民有地
18	寺家町 レ 32 番 2	235.13	宅地	民有地	68	柳田町 六八 41 番	157.00	烟	民有地
19	寺家町 レ 33 番 1	446.41	宅地	民有地	69	柳田町 六八 43 番	63.00	原野	民有地
20	寺家町 レ 34 番 1	102.54	宅地	民有地	70	柳田町 六八 44 番 1	714.00	山林	県有地
21	寺家町 レ 34 番 2	57.70	宅地	民有地	71	柳田町 六八 44 番 3	289.00	烟	民有地
22	寺家町 レ 35 番 1	209.76	宅地	民有地	72	柳田町 六八 44 番 4	141.00	原野	民有地
23	寺家町 レ 36 番 1	1,588.49	宅地	民有地	73	柳田町 六八 44 番 5	303.00	山林	民有地
24	寺家町 レ 37 番 1	6,476.00	雑種地	民有地	74	柳田町 六八 44 番 6	500.00	烟	県有地
25	寺家町 レ 37 番 7	124.00	雑種地	県有地	75	柳田町 六八 44 番 7	596.00	烟	民有地
26	寺家町 レ 49 番	247.00	烟	民有地	76	柳田町 六八 44 番 9	418.00	烟	民有地
27	寺家町 レ 51 番 1	222.00	宅地	民有地	77	柳田町 六八 44 番 10	297.00	烟	民有地
28	寺家町 レ 52 番 1	165.39	宅地	民有地	78	柳田町 六八 44 番 11	166.00	烟	民有地
29	寺家町 レ 52 番 2	235.61	宅地	民有地	79	柳田町 六八 44 番 12	552.01	宅地	民有地
30	寺家町 レ 53 番 2	1,104.00	烟	民有地	80	柳田町 六八 44 番 14	609.00	原野	民有地
31	寺家町 レ 53 番 3	100.00	烟	民有地	81	柳田町 六八 44 番 15	310.00	山林	民有地
32	寺家町 レ 53 番 5	99.00	山林	民有地	82	柳田町 六八 44 番 22	601.00	山林	県有地
33	寺家町 レ 53 番 6	239.00	烟	民有地	83	柳田町 六八 44 番 33	164.00	山林	県有地
34	寺家町 レ 53 番 12	165.29	宅地	民有地	84	柳田町 六八 44 番 34	166.00	山林	県有地
35	寺家町 レ 53 番 13	104.00	烟	民有地	85	柳田町 六八 44 番 45	102.00	山林	県有地
36	寺家町 レ 54 番	172.00	雑種地	民有地	86	柳田町 六八 44 番 47	2,289.00	山林	県有地
37	寺家町 レ 55 番 2	58.00	雑種地	民有地	87	柳田町 六八 44 番 49	3,198.00	山林	県有地
38	寺家町 レ 56 番 4	73.00	雑種地	民有地	88	柳田町 六八 45 番 1	245.00	山林	民有地
39	寺家町 レ 57 番 2	105.00	雑種地	県有地	89	柳田町 六八 45 番 2	295.00	山林	民有地
40	寺家町 レ 58 番 1	778.00	烟	民有地	90	柳田町 六八 50 番 2	3,335.00	山林	民有地
41	寺家町 レ 58 番 3	282.00	烟	民有地	91	柳田町 六八 50 番 3	3,615.00	山林	民有地
42	柳田町 六八 3 番 1	84.00	烟	民有地	92	柳田町 六八 52 番 1	615.00	原野	民有地
43	柳田町 六八 4 番	81.00	烟	民有地	93	柳田町 六八 52 番 3	69.00	山林	民有地
44	柳田町 六八 5 番	83.00	山林	民有地	94	柳田町 六八 55 番	98.00	山林	県有地
45	柳田町 六八 6 番 1	103.00	山林	民有地	95	柳田町 六八 56 番	3,578.00	山林	県有地
46	柳田町 六八 7 番 1	45.00	烟	民有地	96	柳田町 六八 61 番 3	263.00	原野	民有地
47	柳田町 六八 7 番 4	73.00	烟	民有地	97	柳田町 六八 63 番 2	3,581.00	烟	民有地
48	柳田町 六八 8 番 1	226.00	烟	民有地	98	柳田町 六八 74 番	1,600.00	烟	民有地
49	柳田町 六八 13 番 1	83.00	烟	民有地	99	柳田町 六八 77 番 2	4,134.00	山林	県有地
50	柳田町 六八 14 番 1	68.00	烟	民有地	100	柳田町 六八 77 番 15	515.00	山林	民有地

道路等

No.	地番	面積 (m ²)	地目	所有
101	柳田町 六八 44 番 1、44 番 34、44 番 49 に挟まれ、市道越路野32号線に北接する道路敷きのうちの実測637.78 m ²	637.78	道路敷	県有地
102	寺家町 レ 37 番 1 に南接する里道	37.62	里道	市有地
103	寺家町 レ 36 番 1 と 37 番 7 に南接する里道	45.06	里道	市有地
104	柳田町 六八 44 番 47 と 44 番 49 に北接する里道	31.23	里道	市有地
105	柳田町 六八 3 番 1、4 番、5 番、42 番、43 番、44 番 15 に北接する里道	51.65	里道	市有地
106	柳田町 六八 8 番 1 と 37 番 1 に挟まれ、同 3 番 1 と 42 番に挟まれるまでの里道	34.63	里道	市有地
107	柳田町 六八 44 番 1 と 44 番 47 に挟まれ、国道249号に西接するまでの道路敷	1,591.96	道路敷	市有地
108	柳田町 六八 19 番 2 と 26 番に挟まれ、同 13 番 1 と 35 番 1 に挟まれるまでの里道	31.28	里道	市有地
109	柳田町 六八 44 番 3 と 52 番 1 に挟まれ、同 15 番 1 と 21 番 1 に挟まれるまでの里道	129.55	里道	市有地
109	柳田町 六八 52 番 1 と 52 番 3 に挟まれ、同 63 番 2 と 73 番 1 に挟まれるまでの里道	166.92	里道	市有地

合計 58,207.70 m²

図2-6 指定地の現況写真_1 写真的赤線は指定地境界ライン



現況①



現況②



現況③



現況④



現況⑤

指定地の現況写真_2 写真的赤線は指定地境界ライン



(4) 指定地内の既設埋設物

指定地には、既存の宅地・工場等に伴う既設の基礎のほかに、大規模な地下埋設物の設置個所が2か所あります。これらは、能登有料道路の建設工事に伴い設置されたものです。この工事に伴う調査では、重要遺構が発見されたため、当時の石川県により、当初の工事内容が変更され、将来的整備活用も見据えた遺構の現地保存の措置が取られています。この詳細については、既刊の報告書（羽咋市教委2010）に詳しいので、ここではその概要を記載します。

地下排水管

寺家町レ2番2（表2-2のNo.1）では、のと里山海道の高架橋部分からの雨水等を排水するための埋設管が設置されています。

昭和53年（1978年）の第1次調査において、この部分から祭祀遺物および祭祀遺構が集中的に発見されたため、遺構・遺物の現地保存が検討されました。その結果、遺跡の堆積土層を、一辺1.3mの立方体ブロックに切り出し、土層ごと遺構と遺物を一時的にクレーンで取り上げて仮置きし、排水管の敷設工事を行い、再度、土層ブロックを元の位置に戻す工法がとされました。これにより、排水管の上部に、再び遺跡の堆積土層が復帰する状態となり、遺構・遺物の現地保存がはかられています。



土層ブロックの一時取り上げ工事

※石川県埋蔵文化財センター提供

道路橋脚

柳田町六八字の市道越路野32号線とのと里山海道が立体交差する道路用地（表2-2のNo.101）では、高架橋を支える橋脚とその基礎フーチングが設置されています（図2-5）。

昭和54年（1979年）の第2次調査において、この部分からは、東面底の2×9間に推定復元される大型掘立柱建物と、これに付属する周辺建物群が発見されました。この重要性から、この地点においても遺構の現地保存が検討されました。当初は、市道を挟んで南北の橋台が、対面して設置される予定でしたが、北側橋台の設置位置を北へ移動し、その間を高架橋化することで、遺構を保存するよう計画変更されました。この高架橋を支える橋脚は、掘立柱建物が存在しない範囲で設置されており、遺構の現地保存がはかられています。（前項現況⑥写真を参照。）



図2-5 橋脚設置箇所

第4節 指定地の植生環境

史跡指定地には、さまざまな植物が繁茂しています。なかでも、特徴的な植生として、クロマツ、ニセアカシア、タブが挙げられます。クロマツは、江戸時代以降に海岸線の砂丘地帯に防風・防砂林として植林されたもので、砂丘と生きてきた先人の土地利用の歴史を物語っています。市の木にも指定されていますが、松枯れが起こっており、その原因の一つがニセアカシアの植林だと考えられています。ニセアカシアは、防風防砂林の目的で、クロマツの成長を助ける肥料木として植樹されたのですが、逆に成長を妨げるほどに繁茂して、クロマツ林を衰退させていると考えられています。ニセアカシアは30年が経過すると倒木現象が起こるとされており、史跡の保存への影響が懸念されます。このため、ニセアカシアの管理について検討が必要です。

また、比較的大きな常緑樹のタブの高木も確認されています。タブは、一年を通じて緑の葉を見ることができる性格から、その永遠性への信仰が生まれ、神社の御神木や鎮守の森によく見られる樹木です。折口信夫の客人（まれびと）や常世（とこよ）研究でもタブの存在が注目されているように、タブの木に対する信仰が存在する樹木です。古代神社に関連した祭祀遺跡としての寺家遺跡の性格にも合致するものであり、史跡の象徴的な樹木として保存し、今後の環境整備にも活用すべき樹木です。

以下には、指定地内の植物相について調査委託した内容を掲載します。

1. 現地調査

① 現地調査結果

史跡指定地及びその周辺の植生について、現地調査により表2-3に示す12の群落と果樹園・庭園樹・宅地・工場、道路に区分し、詳細な現存植生図を作成した（図2-6）。

表2-3 植物相の区分

No.	区分	No.	区分
1	ニセアカシア林	9	ススキ群落
2	ニセアカシア・メダケ林	10	クズ群落
3	エノキーメダケ林	11	路傍・空地雜草群落
4	ニセアカシアーエノキ林	12	烟雜草群落
5	スダジイ・シロダモ林	13	果樹園・庭園樹等
6	クロマツ植林	14	宅地・工場等
7	ササ群落	15	道路
8	メダケ群落		



- | | | | |
|-------------|---------------|-------------|--------------|
| [Color Box] | 1.ニセアカシア林 | [Color Box] | 9.スキ群落 |
| [Color Box] | 2.ニセアカシアーメダケ林 | [Color Box] | 10.クズ群落 |
| [Color Box] | 3.エノキーメダケ林 | [Color Box] | 11.路傍・空地雜草群落 |
| [Color Box] | 4.ニセアカシアーエノキ林 | [Color Box] | 12.烟雜草群落 |
| [Color Box] | 5.スダジイシロダモ林 | [Color Box] | 13.果樹園・庭園等 |
| [Color Box] | 6.クロマツ植林 | [Color Box] | 14.住宅・工場等 |
| [Color Box] | 7.ササ群落 | [Color Box] | 15.道路 |
| [Color Box] | 8.メダケ群落 | | |

図2-6 現存植生図



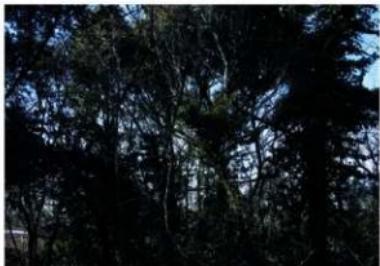
ニセアカシア林



ニセアカシアーメダケ林



ニセアカシアーエノキ林



スダジイシロダモ林



クロマツ植林



ニセアカシアの枯損木



松枯れが進行するクロマツ



タブノキ

② 主な群落の概要

史跡指定地及びその周辺は、主にニセアカシア林が分布する。のと里山海道東側のニセアカシア林は、壯齡林で林床にメダケが密生する林分（ニセアカシア・メダケ林）と、衰退し、エノキ、コナラ、シロダモ等が生育する林分（ニセアカシア・エノキ林）が広がる。一方、西側のニセアカシア林は、若齡林で下層にはノイバラが繁茂し、ニセアカシアの幼木も見られる。以前は周辺一帯がクロマツ植林地であったが、現在は局所的にしか見られず、また、大木も見られないことから、松枯れやニセアカシアの侵入等により衰退していると考えられる。

以下には、史跡指定地及びその周辺で確認された主な植物群落の概要を以下に示す。

1、ニセアカシア林

高木層が主にニセアカシアで構成された林分であり、エノキ、シロダモ等が点在する。下層は、シロダモ、マサキ、マユミ、ノイバラ、キヅタ、ヤブコウジ、ササなどが生育する。

2、ニセアカシアーメダケ林

高木層がニセアカシアで構成された林分であり、下層はメダケが優占する。下層の出現種数は少なく、単調である。メダケは周辺へ分布を広げつつある。また、のと里山海道西側では、クロマツが点在して生育している林分も見られる。

3、エノキーメダケ林

高木層がエノキで構成された林分であり、タブも確認される。下層はメダケが優占する。ニセアカシアが衰退し、エノキが優占した林分と考えられる。

4、ニセアカシアーエノキ林

高木層のニセアカシアが衰退しつつある林分であり、コナラ、クリ、エノキ、ウワミズザクラなどの落葉広葉樹やシロダモ、ヤブニッケイなどの常緑樹が混生する。下層にはモチノキ、アオキ、ヤツデ、ナワシログミ、エゾユズリハ、ヒサカキ、シロダモ、イボタノキ、ヤブコウジ、キヅタ、フユノハナワラビ、アケビなどが生育する。

5、スダジイーシロダモ林

常緑樹の高木が大きく成長した林分であり、④ニセアカシア・エノキ林の将来的な遷移を示唆する。下層は、モチノキ、アオキ、ヤツデ、キヅタ、ツルマサキ、ヤブラン、ヤブコウジなどが生育する。

6、クロマツ植林

クロマツが植林された林分であり、のと里山海道沿い及び史跡東側の住宅地に隣接した場所で局所的にみられる。以前はこの一帯がクロマツ植林地であったが、松枯れやニセアカシアの繁茂により減少したと考えられる。

③ 植物相

現地踏査において確認した種は、表2-4に示す通りである。

表2-4 植物相

No.	科	種	No.	科	種
シダ植物			28	モチノキ	イヌツゲ
1	ハナヤスリ	フユノハナワラビ	29	モチノキ	モチノキ
2	コバノイシカグマ	ワラビ	30	ニシキギ	ツルマサキ
3	チャセンシダ	トランオシダ	31	ニシキギ	マサキ
4	オシダ	ヤブソテツ	32	ニシキギ	マユミ
5	オシダ	ミヤマベニシダ	33	グミ	ナワシログミ【※1,2】
種子植物・裸子植物			34	グミ	アキグミ
6	マツ	クロマツ	35	ミズキ	アオキ
7	ヒノキ	ネズ【※1,2】	36	ウコギ	ヤツデ
8	ブナ	クリ	37	ウコギ	キヅタ
9	ブナ	スダジイ			種子植物・被子植物・双子葉類・合弁花類
10	ブナ	コナラ	38	ヤブコウジ	ヤブコウジ
11	ニレ	エノキ	39	モクセイ	ネズミモチ
12	ナデシコ	コハコベ	40	モクセイ	イボタノキ
13	ヒュ	ヒカゲイノコズチ	41	モクセイ	ヒイラギ
14	クスノキ	ヤブニッケイ	42	キヨウチクトウ	ティカカズラ
15	クスノキ	シロダモ	43	アカネ	ヤイトバナ(ヘクソカズラ)
16	キンポウゲ	センニンソウ	44	シソ	ホトケノザ
17	アケビ	アケビ	45	スイカズラ	スイカズラ
18	ツバキ	ヤブツバキ	46	キク	ヨモギ
19	ツバキ	ヒサカキ	47	キク	ノボロギク
20	ツバキ	チャノキ	48	キク	セイタカアワダチソウ【※3】
21	バラ	ウワミズデクラ			種子植物・被子植物・單子葉類
22	バラ	ノイバラ	49	ユリ	ヤブラン
23	バラ	ナワシロイチゴ	50	イネ	ススキ
24	マメ	クズ	51	イネ	メダケ
25	マメ	ハリエンジュ(ニセアカシア)【※3】	52	イネ	スズメノカタビラ
26	トウダイグサ	アカエンガシワ	53	イネ	クマザサ属 sp.
27	ユズリハ	エゾユズリハ			合計 32科53種

※1. 黒田町：改訂・石川県の絶滅のおそれのある野生生物 いしかわレッドデータブック(植物編) 2010(石川県、2010)

※2. 絶滅危惧II類：絶滅の危機が増大している種 環境省レッドリスト

※3. 要注意外来生物：「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(法律第78号、平成16年)」による規制の対象外であるが、生態系に悪影響を及ぼしうる種(環境省IP) 要注意外来生物リスト <http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>。

2. 高木の根系

史跡においては、遺構面上に生育した高木の根の伸長や倒木時の根返りによる遺構の損傷が懸念される。史跡を適切に保存、管理するためには、高木の根系を把握し必要に応じて伐採あるいは抜根が必要と考えるが、遺構の保護が優先される必要がある。そこで、現在確認されている高木の根系の特徴と概略図を以下に示す。

① 根系の形態

樹木の根系は以下に示すように、水平分布と垂直分布の組み合わせで分けられる。

■水平分布 集中型：根系分布が根株の周囲に集中する。

中間型：集中型と分散型の中間。

分散型：根系分布が根株付近に集中せず、広い範囲にわたる。

■垂直分布 浅根型：大部分の根系の分布が表層土壌にある。

中間型：根系分布が中庸の深さに及ぶ。

深根型：根系分布が堅密で、通気不良で貧栄養の心土にも多い。

史跡指定地内で確認された高木の根系形態は、表2-5に示すとおりである。また、これらの根系の詳細は次項のとおりである。

表2-5 史跡指定地内の高木の根系形態

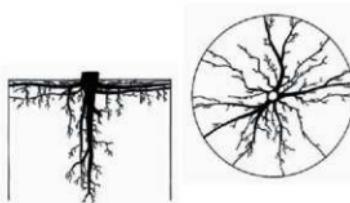
垂直 △ 水平	集中型	中間型	分散型
浅根型	—	—	エノキ
中間型	タブノキ	サクラ、シロダモ	ニセアカシア
深根型	—	スダジイ	クロマツ

② 樹種別の根系詳細

1、クロマツ

- ・垂直分布：深根型
- ・水平分布：分散型
- ・特徴：根株の下に長大な垂下根があり、さらに、太い水平根の基部からも垂下根がでて深部に達する。
- ・根系の深さの参考値

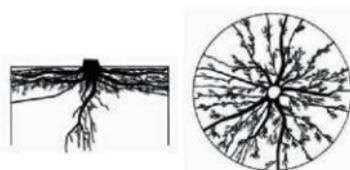
胸高直径	樹高	樹齢	根系の最大深さ
25cm	15m	40年	230cm
30cm	16m	45年	330cm



2、ニセアカシア（ハリエンジュ）

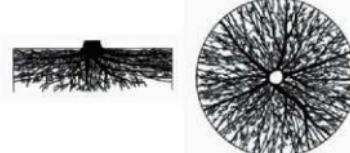
- ・垂直分布：中間型
- ・水平分布：分散型
- ・特徴：生長とともに肥大した主根から多くの側根が分岐するが、全体に疎。30年生程度になると根系が腐朽し倒伏現象が起こる。
- ・根系の深さの参考値

胸高直径	樹高	樹齢	根系の最大深さ
24cm	8m	35年	120cm
36cm	15m	40年	140cm



3、エノキ

- ・垂直分布：浅根型
- ・水平分布：分散型
- ・特徴：主根の発達は不明瞭、側根の生長が旺盛でひも状の小・中根系が地表に沿って広く分布する。



・根系の深さの参考値

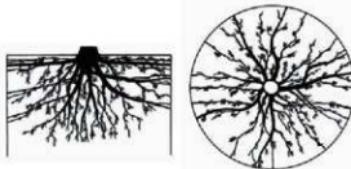
胸高直径	樹高	樹齢	根系の最大深さ
10cm	6m	15年	130cm
28cm	13m	40年	100cm

4、タブノキ

- ・垂直分布：中間型
- ・水平分布：集中型
- ・特徴：主根は根株付近で多数の小・中径に分岐する。

・根系の深さの参考値

胸高直径	樹高	樹齢	根系の最大深さ
26cm	12m	50年	210cm



5、サクラ（ソメイヨシノ）

- ・垂直分布：中間型
- ・水平分布：中間型
- ・特徴：主根は根株付近で多数の小・中径に分岐する。

・根系の深さの参考値

胸高直径	樹高	樹齢	根系の最大深さ
20cm	6m	35年	210cm

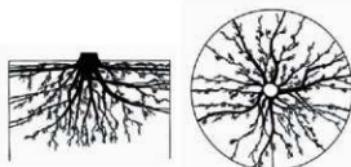


6、シロダモ

- ・垂直分布：中間型
- ・水平分布：中間型
- ・特徴：大径の斜出根と垂下根によって特徴づけられ、深さと広がりは中庸。

・根系の深さの参考値

胸高直径	樹高	樹齢	根系の最大深さ
16cm	8m	35年	170cm

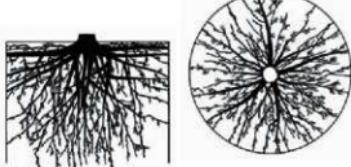


7、スダジイ

- ・垂直分布：深根型
- ・水平分布：中間型
- ・特徴：主根から分岐した数本の垂下根と斜出根によって特徴づけられ、深さと広がりは中庸。

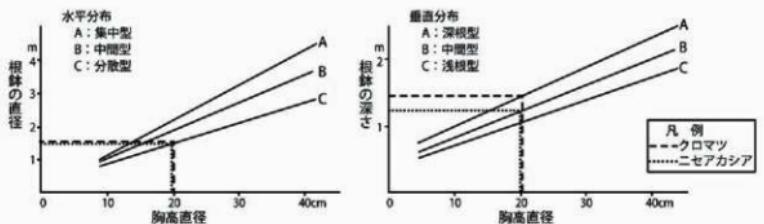
・根系の深さの参考値

胸高直径	樹高	樹齢	根系の最大深さ
25cm	15m	55年	240cm



③ 倒木による影響範囲

樹木の倒伏時の根返りによる影響範囲は下記図に示すとおりである。史跡指定地内に生育する根系垂直分布が深根型のクロマツ（胸高直径20cm）が倒伏した場合、根返りによる根鉢は直径1.6m、深さ1.5m程度となる。根系垂直分布が中間型のニセアカシア（胸高直径20cm）の場合でも、根鉢は直径1.6m、深さ1.2m程度となる。この範囲内に遺構が存在する場合、これらの樹木の倒伏により、損傷を与える可能性がある。



3. ニセアカシアの管理

史跡指定地内に生育するニセアカシアは、遺構に損傷を与える可能性があるほか、葉の根元や幹にトゲがあり、来訪者に危害を及ぼす可能性がある。また、本種は北米原産の外来種で生態系に悪影響を及ぼしうることから「要注意外来生物リスト」に記載されている。

そこで、ニセアカシアの生態を踏まえ、管理手法について検討する。



トゲを有する樹皮

① ニセアカシアの生態

原産地域 北アメリカ

侵入経路 史跡指定地内に生育するニセアカシアは、飛砂、塩害防止や薪炭材等の目的で植林（昭和20～30年ごろ※）されたと考えられるほか、周辺に植林されたものから種子が自然分散し、侵入した可能性も考えられる。

※出典：「日本の海岸林 村井他編」（1992、株式会社ソフトサイエンス社）

生活史 開花：4～6月ごろ。昆虫によって花粉が運ばれる。花には蜜が多く、蜜源として利用される。

結実：果実は秋ごろに熟し、莢（さや）が2つに割れて種子を出す。また、種子は土壤シードバンクを形成する。

形態：高さ25m程度に生育する。30年生程度になると根系が腐朽し倒木現象が起こる。

クローラン成長：種子だけではなく、土中の水平根からの萌芽によっても分布を拡大する。また、倒木や切り株からも萌芽し、成長する。

他の生物への影響

- ・競争力、再生力が旺盛なため、他の植物に届く光を遮ってその生育を阻害する。
- ・窒素固定によって、土壤を富栄養化させ、生態系の基盤を変化させる。

② 史跡での管理手法の検討

ニセアカシアの生態および史跡への影響を踏まえ、管理手法の検討を行った結果は、表2-6に示すとおりである。

③ 検討結果

発掘調査は部分的にしか実施されておらず、現地盤高から遺構面までの深さについては不明な点が多く、重機を用いて駆除を実施した場合、遺構を損傷させる可能性がある。よって、遺構の保護のためには、人力による駆除と管理を行う必要がある。

ただし、ニセアカシアは萌芽力が強いため、伐採のみを実施した場合、分布を広げる要因となる可能性が考えられる。また、実生による土壤シードバンクを形成するため、地上部のみを伐採しても、土壤に残された実生から継続的に萌芽する。

以上より、史跡指定地内でニセアカシアを駆除するためには、人力による伐採、伐採後の定期的な萌芽の抜き取りを継続して実施することが最も適した手法であると考えられる。但し、多くの人力と長い期間が必要となることから、地域住民の参加により実施することが重要である。こうした参加型事業の実施により、史跡への関心、愛着を増加させ、継続的な史跡の保存管理につながる。また、駆除の際には、史跡指定地の隣接地に生育するニセアカシアについても、同様に駆除が必要であり、自然分散や侵入への対処が必要である。

④ 伐採木の活用

伐採後の樹木の処理には、多大な費用が掛かるため、有用な活用が望まれる。ニセアカシアは、薪炭材としての利用目的としても導入された経緯があり、薪ストーブ等の燃料として利用することも行われている。

そこで、史跡の活用において、往時の祭祀状況を再現するイベントでの燃料や、希望者への燃料としての無料提供等による、伐採木の活用が考えられる。

表2-6 ニセアカシアの管理に関する検討

手法	伐採	伐採 + 抜根(+除根+天地返し)	伐採 + 実生・萌芽の継続的な抜き取り
概要	チェーンソーなどによる伐採。	伐採後にバックホウにより抜根。	伐採の翌年以降、人力により出現する実生・萌芽を抜き取る管理を継続的に実施。
実施時期	種子生産を抑制するため、花期(4~6月)前に実施。	種子生産を抑制するため、花期(4~6月)前に実施。	伐採は種子生産を抑制するため、花期(4~6月)前に実施。その後、芽生え時期(6~10月)に複数回実施。
駆除の効果	×	○	○
	残った切株や細根、土壌中の実生から萌芽する。	残った細根、土壌中の実生から萌芽する。細根の除根、天地返しまでを実施した場合、高い効果が得られる。	残った切株や細根、土壌中の実生からの萌芽を継続的に抜き取ることで、高い効果を得られる。
史跡への影響	○	△	○
	地上部のみを伐採するため、史跡への影響はない。	重機を使用するため、事前に発掘調査を実施し、遺構の状況を把握するとともに、根系の状況を把握する必要がある。遺構への影響がない場合でも、地形の改変に該当する。	地上部のみを伐採し、根系の発達していない萌芽を抜き取るため、影響はない。
コスト	○	×	△
	伐採のみであり、低成本で実施可能。	事前の調査、重機の使用が必要となる。	駆除するためには、年に複数回実施し、複数年継続する必要がある。
その他	市民との協働作業として実施できる。	-	市民との協働作業として実施できる。
評価	△	×	○

参考資料：「河川における外来植物対策の手引き」(平成25年、国土交通省)

【用語解説】**実生（みしうう）**

種子から発芽し、生育した植物をいい、芽生えの状態のものを指す。

土壤シードバンク（どじょうしーどばんく）

土壤中に含まれる発芽能を有する種子の集団のこと。

第5節 地理的環境

(1) 羽咋市の地勢

羽咋市は、能登半島の入り口に位置することから、「口能登」地区とも呼ばれます。西に日本海、北に志賀町、北東に中能登町、東に富山県氷見市、南に宝達志水町に接し、加賀・能登・越中を結ぶ要衝として発達してきました。

市域の北部には、その眉のような稜線から「眉丈山」と呼ばれる丘陵地形が位置し、日本海に舌状に突き出す岬部分は「滻崎」と呼ばれています。丘陵地の縁辺部は海成段丘地形で、海岸に接する滻町や柴垣町では漁港に恵まれ、漁労が営まれています。

市域の南部には、石動・宝達山地と呼ばれる山地地形が位置し、能登地区最高峰の宝達山（634m）から市内最高峰の基石ヶ峰（461m）を経て、石動山（565m）へと連なります。この稜線は、富山県との県境となっており、これを東西に横断する国道415号が富山県氷見市と結んでいます。また、この山地地形の裾部に沿って街道が南西から北東に通り、国道159号が富山湾側の七尾市と結んでいます。

市域中央部の眉丈山丘陵と石動・宝達山地の両者に挟まれた平地は、「邑知平野」「邑知地溝帯」と呼ばれる沖積地で、海潟湖である「邑知潟」が位置します。かつては県内でも屈指の広さを持つ潟湖でしたが、昭和8年（県営）および昭和23年（国営）から開始された干拓事業によって大



図2-7 羽咋市の地勢図

規模に農地化され、その面積を大きく縮小しました。干拓地は、広大な水田となり、現在では、能登地区有数の穀倉地帯となっています。市内遺跡の分布から推定される古代の邑知潟は、干拓地の範囲よりもさらに広く、寺家遺跡にも近接するほど大きかったと考えられます（図2-7）。邑知潟は、かつての広大な内水面を利用した天然の良港として水上交通が発達し、潟をとり囲む周辺集落を結び、淡水漁撈も行われていました。現在では、交通機能はなくなり、おもに干拓農地の灌漑として利用されるほか、わずかに潟漁師が冬期に寒ブナ漁を行っています。

市域の西部では、「羽咋砂丘」と呼ばれる海岸砂丘が位置しています。日本海から吹き付ける強風対策のため、防風・防砂林としてクロマツが植林され、海岸線は白砂青松の景観となっています。なかでも宝達志水町から市内の千里浜町にかけての海岸線は、堆積する粒度の細かい砂丘土が海水を含んで固く締まるところから、普通車や大型バス等の車両が海浜を通行できる国内唯一の「なぎさドライブウェイ」として知られ、多くの観光客があります。この砂丘地帯には、南北に走るのと里山海道と国道249号が、金沢方面と能登方面を結んでいます。

市域の河川をみると、眉丈山丘陵では、その高低差が緩やかなことから大きな河川の形成がみられず、灌漑のためのため池や堤が無数に作られています。南東部の山地では、急峻な谷地形から邑知潟へ注ぐ河川がみられ、扇状地を形成しています。このほか、海岸砂丘の内陸側に沿って流れる長者川のほか、山地から河口部へ直接注ぐ子浦川も見られます。邑知潟から日本海へ放出する羽咋川は、河口部で子浦川と長者川と合流し、かつては大きく蛇行していました。この合流地では、羽咋市の中心市街地とJR羽咋駅が位置しており、人や物が行き交う拠点となっています。



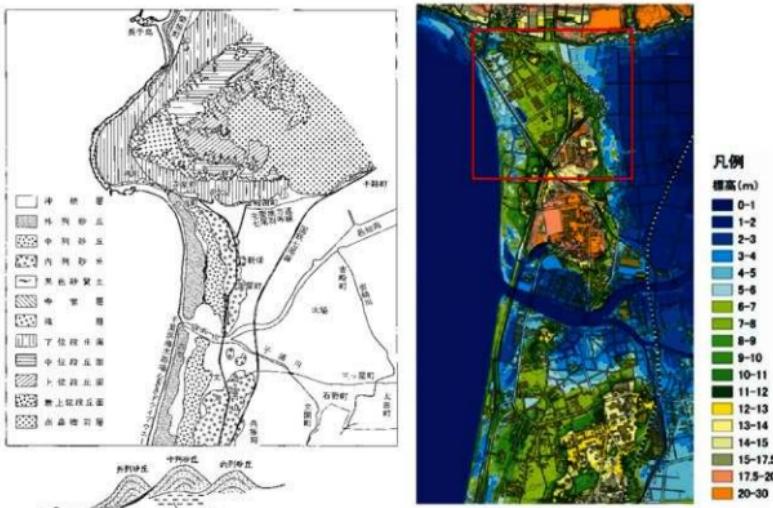
千里浜なぎさドライブ
ウェイからのぞむ滝崎
(眉丈山丘陵)

(2) 史跡と砂丘

寺家遺跡は砂丘の遺跡です。その堆積土は、加賀最高峰の白山を源流とする手取川から日本海に放出された土砂で、その粒径を微細にしながら沿岸流とともに北上し、眉丈山丘陵先端部で固定され、海岸線に漂着・堆積したものとされています。

砂丘は、常に風と海の力で動いています。現在、千里浜海岸の浸食による汀線後退が問題となっていますが、これも風と海の力によるものです。砂丘の形成には、供給・移動・堆積の3つの条件が必要です。海岸線に砂が供給され、波の力で打ち上げられた砂が風の力で内陆部へ飛んで移動し、列をして堆積します。風の力が弱まると、砂の移動は止まり、やがて植物に覆われ、表層部が固定化されます。この植物が繁茂を繰り返し、腐植土となって堆積したのが、砂丘堆積中にみられる黒色系土層です。寺家遺跡の構造と遺物は、この黒色系土層中に含まれられており、生活に適した安定した環境にあったと考えられます。

遺跡が立地する羽咋砂丘は、縄文～古墳時代にかけて海進・海退の作用により堆積した「古砂丘」と中世以降に堆積した「新砂丘」により形成されています。古砂丘は、内列・中列・外列の三列の砂丘列が累積して形成されたと考えられています(図2-8 ① 藤 1971、藤 2006)。現在の標高地形図をみると、羽咋川以南では、砂丘列の高まりを観察することができます(図2-8 ②)。しかし、寺家遺跡が位置する北端部では、寺家工業団地の造成もあり、その区分は明瞭ではありません。造成前の地形図や航空写真をみると、内列・中列を不明瞭ながら観察することができます。発掘調査による土層の断面観察では、内列砂丘の上面に、寺家遺跡の包含層である黒色系砂層が堆積しており、その形状を知ることができます。さらに上部には、新砂丘が堆積し、現況の地形を成していることが確認されています(図2-10、12)。



① 史跡周辺の地質環境と砂丘堆積模式図 *藤 2006より転載・作成
② 現況の標高地形図

図2-8 史跡周辺の地質環境

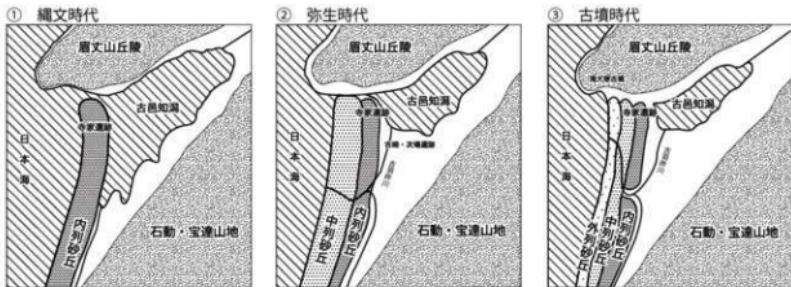


図2-9 砂丘列と邑知潟の形成模式図 藤2006をもとに加筆・作成

海岸砂丘の形成は、邑知潟の形成と連動し、寺家遺跡の成立と廃絶にも深く関わっています。

縄文時代には、海進による海面の上昇により、邑知潟は邑知平野に深く入り込んでいたと考えられています。この時期に、内列砂丘が形成されたと考えられ、寺家遺跡では、縄文時代前期以降の土器と遺構が確認されていることから、陸地化し活動に適した環境にあったと考えられます。また、邑知潟と日本海を結ぶ河口部は、砂丘と眉丈山丘陵のあいだを流れていたと推定されています（図2-9 ①）。ただし、河口部に位置する柳田猫の目遺跡では、出土地点は不明ながら、出土品に縄文土器の報告もあり、内列砂丘と旧流路の形成と時期について、詳細な検討が必要であり、今後の課題です。

弥生時代には、海退による海面の低下とともに、内列砂丘の陸地化が進み、これに再び砂が漂着・堆積して中列砂丘が形成されたと考えられています。一ノ宮郵便局遺跡、寺家海岸遺跡、柳田猫の目遺跡では、弥生土器の出土が報告されており、邑知潟の北側を流れる河口部は、砂丘の発達により狭小化し、弥生時代後期には埋没した可能性があります。これに伴い、現在の河口部方面へ南下する流路も形成されたと推定されます。邑知平野では、扇状地の発達と沖積地が進んで稻作に適した低湿地の環境が成立し、これを背景に弥生時代の遺跡が増加します。なかでも、邑知潟南岸では、吉崎・次場遺跡が営まれ、中核的な大規模集落が営まれています（図2-9 ②）。

古墳時代に入ると、再び海面が現在近くまで上昇し、後退した中列砂丘の海岸線に砂が漂着・堆積して外列砂丘を形成したとされています（図2-9 ③）。

奈良・平安時代の寺家遺跡は、縄文時代以来、植物が繁茂する安定した環境にあったと考えられ、その腐食作用による黒色系土層による包含層が堆積しています。しかし、9世紀末から10世紀初頭の短期間において、遺跡の大部分が海岸からの飛び砂に覆われ埋没していることが調査の土層観察から明らかとなっています。これは、「平安海進」（ロットネスト海進）と呼ばれる、平安時代後期の気候変動に伴う海面の上昇による砂丘移動の影響が指摘されています（藤・小嶋1989）。その後、再び定期を迎える中世の暗褐色系砂層による遺跡包含層の堆積がみられます、室町時代（14世紀後半～15世紀）には再び大規模な砂丘移動が起り、寺家遺跡は完全に被覆され埋没し廃絶します。現在の砂丘地形は、この砂丘移動によるものです。

近世には、この海岸砂丘上に防砂林として松苗の植林が行われています。記録として確認されるものでは、正徳5年（1715）の「砂除垣用松苗入用銀押領付請帳」があり、兵庫村から加賀藩に対して防砂林用の松苗の交付と植林申請を願い出た史料が残されています。防風・防砂林の植林は、近現代においても継続され、現在に至ります。

(3) 史跡と周辺の地質環境

史跡が位置する海岸砂丘に北接する眉丈山丘陵は、邑知地溝帯を形成する断層帶としても知られます。地質時代の堆積をみると、下位からジュラ紀（約2億1200万年前から1億4300万年前）の船津花崗岩類、新第三紀中新世中期および前期（約2500万年前から200万年前）の眉丈山礫岩層、第四紀更新世（約164万年前から1万年前）の段丘堆積層より構成されます。

海岸砂丘地帯では、断層活動による眉丈山丘陵側の隆起と邑知潟側の沈降により、花崗岩・第三紀層・洪積層が埋積した更新統（更新世の堆積）、繩文海進時（約6000年前）の低湿地性細粒層（粘土層）と海成砂層の堆積、その上部の砂丘の堆積により構成されます。海成砂層では、砂堆（水成による砂の丘状地形：砂嘴）の形成があったと推定され、内列砂丘の砂が漂着・堆積する微地形が存在した可能性があります。これにより、内列・中列・外列砂丘による古砂丘と、その後の新砂丘が堆積し、現在に至ると考えられます。

また、石川県が実施した能登有料道路建設時の調査では、邑知潟から日本海への旧河道と思われる沈下する微地形においてボーリング調査が行われており、この存在を示唆する低湿地土（沖積による粘質土層）と砂礫層の堆積が確認されています。

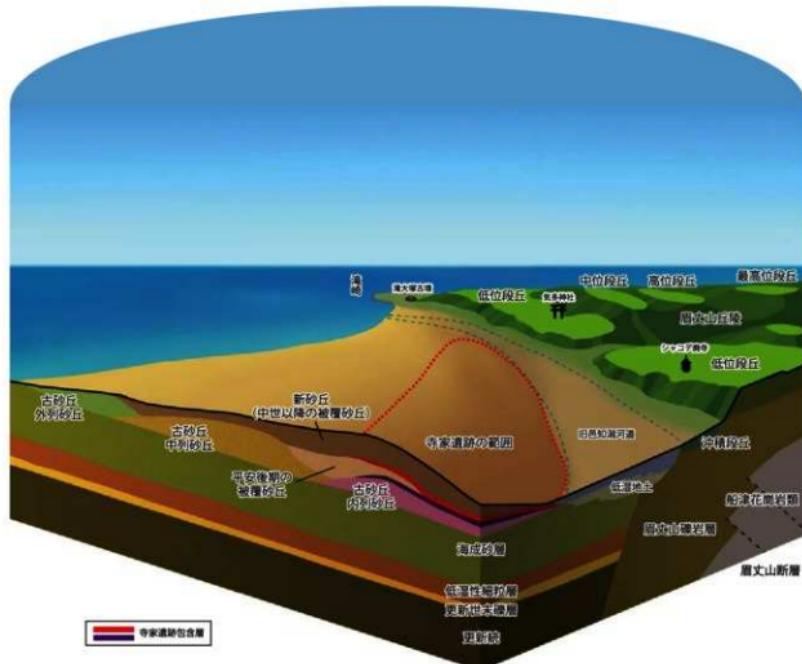


図2-10 寺家遺跡周辺の地質模式バース図

第6節 史跡の調査成果

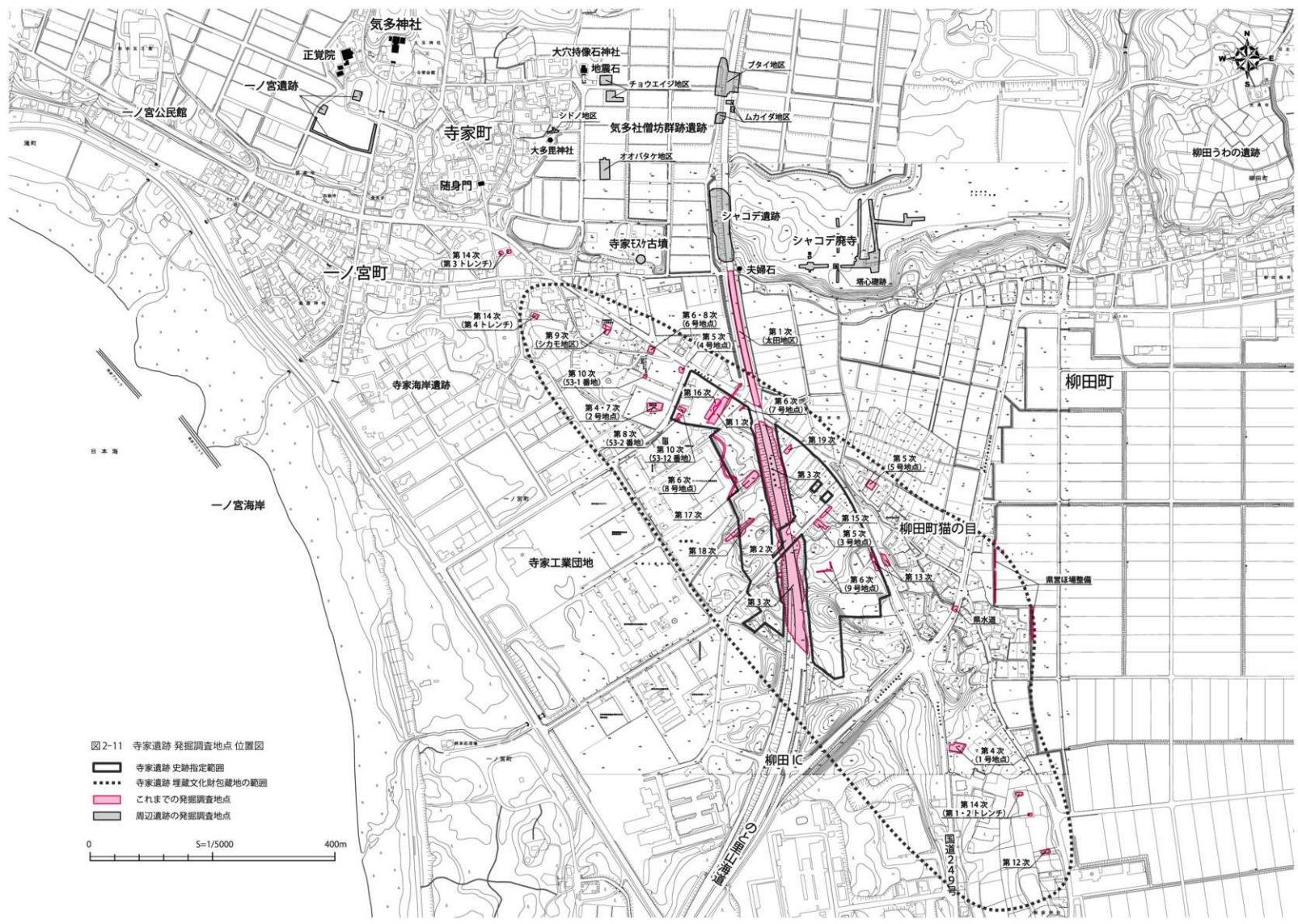
(1) 史跡の発掘調査

寺家遺跡は、昭和53年（1978）の発見以来、全19次にわたる発掘調査が行われました。調査主体は石川県教育委員会と羽咋市教育委員会で、以下のとおり実施しています。（表2-7、図2-11）調査成果については、既刊の発掘調査報告書に詳しいので、以下に、その概要を整理します。

表2-7 既往調査一覧表

調査年度	調査名	調査地区名	調査面積 (m ²)	調査機関	調査原因	調査の概要
昭和53年(1978)	第1次調査	祭紀地区	1,350	石川県 教育委員会	開発有料道路建設	排水水管設工事現場から大量の土器を発見。奈良三彩、猪頭鏡などの祭器が出土。焼土遺構の存在が確認され注目を集め。遺構の保護措置がとられる。
		太田地区	1,900			
		砂田地区	500			
昭和54年(1979)	第2次調査	太田地区	300	石川県立埋蔵 文化財センター	〃	砂田地区で大型建物群を検出。柱台位置を変更し建物跡を保存する。
		砂田地区	1,500			
昭和55年(1980)	第3次調査	砂田地区	10,000	〃	〃	上ノ層の調査延べ面積約25,000m ² 。県内初の航空測量が行われる。
昭和56年(1981)	第4次調査	砂田地区	26	羽咋市 教育委員会	国道249号交通安 全施設建設 遺跡範囲確認調査	1号地点より、漆塗と木本地壳型が出土。砂田地区南端部の工房の存在を確認。2号地点では溝状遺構を検出し、祭紀地区西側の様相を確認。
		1号地点	250			
		2号地点	220			
昭和57年(1982)	第5次調査	3号地点	150	〃	〃	3号地点で『司壁』墨書き。祭紀地区北側(4号地点)と砂田地区東端(5号地点)の様相を確認。
		4号地点	80			
		5号地点	190			
昭和58年(1983)	第6次調査	6号地点	6	〃	〃	祭紀地区北西端(6号地点)と南東部(7号地点)の様相を確認し、第1次と同一遺構の土塁を検出する。砂田地区西側の古出旧地形(8号地点)の記録。9号地点では、篆文鏡が出土。
		7号地点	29			
		8号地点	325			
		9号地点	70			
昭和59年(1984)	第7次調査	53-8番地	460	〃	宗教施設建設	2号地点を一部拡幅し、周辺の再確認調査を実施。祭紀地区西側の状況確認。
昭和60年(1985)	-	熊水遺査区	100	石川県立埋蔵 文化財センター	県水道供給事業	土塁を検出。第11次調査で報告。
昭和61年(1986)	第8次調査	24-1番地 53-2番地	33 52	羽咋市 教育委員会	個人住宅等建設	6号地点を拡幅再調査。祭紀地区北側の様相確認。 祭紀地区西側の様相確認。
平成3年(1991)	第9次調査	シカモ地区	120	〃	公共施設建設	10C以降の土器群多数出土。遺跡北側の様相確認。
平成4年(1992)	第10次調査	53-12番地 53-1番地	72 32	〃	個人住宅等建設	祭紀地区北側の様相確認。
平成5年(1993)	第11次調査	黒堂堀整備 事業調査区	200	石川県立埋蔵 文化財センター	黒堂堀整備事業 羽咋西部地区	遺跡東端の低窪地を調査。椎眉、齊串、人形の木製祭祀物が出土。
平成8年(1996)	第12次調査	柳田砂山地区	100	羽咋市 教育委員会	個人住宅等建設	古墳時代後期の祭祀活動が盛んだった集落の存在を確認。
平成9年(1997)	第13次調査	砂田地区南部	500	〃	国道249号交通安全 全施設等整備事業	砂田地区南部の土塁を検出。砂丘層が非常に厚い。
平成13年(2001)	第14次調査	第1トレンチ 第2トレンチ 第3トレンチ 第4トレンチ	18 15 12 15	〃	詳細分布調査	遺跡の南端部(T1/T2)と北端部(T3/T4)の様相をそれぞれ確認。 ※寺家遺跡整備専門委員会が組織される。
平成14年(2002)	第15次調査	第5トレンチ	60	〃	〃	掘立柱建物と見られる柱穴列を確認。墨書き土器『神』出土。
平成15年(2003)	第16次調査	祭紀地区(拡幅)	200	〃	〃	1次調査地点を拡幅。奈良・平安時代の祭祀跡。大型焼土遺構の構造を確認。
平成16年(2004)	第17次調査	砂田地区北部	300	〃	〃	北部建物群西部の掘立柱建物の柱穴列を確認。 土壌確認。
平成17年(2005)	第18次調査	砂田地区中央部	300	〃	〃	旧地形と古代包含層を傾斜面の露出断面で確認。
平成20年(2008)	第19次調査	砂田地区北部	70	〃	〃	北部建物群および包含層の東部への広がりを確認。

*羽咋市教委 2010 から転載

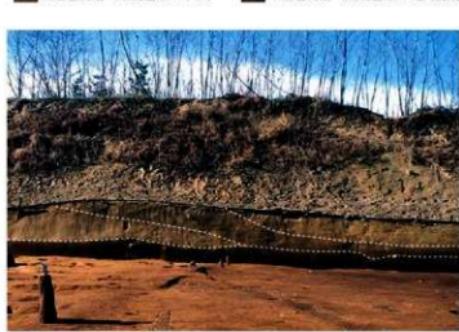


(2) 史跡の包含層と年代

現在の地形である「新砂丘」は、寺家遺跡の14世紀後半の遺構と遺物を被覆しており、中世の砂丘移動による堆積と考えられます。猫の目交差点付近では約8～9mの厚さが確認されており、この砂丘移動が極めて大規模であったことがうかがい知れます。

この新砂丘の下位に、寺家遺跡の包含層が堆積しています。一般的な砂丘の堆積土は、縮まりのない黄白色をしていますが、寺家遺跡の包含層は、植物の腐食作用のため、縮まりの強い黒色系の土層堆積として確認することができ、比較的明瞭に判別することができます。包含層は上層と下層に細別することができ、平安時代後期～中世の遺構と遺物を包含する暗褐色系の砂質土層（上層包含層）と、縄文時代から古代にかけての遺構と遺物を包含する黒褐色系の砂質土層（下層包含層）を確認することができます。上・下の包含層は接しており、連続して遺跡の活動に適した環境にあったことがわかります。しかし、遺跡の一部で、この両者の間に明黄白色の砂丘土（間層）が西から東にかけて入り込んでいる範囲が確認されています。これは、9世紀後半代の遺構と遺物を被覆しており、9世紀末～10世紀初頭にかけて、海岸からの砂丘移動があったことを示しています（図2-12、20）。

これと同様の堆積状況が、寺家遺跡の南に位置する釜屋遺跡でも確認されています。平安時代後期と中世以降の砂丘移動は、史跡周辺の地域的な現象ではなく、羽咋砂丘において共通する現象と言うことができます。



上下包含層と間層の堆積状況（第3次調査 1980）※石川県立埋蔵文化財センター提供

土層堆積	色調	年代
新砂丘 (現在の地形)	黄白色	14世紀後半 以降～現在
上層 包含層	暗褐色系	10世紀～ 14世紀後半
間層	黄白色	9世紀末～ 10世紀初頭
下層 包含層	黒褐色系	縄文前期～ 9世紀後半
古砂丘 (基盤砂層)	黄白色	縄文前期以前

図2-12 包含層の堆積と年代

(3) 古代の復元砂丘地形

史跡が立地する古代の砂丘地形は、現在の砂丘地形とは大きく異なっています。これまでの発掘調査の各地点で確認された下層包含層の標高をもとに、その形状を復元したのが図2-14の砂丘地形です。古代の寺家遺跡は、西北から南東にかけての列状の高まりから、沖積地にかけて緩やかに下降し、舌状の尾根と窪地による波状起伏のなかで営まれていたと推定されます。第18次調査地点では、この下降する包含層の堆積状況を確認することができます。



下降しながら堆積する黒色系包含層の断面
(第18次調査 2005)

(4) 各時期の遺構と遺物の概要

縄文時代

縄文時代の遺物は、下層包含層のなかでも最下層部分、もしくは基盤砂層上から出土しています。爪形文を施す薄手で焼成の堅致な縄文時代前期の土器が出土しており、出土位置も遺跡内の広範囲にわたっています。遺構では、南部で縄文時代後期の1m前後の土坑群が多数検出されています（図2-13）。いずれも基盤砂層に遺構が掘り込まれており、内列砂丘が陸地化し発達したこの時期に、遺跡の活動が開始されていることがわかります。

弥生時代

弥生時代の土器も、遺跡の全域から出土しています。第3次調査では、遺跡南端部で検出された弥生時代後期の土坑から、6個体の完形土器が出土しています。同じく南端部で、2つの孔穴をもつ無茎銅鏡も出土しています。このほか、第10次調査では、弥生時代後期の竪穴建物が検出されており、遺跡北部における弥生集落の存在が想定されます。また、第1次調査および第5次5号地点において、木製矢板を巡らせた南下する大溝遺構が検出されており、遺跡東部の砂丘裾部に沿うように大溝が整備されていたと考えられます（図2-13、14）。

古墳時代（6世紀代～7世紀代）

遺跡の南端部の第12次調査で、古墳時代後期の重複する竪穴建物3棟と土坑などの遺構が検出されています。遺物には、須恵器や土師器、製塩土器があり、須恵器の年代観から6世紀前葉の集落遺跡と考えられます。いずれの竪穴建物からも祭祀遺物が出土しており、銅鏡片、石製紡錘車、白玉、管玉、ガラス小玉、手捏ねミニチュア土器などが確認されています。この祭祀遺物の構成から、集落内で祭祀が行われていたと考えられます。

7世紀前半になると、遺跡の北部で竪穴建物8棟が確認されています（第3次、第10次調査 図2-13）。出土遺物には、前述のような祭祀遺物は見られず、6世紀代とは性格が異なるようです。遺跡の南部では7世紀代の竪穴建物はみられず、北部砂丘地の段丘・台地寄りに集落が営まれたとみられ、同時期の柳田シャコデ遺跡や寺家モスケ古墳との関係が注目されます。

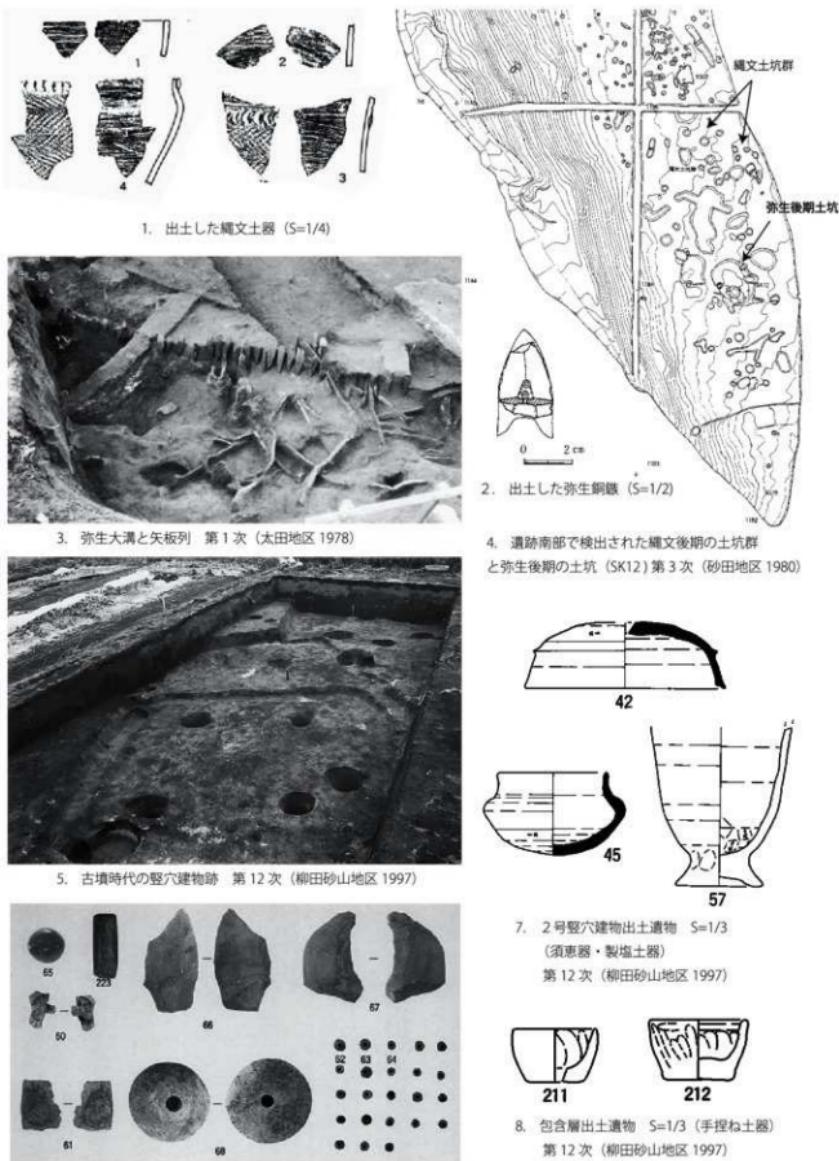


図2-13 縄文時代から古墳時代の主な遺構と遺物

奈良時代（8世紀前半・後半）

8世紀前半には、遺跡の中央部で34棟の堅穴建物が検出されており、7世紀代に比して飛躍的に建物戸数が増加しています。とくに北半部の堅穴建物群は、等高線の緩やかな平坦地に営まれており、海獸葡萄鏡・素文鏡・銅鈴・皇朝鏡をはじめとする多数の祭祀遺物が出土しています（図2-14、15）。これらの遺物は、堅穴建物の覆土もしくは床面上から出土しており、これらの祭祀具の使用に関わる集団の居住が想定されます。南半部の堅穴建物群は、地形的な稜線上の高まりに営まれています。以上の堅穴建物群は、その主軸方位が統一されていることから、計画的な集落形成が行われたと考えられます。したがって、7世紀代の集落形成とは異なる意図や計画のもと、祭祀に専業的に從事する集団とその集落が成立したと考えられます。

南半部の堅穴建物の1棟から、和同開珎とともにガラス容器片が出土し、その周辺からガラス坩埚片3点が出土しています。このほか、北部の堅穴建物からもガラス坩埚片が2点出土しています。この資料は、この時期にガラス工房が存在したことを示すとともに、中央の都城関係遺跡以外の地方での出土事例として重要な発見となっています。ガラス生産は、飛鳥池工房遺跡にもみるように、宮殿、都城に深く関わる官営工房のひとつとして管理されていました。寺家遺跡においても都の官営工房からガラス製作の工人が技術とともに招かれ、ガラス工房が存在したと考えられます。したがって、その集落形成には、中央とのつながりによる、国家的な関与があつたと想定され、官人の存在を示す帶金具の出土からも、公的な参画があつたことがうかがわれます。

8世紀後半には、これらの堅穴建物群が、掘立柱建物に建て替えられます。これらは前述の堅穴建物群と同じ主軸方位を踏襲しており、建物規模も同様であることから、祭祀専業的集落としての性格を継承した建物群と考えられます。

遺跡北部の第1次・第16次調査では、馬蹄状の窪地地形の内部で、8世紀後半の大型焼土遺構が検出されています（図2-14、15）。この遺構は、明赤色に焼き締まる粘土面として検出されました。粘土は、砂丘地においては外部由来のものであり、粘土を持ち込み、燃焼のための場を人為的に設けたものと考えられます。部分的な検出面だけでも $2\text{m} \times 2\text{m}$ の規模をもち、未検出部分にも大きく拡がる極めて大規模な焼土遺構です。この粘土面は、2面以上が重なることから、複数回にわたる燃焼と粘土面の設置行為が想定されます。さらに、この粘土面には、炭化物や灰がほとんど残されておらず、隣接する土坑群には、炭化物や灰が充填されていることから、その廃棄土坑群と考えられ、燃焼行為後の清掃行為が確実視されます。さらに、この粘土面は、粘土ブロックを混和した粘質砂質土により被覆されており、この後には、新たな燃焼行為が認められないことから、「粘土面の設置→燃焼行為→清掃行為→（複数回のくりかえし）→粘質砂質土による被覆」の過程を一連の行為とみなすことができます。加えて、この焼土遺構に隣接して、人頭大の礫を方形に組み合わせた石組炉も検出されています（図2-15）。炉の内部には、支脚が据えられ、周間に土器窯の出土があることから、神饌等の調理が行われた可能性があります。

以上に述べた、砂丘地形の窪地の内部という空間的特殊性、燃焼行為のための場の人為的設置、燃焼行為後の清掃行為とその後の被覆行為、石組炉での調理の要素から、この遺構は大規模な燃焼行為を伴う祭祀遺構であり、祭祀を行うための空間（祭祀場）が形成されたと考えられます。

以上から、8世紀の寺家遺跡には、国家的な関与のもと、祭祀専業的集落と祭祀場が成立したと考えられます。一方、寺家遺跡に對面するシャコデ廢寺では、8世紀初頭には伽藍を伴う古代寺院が整備されており、砂丘地と丘陵地で、神祇祭祀と仏教祭祀が併存する宗教的な環境が成立したと考えられます。

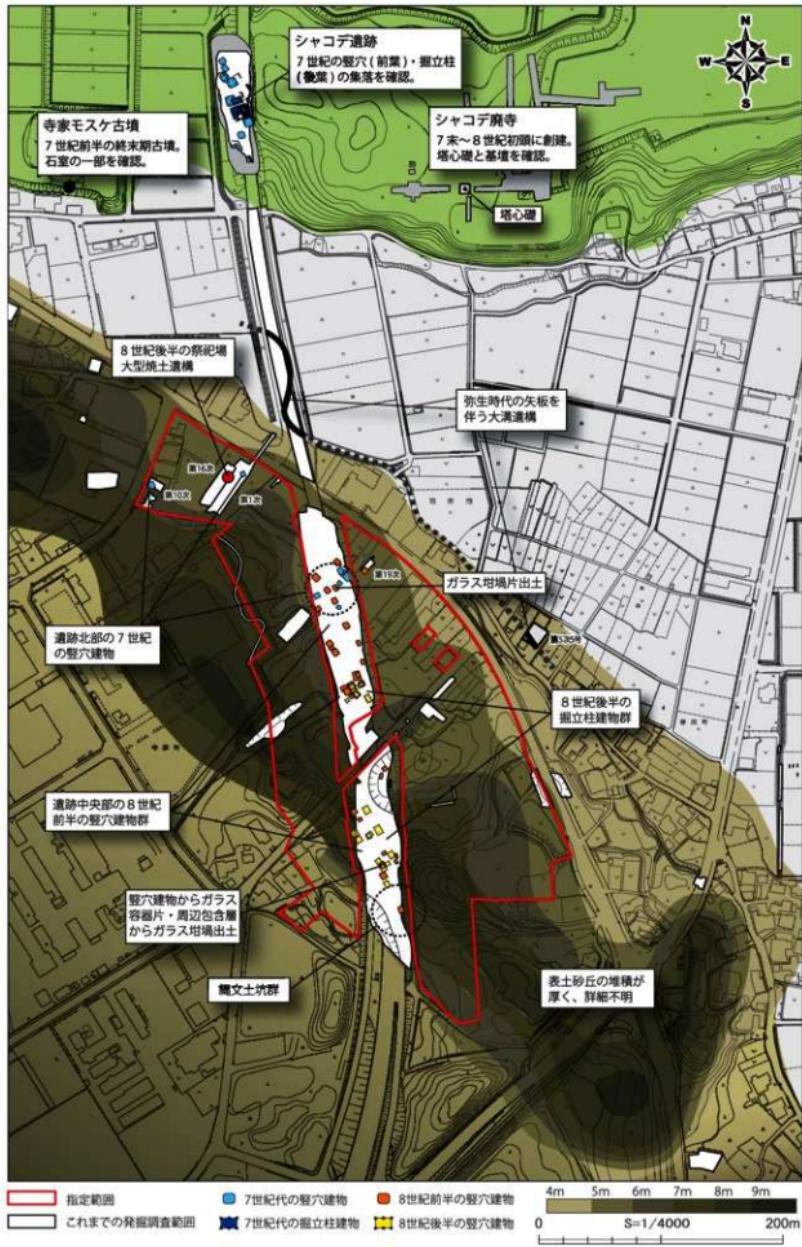


図2-14 史跡周辺の8世紀までの主要な調査成果



図2-15 8世紀代の主な遺構と遺物

※は石川県埋蔵文化財センター所蔵資料

平安時代（9世紀）

9世紀に入ると、これまでの掘立柱建物群が再編され、遺跡北部の平坦地に、建物主軸を統一した大型建物と複数の周辺建物による掘立柱建物群が形成されます（図2-16、17）。この建物群の周囲からは、銅鏡・銅鈴・垂飾・鉄鐸・鉄鏡・舟形鉄製品・三彩陶器・縁袖平瓶・土馬などをはじめとする多数の祭祀遺物が集中的に出土しており、墨書き土器「宮厨」の出土のほか、記号墨書「ミ」が集中的に出土する傾向が認められます。また、この建物群の北に位置する井戸遺構と周辺の土器溜りでも、同様の「宮厨」の出土と「ミ」の集中傾向があり、建物群に井戸が伴うことを示唆しています。この井戸遺構は、二重の井戸枠を持ち、さらに矢板状に周囲を補強する、重厚な造りとなっており、内部には浄水のための白石が敷き詰められ、内部からは木製祭祀具の斎串が出土しています。以上の成果から、この建物群は、井戸を伴い、祭祀に伴う饗宴の用意のほか、使用する多数の祭具を管理する、古代神社の厨関連施設と考えることができます。

また、9世紀の後半に入ると遺跡中央部の東へ伸びる尾根筋上に、 2×9 間の大型掘立柱建物とその周辺建物の構成による建物群が形成されます。この建物群は、溝と小孔列による柵列状の区画遺構を伴い、周囲からは、銅鏡・鉄鐸や三彩陶器片などの祭祀遺物が出土しています。このほか、牛馬歯骨や貝類の埋納遺構、須恵器平瓶の埋納柱穴が検出されており、建物群の鎮壇等に関連する祭祀も想定されます。墨書き土器では「大」が集中する傾向があり、このほか「宮」「司」「司館」「館」「奉」「神」の神祇祭祀に関連した公的施設や神職である宮司（みやのつかさ）の存在を示唆する文字が出土しています。のことから、第2次～第5次3号～第15次調査地点にかけては、古代神社の祭祀を司る、「宮司館」ともいうべき祭祀の管掌施設が展開したと考えることができます。

さらに、この建物群の南側の谷地形には、方位をほぼ真北にとる 2×3 間に推定される主屋に、3間の西面庇と雨落ち溝を伴う掘立柱建物が確認されています（図2-18）。柱穴からは、埋納された海獣葡萄鏡が出土し、建物プランが神社建築様式の三間社流造と共通することから、神社遺構の可能性があります。

遺跡南部では、製塩・鍛冶炉・畝溝遺構が確認されており、生産域が広がっていたと考えられます。さらに南部に位置する第4次1号地点では、木製椀の荒型が出土しており、木地師などの木工生産域が存在した可能性があります（図2-18）。先述した井戸遺構からは、斎串も出土していることから、木製祭祀具の製作も行った可能性があります。また、遺跡北部の第10次調査では、狭小な調査面積に比して、フイゴ羽口と大量の鉄滓が出土しており、製鉄を行う生産域が指定地の北部にも展開していたと推定されます。9世紀代の祭祀遺物には、8世紀代とは異なり、鉄製品の祭祀遺物が加わっており、製鉄や鍛冶による鉄製祭具の生産が遺跡内で行われていた可能性があります。以上は、9世紀に入り、掘立柱建物群の再編とともに、生産体制についても分業化による再編が行われたことを示唆しています。

遺跡北部の祭祀場では、前述した焼土遺構による祭祀は確認されず、9世紀後半の大量の土器供膳具と祭祀遺物を使用した祭祀遺構が検出されています（図2-19）。石列による方形の区画遺構の内部と周囲に、大量の土器と銅鏡・直刀・勾玉・三彩陶器片をはじめとする祭祀遺物が集中的に出土しており、これらを奉獻する祭祀が行われたと考えられます。この遺構にも炉跡が隣接し、神饌の調理も行われたと考えられ、神人共食儀礼などの祭祀が推定されます。

以上に述べた、9世紀にみられる古代神社関連施設と生産体制の再編・整備の過程は、8世紀代の祭祀専業の集落における祭祀・生産の未分化な体制から、祭祀の執行と生産体制が分離・組織化される官社化の過程を示すものと位置付けられ、奈良時代から平安時代にかけての古代神社

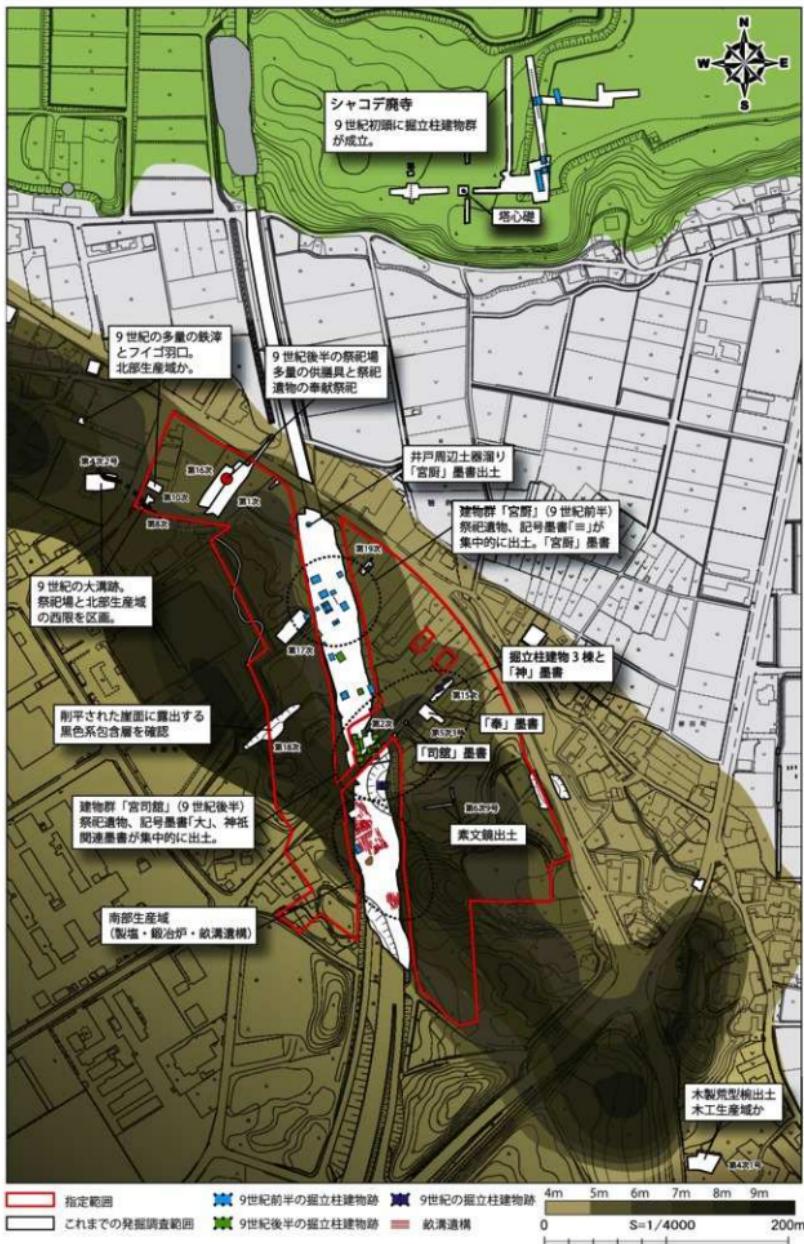


図2-16 史跡周辺の9世紀の主要な調査成果

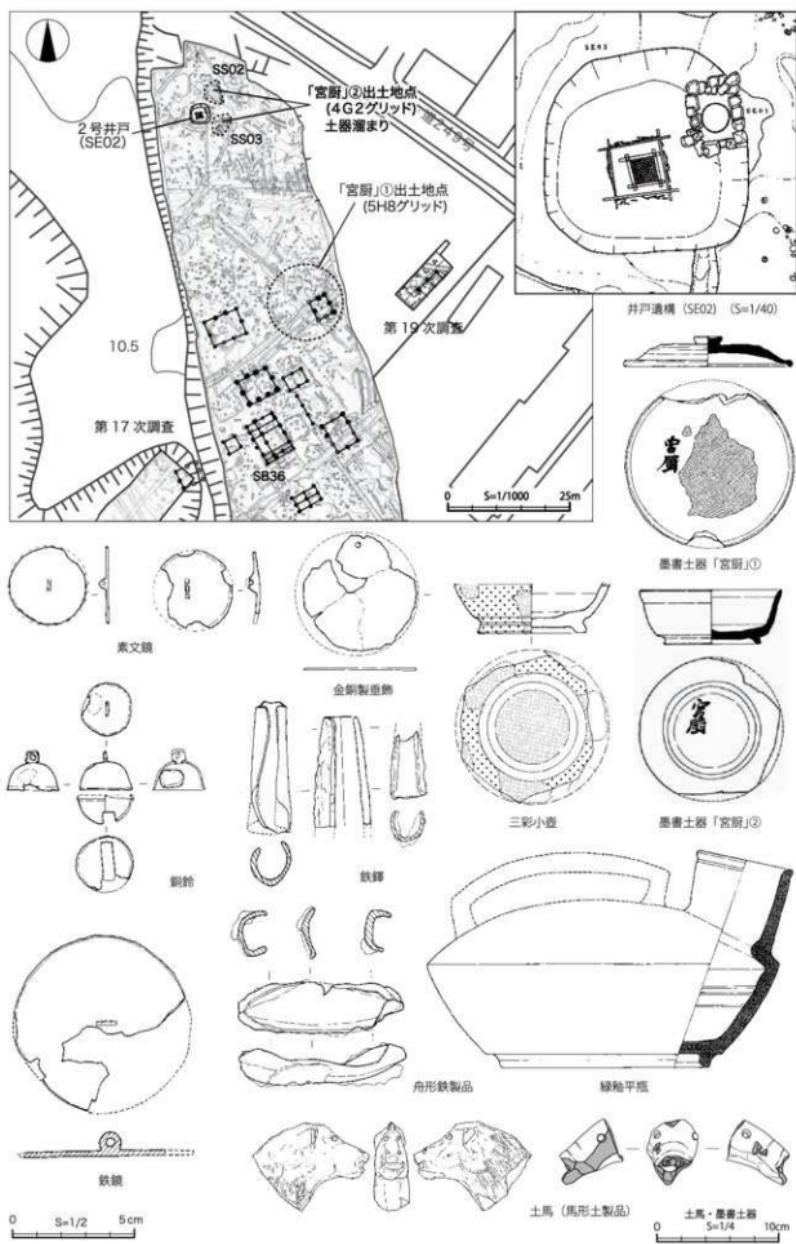
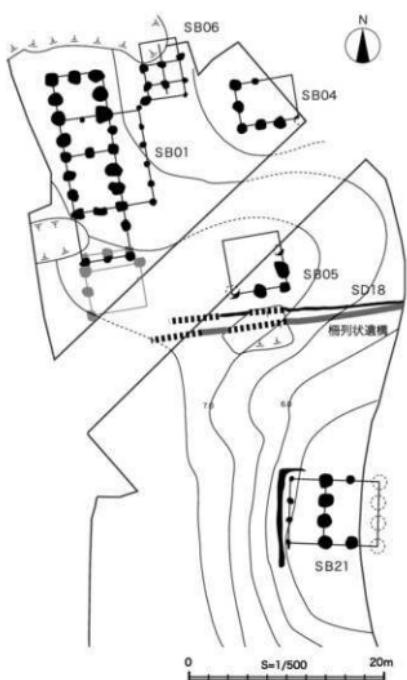


図2-17 建物群「宮厨」周辺の主要な造構と遺物



建物群「宮司館」 遺構平面図

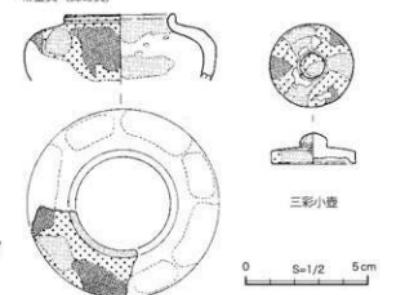
掘立柱建物群の検出状況（北から 第2次調査 1979）
※石川県埋蔵文化財センター提供

帶金具（締め具）



「司館」(第5次3号) 「神」(第15次) 「奉」(第5次3号)

周辺から出土した神祇関連墨書 (S=1/4)



木製壺型・漆画（第4次1号）

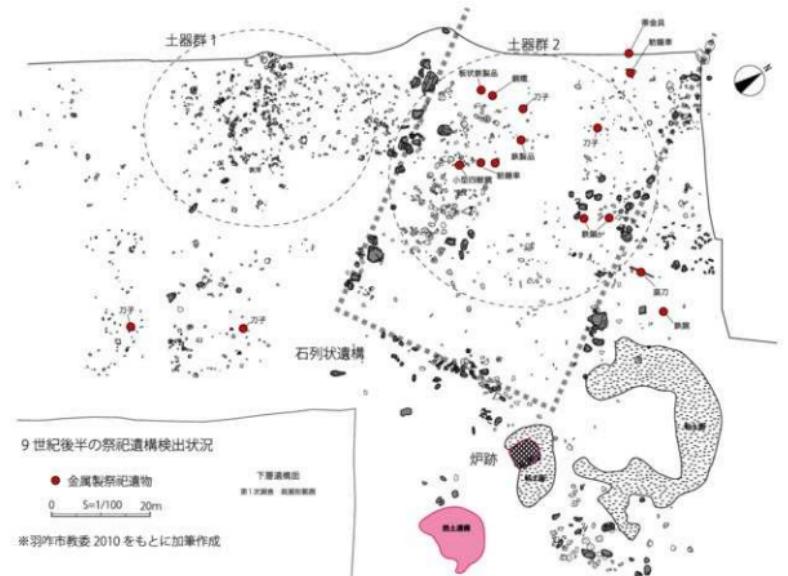
0 S=1/2 5cm



木製壺型・漆画（第4次1号）

0 S=1/4 10cm

図2-18 建物群「宮司館」と周辺出土遺物



狹刃鏡・素文鏡・垂飾・帶金具・皇朝鏡 ※



三彩陶器片・ガラス玉・勾玉・銅環・直刀 ※



土器群2および祭祀遺物の検出状況



祭祀遺構の検出状況と表土砂丘の堆積状況

※は石川県埋蔵文化財センター所蔵資料

図2-19 9世紀の祭祀遺構と主な出土遺物

の変遷過程の実態を示す考古学的成果として重要です。

一方、シャコデ廃寺では、9世紀初頭に2×7間の方形柱穴による掘立柱建物をはじめとする建物群が成立し、寺院においても公的色彩の濃厚な関連施設の整備が行われたとみられます。奈良・平安時代の寺家遺跡は、国家的な神祇と仏教の祭祀とともに、土馬や牛馬歯骨を伴う祈雨などの祭祀も併存していたと考えられ、多様な祭祀と信仰が併存し重層する、ひとつの大きな宗教的空间が成立していたと考えられます。

平安時代後期～中世（鎌倉・室町時代）

先述した9世紀代の遺構群の多くは、9世紀末から10世紀初頭にかけての海岸からの砂丘移動による砂丘土（間層）に被覆されています。この砂丘土の分布は広範囲に及んでおり、祭祀場のほか遺跡南部の大半が埋没したと考えられます（図2-20）。これにより、祭祀場、生産域のほか、一部の建物群が機能しなくなつたと考えられ、古代の神祇祭祀の執行に影響を及ぼしたと推定されます。このことは、10世紀後半以降に、古代にみられた銅鏡などの金属製祭祀遺物がみられなくなることからもうかがえます。

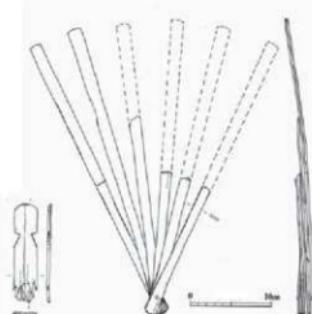
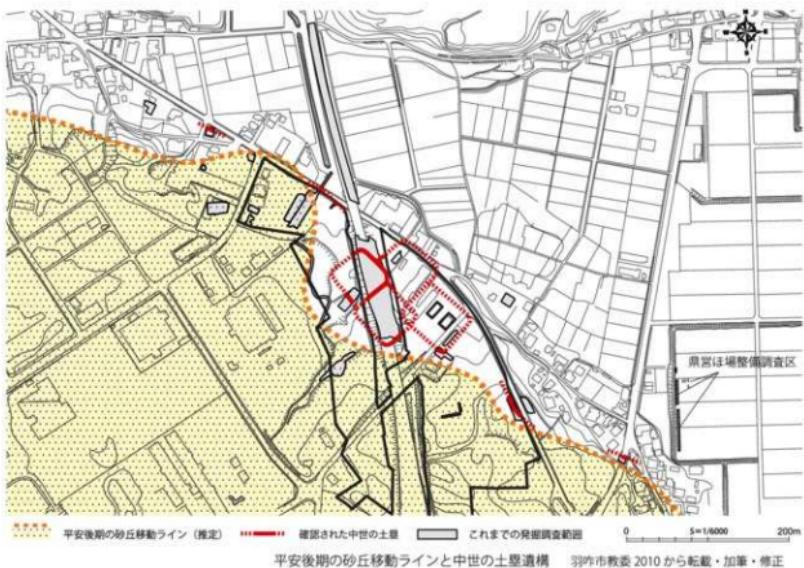
この背景には、律令制による国家統治機能の低下が始まる社会的変化の影響が想定されるほか、渤海国への滅亡など、政治・外交上の変化も起つておらず、古代の能登国が担つた役割や位置づけにも影響を及ぼしたと考えられます。加えて、上記の自然環境の変化による砂丘移動も起つておらず、奈良時代以来、古代神社として整備されてきた宗教的空间に大きな変化があつたと考えられます。

遺跡東部の沖積湿地に位置する第11次調査区（県営ほ場整備調査区）では、11世紀代の木製形代の人形や檜扇などの祭祀遺物が出土しています。出土地区から推定して、邑知潟に近接して形代類等を使用する、水辺の祭祀が行われていた可能性があります。

寺家遺跡の木製祭祀具の出土は極めて少數です。これは、砂丘遺跡であるため、木製品が湿潤な環境化で保存されず残存状態が悪いことに起因するものと考えられます。先述した9世紀の宮厨建物群に伴う井戸遺構では、斎串が出土しているほか、遺跡南部では、本地師など木工生産域の存在も想定されることから、古代においても木製祭祀具を使用した水辺の祭祀等が行われていたことも想定しておく必要があります。

この時期を画期として、砂丘の埋没を逃れた範囲では、溝と土塁を四角く築いてその内部に掘立柱建物を建てる中世的な景観へ徐々に変化していきます。13世紀～14世紀後半には、溝と土塁による区画遺構が発達し、一辺約50mのほぼ正方形の区画をひとつ単位とする「方形郭」が成立して、この郭が4つ接続する郭群が形成されたとみられます（図2-20）。この郭の内部の建物の性格については、第1郭に石塚遺構が存在するなど、一般的な集落とは考え難く、古代以来の神社関連施設を継承した中世の神社や社家の関連施設の可能性があります。また、この土塁は、史跡指定地の周辺でも確認されており、その全容の解明が課題となっています。

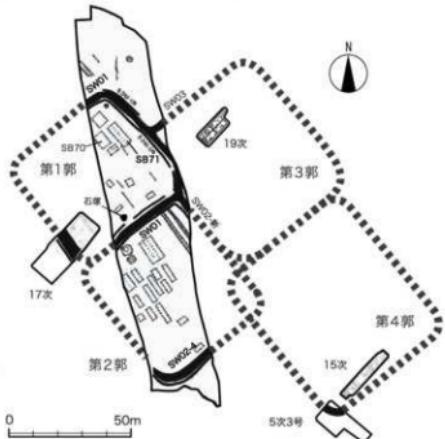
郭群の内部の建物群は、14世紀後半には廃絶し、その後は、無数の竪溝遺構が検出されるところから、畠地として利用されるようになります。そして、再度、大規模な海岸線からの砂丘移動を受けて、寺家遺跡全体が砂に覆われて埋没し、15世紀には遺跡が完全に廃絶します。



木製人形・檜扇（県営ほ場整備調査区出土 11世紀 S=1/6)
石川県埋蔵文化財センター 1997から転載



土壙・溝・内部の建物群による方形郭群の検出状況
(第3次調査 1980) ※石川県埋蔵文化財センター提供



方形郭遺構の推定図（13~14世紀後半）羽咋市教委 2010から転載



第1郭の石塹遺構（第3次調査 1980）
※石川県埋蔵文化財センター提供

図2-20 中世の主な遺構と遺物

(5) 考古学的成果と文献史料との整合性

以上に述べた寺家遺跡の考古学的成果は、古代の気多神社関連の文献史料と深い関わりを持っています（表2-8）。『万葉集』には、748年に越中国司の大伴家持が、当時越中国に併合されていた能登国内を巡行し、「氣太神宮」（気多神社）を訪れたことが記されています。これは、古代の気多神社の存在を確認できる最も古い記述です。この家持の能登国巡行は、国司着任後の国つ神への参拝と、出舉のため部内の要地を視察するものです。このことは、家持が参拝する以前から、気多神社が能登国の国つ神として重要視されていたことを示しています。この8世紀中葉は、寺家遺跡では国家の関与のもと、祭祀專業的集落が展開していた頃にあたります。

このほか、8世紀後半から9世紀の後半にかけては、律令国家が編さんした6つの国史である六国史を中心に、国家による気多神社へのさまざまな厚遇措置を確認することができます。古代気多神社への奉幣使、神封・封戸の奉充、神階の昇叙、官司の選任は神祇官の検校を得ること、禰宜・祝（神職）への把笏の許可、神宮寺への僧の配置と得度の許可などがみられ、神職の官人化、組織基盤の強化など、古代気多神社の官社化の過程を読み取ることができます。

同様の厚遇措置は、越前の氣比神宮、常陸の鹿島神宮、下総の香取神宮にも確認できます。古代気多神社は、これらの神社と同様に、都から見た外部世界との境界領域に位置する要地の鎮護として、畿外では最高の社格を持つ地方有力神社のひとつに名を連ねていました。

こうした厚遇措置の背景には、古代の能登国が置かれた地理的・歴史的環境に起因する地勢的な拠点であったことが考えられます。能登国は、8世紀前半に交流を開始する渤海國や9世紀代に緊張関係にあった新羅との外交的関係のほか、東北・北方世界を結ぶ要地であったことからも想定されるように、能登は異世界との境界に位置していたと考えられ、北陸道においては氣比神宮と気多神社が重視されていました。越前国の敦賀では、來着する渤海使節の安置・供給のための施設として「松原客館」が設置され、氣比神宮がその監督の任に当たりました。能登国においても同様の施設である「能登客院」の造立が命じられています。

奈良・平安時代では、国内に來着する使節（蕃客）には、異国の神（疫神）が付着して入ってくると考えられていました。使節のうちには入京する者もあることから、その管理は国家にとって重要課題とされていました。このため、能登国の大氣多神に、その疫神の祓いや、使節の航海の安全を祈願する祭祀を任せたと考えられます。この時期の寺家遺跡では、先述したとおり、古代神社に関連する施設群と工房等の生産域が分離・再編・整備される、官社化の様子と祭祀場での継続的な祭祀活動をみることができます。

以上に述べたように、寺家遺跡の考古学的成果は、文献史料にみられる古代気多神社に対する記述の年代と同時性を持ち、その内容についても両者を対比して理解することが可能です。このことは、寺家遺跡が古代気多神社の諸活動を反映した内容を有する遺跡であると指摘することができ、両者は深い関連性を持つと言えます。また、両者の関係が、能登半島がおかれた地理的・歴史的環境における国内の政策課題等と連動させて理解できることも重要です。

以上のように、考古学と文献史料の両面から、史跡の価値について検討し、理解することができることも、この遺跡の非常に重要な点と言えます。

表2-8 寺家遺跡関連史料年表

		寺家遺跡	シャコデ遺跡 シャコデ廃寺	その他の 関連遺跡群	能登・気多関連史料
5世紀	400			滝大塚古墳	
6世紀	500	南端部に祭祀遺物を伴う 竪穴建物3棟		滝古墳群・ 柳田古墳群	
7世紀	600	北部に竪穴建物集落形成	竪穴建物群集落	寺家モスケ古墳	
			掘立柱建物群集落	吾郎兵衛山窯 タンワリ1号窯	660 能登臣馬身龍が北方遠征に 従軍し戦死
			シャコデ廃寺創建		698 渤海建国
8世紀	700	竪穴建物群の増加 (祭祀專業の集落形成) 国家的関与 (在地神から国家神へ)	伽藍の整備(造跡・ 基壇状遺構検出)	製塩・製鉄遺跡群	718 能登1次立国
	750	掘立柱建物へ建て替え 大型焼土遺構による祭祀 (祭祀場の形成と定着)			727 渤海との国文開始
					741 能登国が越中国に併合
					748 大伴家持が巡回。気多神を 参拝(万葉集)
					757 能登2次立国
					760 高元度を能登国司に任命
					765 気多神に幣帛(続日本紀)
					768 気多神に神封20戸・田2町 奉充(続日本紀)
					770 称德天皇平虜のため気多神に 奉幣使(続日本紀)
					784 気多神の神階が正三位に昇 叙(続日本紀)
9世紀	800	建物群「宮衙」成立 生産域: 製塩・鋳造・ 製鉄・木工 「官社化」による整備と 生産体制の分業化が進む	伽藍東部に掘立柱建 物群が建てられる	製塩・製鉄遺跡群	804 宮衙の選任は神祇官の候校 とする(日本後記)
	850	建物群「宮司館」成立 生産域: 富地 土器供器具と祭具による 奉獻祭祀 砂丘移動により遺跡の大 半が砂に埋没	シャコデ廃寺廃絶		804 増加する渤海使の安置のた め能登官院の造立を命じる
					806 気多神の神封30戸 (新抄格別符抄)
					834 気多社の職宜と祝に把笏を 許す(続日本後記)
					850 気多神の神階が從二位に昇 叙(文德天皇実錄)
					853 気多神に封戸10戸と位田2 町を加える(文德天皇実錄)
					855 気多神宮寺に常住僧3人を置 き度牒を許す(文德天皇実錄)
					859 気多神の神階が從一位に昇 叙(日本三代実錄)
					859 気比・氣多両社に奉幣使 (日本三代実錄)
					868 気多社で金剛般若經が読經 される(日本紀略)
10世紀	900		塔跡に繩柱建物		926 渤海滅亡
11世紀	1000	溝による区画遺構が形成 され始める		気多社僧坊群跡で の活動がみられる	
12世紀	1100				1072 能登守藤原通宗が気多社社 頭で歌合せを開催
13世紀	1200	土塁・溝・内部の建物に よる方形郭群が成立			1293 蒙古襲来退却のため幕府が 諸国一宮に御剣と神馬を奉納
14世紀	1350	郭内部の建物群が廃絶 し、富地化			
15世紀	1400	砂丘移動により遺跡の全 域が埋没し廃絶		気多社僧坊群が整 備される	

第7節 史跡の周辺関連遺跡群と文化財群

史跡と関連遺跡群が位置する柳田町・寺家町・一ノ宮町・滝町周辺は、市内でも特に遺跡が集中する地区として知られます。その種類も多彩であり、滝古墳群・柳田古墳群や、製塙・須恵器窯跡などの生産遺跡、古代寺院の柳田シャコデ廃寺跡、中世の気多社僧坊群跡遺跡などが分布しています。また、式内名神大社に列した気多神社、その背後の「いらづの森」と呼ばれる社叢、中世以来の社僧坊である正覚院、式内大穴持像石神社と靈石「地震石」など、現在も信仰を集める遺跡や文化財が多数残されています。以下には、これらの関連遺跡・文化財群についての概要を項目別に記載します。(詳細位置図は、第5章の図5-3を参照)

滝古墳群（5世紀前半～6世紀末）

眉大山丘陵の突端部に営まれる古墳群で、滝崎先端部に展開するオーショージ（大清水）支群を含め、約20基の古墳が確認されています。なかでも最大の滝大塚古墳は、周溝・円筒埴輪・葺石を伴い、埴輪の年代観から5世紀前半の築造とされています。周溝は、現在でも一段低くなつた水田として部分的に確認でき、その地割りの形状から、帆立貝型古墳と推定されています。造り出し部については不明ですが、円墳部の直径は約90mをはかり、規模・年代とともに、周囲の古墳群の盟主墳と位置付けられ、この時期の在地首長級氏族の存在をうかがい知ることができます。日本海沿岸部に築造された大型の帆立貝型古墳としては屈指の大きさを持ち、能登地区でも最大規模の古墳です。

滝3号墳は、滝大塚古墳から西へ約200mに位置する、周溝を持つ直径約15mの円墳です。ほ場整備のさいに発掘調査が行われており、国道により墳丘が損壊されている状態で発見されました。内部は朱塗りの小砾が敷き詰められた片袖式の横穴式石室で、6世紀初頭の築造とされています。出土品には、直刀・鉄鎌・鈴杏葉・轡・広口壺・器台などがあり、貴重な成果となっています。これに近接して1・2・6号墳が現地保存されており、葺石・埴輪片の出土の報告があります。滝崎先端部では、6世紀後半から末にかけてのオーショージ支群もみられ、長期にわたって造墓が行われています。

柳田古墳群（6世紀代）

柳田町集落背後の丘陵地に営まれる古墳群で、柳田うわの古墳群・山伏山古墳・柳田宮の山古墳をはじめとする13基の古墳が確認されています。なかでも6世紀前半に築造された前方後円墳の山伏山古墳は、全長49mをはかり、後円部に片袖式の横穴式石室が確認されています。石室は、盜掘を受け天井石も除去されている状態でしたが、出土遺物には、管玉・白玉・刀子・鉄鎌・鉄杏葉・馬具金具・須恵器があります。能登地区的古墳では、滝3号墳とともに、いち早く横穴式石室が導入されており、日本海交流による技術や文化の影響を知ることができる古墳です。この古墳群からは、滝古墳群とは異なり葺石・埴輪が確認されておらず特徴的です。

柳田古窯跡群（5世紀後半～8世紀前半）

柳田古墳群に隣接して展開する、古墳時代から古代にかけての須恵器を生産した窯跡です。5世紀末には、ウワノ1号窯で須恵器生産が開始されています。タンワリ窯が生産のピークにあたる7世紀後半とされ、8世紀前半とされるアサバタケ窯まで、継続的に須恵器生産が行われていました。五郎兵衛山窯からは7世紀中葉の陶馬や円面鏡が出土しており、器や壺・甕以外の特注

滝大塚古墳遠景
※破線は周溝の推定範囲

柳田山伏山古墳の石室

品も生産したと考えられます。ウワノ1号窯からは、鉄滓の出土報告もあり、周囲で製鉄遺跡の存在も推定されます。能登地区でもいち早く須恵器生産を開始した窯跡群であり、前記した滝大塚・滝3号墳・山伏山古墳と同様に、当地域への日本海交流による先進的な文化や技術の受容をうかがい知ることができる遺跡です。

寺家モスケ古墳（7世紀前半）

古墳時代でも終末期に作られた古墳です。柳田シャコデ遺跡の西に近接する段丘地形の端部で、残存する石室奥壁が露出する状態で発見されました。遺存状態が悪く、墳丘や石室を復元することはできませんでしたが、鍍金銅環・ガラス玉・須恵器高坏と蓋が出土しています。出土した須恵器から、7世紀前半ごろの築造と考えられ、寺家遺跡周辺では、この時期まで古墳づくりが継続して行われていたことを示す古墳です。

柳田シャコデ遺跡（7世紀代）

寺家遺跡に面するシャコデ台地の先端部に位置する7世紀代の集落遺跡です。建物群は二時期が確認されています（図2-21）。前者は、6世紀後葉から7世紀前葉にかけての竪穴建物集落で、大型の竪穴建物群が検出されています。近接する土坑からは、焼成不良や窯壁溶着などの須恵器の失敗品が出土しており、背後の柳田古窯跡群での須恵器生産に直接的に関わる工人集落であったと考えられます。中葉に空白期を置き、7世紀後葉には、後者の掘立柱建物群による集落が成立し、8世紀前葉まで継続します。この時期の掘立柱建物の検出事例としては、周囲では他に例がなく、寺家遺跡よりも早く掘立柱建物へ移行しています。その規模から、須恵器生産を背景とした、周囲において優位性を持つ有力者層の居住が推定されます。柳田古窯跡群の須恵器生産のピーク期とも時期的に並行しており、両遺跡は密接な関係にあったと考えられます。

柳田シャコデ廃寺跡（7世紀末～9世紀前半）

シャコデ台地の中央部に位置する古代白鳳寺院跡です。シャコデは『釈迦堂』の訛りであり、地元では寺院の存在が伝承されています。発掘調査では、古代寺院の存在を示す平瓦・丸瓦・瓦塔・鉄鉢形須恵器などが出土しています。伽藍配置の全容は不明ですが、塔跡の方形基壇遺構とその心柱の礎石の抜き取り穴が確認されています（図2-21）。この心礎石は、柳田町の善正寺に手水石として移転されており、現在も境内地に保存されています。心礎石の柱穴の観察とその形

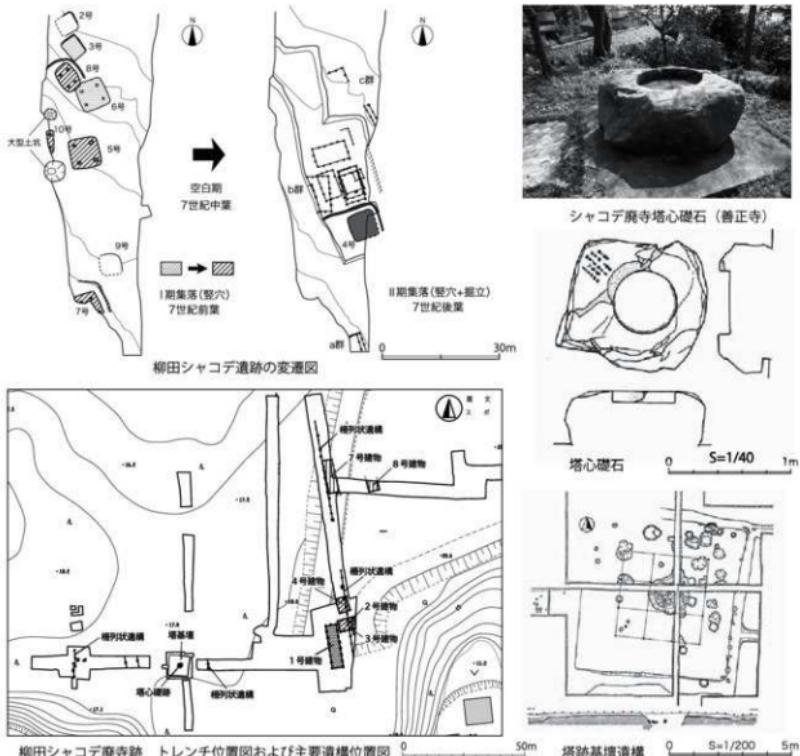


図2-21 柳田シャコデ遺跡・柳田シャコデ廃寺跡の検出遺構

式から、7世紀末から遅くとも8世紀初頭には創建されたと考えられています。

シャコデ廃寺の成立背景には、地方への仏教の浸透を受け、在地の首長級氏族の発願により氏寺として造営されたと考えられています。ただし、寺家遺跡では、8世紀前半には国家の関与を受けた祭祀專業的集落が成立していることから、シャコデ廃寺においても同様の影響を受け、創建時から官寺的性格を帯びていたとの指摘もあります。

出土する瓦資料は、眉丈山丘陵北部の柴垣松川瓦窯で生産されたもので、供給関係が確認されています。柳田シャコデ遺跡と寺家遺跡においても、この瓦窯の瓦資料が出土しています。8世紀後半に成立したとみられる氣多神宮寺の可能性が指摘されており、9世紀初頭になると、塔基壇跡の東方に、方形柱穴による2×7間の掘立柱建物が整備されることから、この時期には官寺的性格が顕著となります。

寺家海岸遺跡・滝・柴垣海岸遺跡（8・9世紀）

寺家海岸遺跡は、寺家遺跡の西約500mに位置し、海岸砂丘の畑地に多量の製塩土器片が散布していることが確認されています。とくに、寺家遺跡でも出土している8世紀代の平底の製塩土器が多く含まれており、この時期から、盛んに塩づくりが行われていたと考えられます。

このほか、瀧崎の沿岸部には、古代の製塩遺跡である瀧・柴垣海岸遺跡群が展開しています。両遺跡とも、8世紀には製塩活動を開始したとみられ、生産された塩は、寺家遺跡での祭祀にも供給されたと考えられます。

気多社僧坊群跡遺跡（12～16世紀）

寺家町東部で発見された中世氣多神社の社僧坊跡とみられる遺跡です。遺跡の東部にあたるブタイ地区では、中世の溝・道路遺構による方形区画遺構と掘立柱建物跡が、銅製経筒蓋・銅製六器・五輪塔・茶臼などの仏教関連遺物とともに発見されています。遺物の年代観から14世紀後半から16世紀を中心時期とする、中世氣多神社に伴う寺院群の僧たちの生活空間（社僧坊）と考えられます。この一帯では、寺院に関する小字名が現在も多数残り、「気多神社文書」にみられる寺院名との対比が可能で、広い範囲で社僧坊が展開していたと推定されます（図2-24）。

また、チョウエイジ地区・シドノ地区では、近世（江戸時代）を中心とする遺構・遺物が確認されていることから、遺跡のなかでも西部にあたる寺家町寄りでは、年代観が近世へ移行すると考えられます。

一ノ宮遺跡（中世・近世）

気多神社の西部に広がる遺跡で、五輪塔や珠洲焼をはじめ中世の遺物が広範囲に確認されていますが、十分な調査が実施できておらず、遺構の詳細は不明で、遺跡の性格も明らかではありません。このなかでも、詳細な発掘調査が行われた気多神社隣接地の調査区では、近世陶磁器とともに井戸や柱穴遺構が検出されています。このことから、気多社僧坊群跡遺跡と同様に、遺跡のなかでも気多神社寄りの東部では、年代観が近世に移行することが確認されています。「ワカミヤ」の小字名が残るほか、近世の気多神社の大宮司跡地の伝承もあり、気多神社と深く関わる遺跡と考えられます。

気多神社（けたじんじや）・気多神社社叢（けたじんじやしゃそう）・夫婦石（めおといし）

気多神社は、能登国の一宮として知られ、眉丈山丘陵から南下する尾根に「入らずの杜（不入杜）」と呼ばれる禁足の社叢を背後に鎮座します。『延喜式神名帳』では、能登国で唯一の名神大社として記載される式内社で、北陸道の鎮守として越前敦賀の気比神宮とともに律令政府から重視されていたことが六国史を中心とする文献史料に確認されています。

境内は、南面する拝殿・本殿・神門を中心軸に、若宮神社・白山神社の摂社を左右に配し、参道が直線的に海岸まで続きます。これらの建造物は、中近世に武家の崇敬を受けて造営されたもので、能登国守護の畠山氏による永祿12年（1569）の再建銘をもつ摂社若宮神社が最も古い建造物となっています。このことから、遅くとも中世末期には、現在の境内建物と参道による主軸方位が成立していたことがわかります。摂社若宮神社以外の建造物は、近世初期に加賀藩主前田家の保護と寄進のもと、17～18世紀代に造営されたものです。

背後の社叢は、タブをはじめとする照葉樹林による希少な原生植生をよく残しており、国の天然記念物に指定されています。この内部には、石壁で囲まれた奥宮が鎮座するほか、中世の積石塚や土壘状遺構の存在も指摘されていますが、禁足地であるために、その詳細は明らかではありません。

古縁起によれば、祭神の大己貴命（オオナムチノミコト 別名：大国主命 オオクニヌシノミコト）は、出雲より三百余神を率いて海上から來臨したと伝えます。寺家町と柳田町の境界に位置する「夫婦石」とよばれる巨石には、オオクニヌシがこの巨石に立って邑知潟に生息したと伝

えるオロチ退治を行ったとの伝承があり、これが「蛇の目神事」として現在に伝えられています。このほかにも、能登地域を巡回する「平国祭」と呼ばれる巡幸祭や、国指定重要無形民俗文化財である「鶴祭」など、多様な特殊神事と地域の習俗が現在も残されています。

上記の近世気多神社の様子を示す古文書類として『気多神社文書』と『桜井家文書』があります。前者のなかで、「大宮司桜井家文書」とされる一群は、近世を中心とする社領・寺領などの記録や祭事の記録類が多く、先述の社僧坊群の寺坊・院坊の活動の詳細を把握するにあたり、重要な資料群となっています。後者は、加賀藩十村を務めた桜井家に残る古文書類で、近世末期の嘉永6年(1853)の気多神社および寺家町・一ノ宮町周辺の集落の様子を記録した絵図資料が含まれています。この絵図からは、気多神社の東側に「講堂・護摩堂・読経所・つりかね」の仏教関連施設と、その座主坊であった長福院をはじめとする社僧坊の位置を確認することができ、明治期の神仏分離以前の境内配置の様子を知ることができる重要な資料となっています(図2-22)。

正覚院(しようがくいん)

気多神社に西接する真言宗の寺院です。中世以来の気多社僧坊群の一寺で、前述の『気多神社文書』にも「正覚坊」の寺坊名を確認することができます。明治時代の神仏分離令により、多数存在した社僧坊は解体され、正覚院のみが残されます。その際に、気多神社および社僧坊の仏像・仏具・古文書類などの仏教関連資料が移され、所蔵されています。なかでも、平安後期の作とされる国指定重要文化財の阿弥陀如来坐像は、気多神社境内に置かれた講堂の本尊で、県指定文化財の銅板打出日輪懸仮は、気多神社本殿に置かれた御正体、同じく県指定文化財の銅板打出十一面觀音懸仮は、摂社白山神社の御正体とされるものです。

これらの文化財群は、気多神社が中世以来の神仏習合の形態をとっていたことを示すとともに、その様子を復元することができる資料群として重要です。また、気多神社の古縁起類のなかでも正覚院所蔵本は、中世末期のものとされ、貴重資料となっています。

大穴持像石神社(おおなもちかたいじじんじゃ)・地震石(じしんいし)

気多神社の東に位置する式内社で、社殿を包む社叢がタブの社となっており、折口信夫が、その『古代研究』で「漂着神(よりがみ)を祀ったタブの社」と紹介した神社としても知られます。

祭神は気多神社と同じく、大己貴命(オオナムチノミコト)で、相殿の神に少彦名命(スクナヒコナノミコト)を祀ります。気多神社の摂社として畠山氏、前田家からの保護を受けましたが、現在は、地元の産土神として信仰され、祭神のオオナムチの呼称から「オナッサマ」とよばれています。

また、「大穴持神像石神社」とも記され、境内にはその「神像石」である「地震石」と呼ばれる靈石があります。地表に露出している部分はごく一部で、地下に拡がる巨石が地震を抑えていくと伝承されています。これは、地震の鎮め石としての信仰で、地元では巨石・磐座信仰が現在も残されています。

大多毘神社(おおたびじんじゃ)

寺家町集落の東端部にあるタブの木に囲まれた社殿を持たない神社で、気多社僧坊群遺跡のシドノ地区にあたります。タブの老巨樹を神体とし、毎年大晦日の深夜に気多神社社叢の奥宮で行われる奥宮例祭に伴い、取り外された注連縄類をこの老巨樹の前で焼却する「火神事」と呼ばれる神事が行われます。「シドノ」は「火殿」の訛りで、火を使用する祭祀が現在も残される点が、寺家遺跡で発見された焼土遺構の祭祀行為と共通点があり、興味深い事例と言えます。

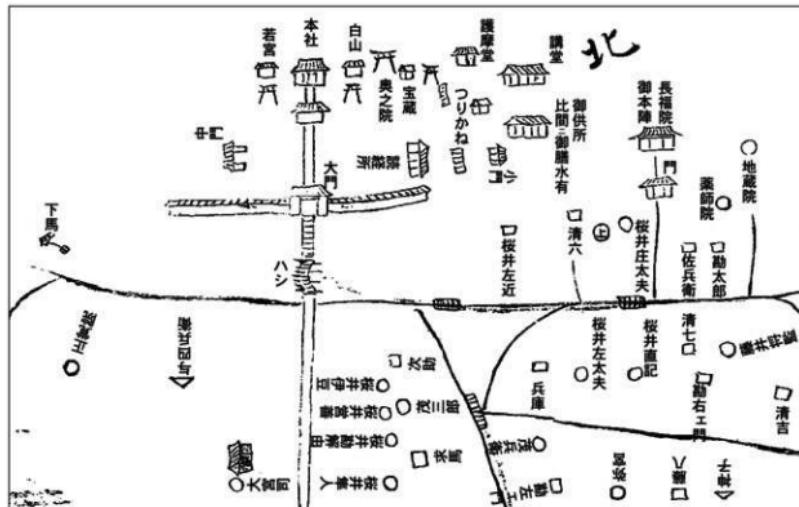


図2-22 桜井家文書「一ノ宮・同寺家村絵図」(部分抜粋)

※原資料を解説し、写植を記入・上書きして作成した。



気多神社と背後の社叢



正覚院 阿弥陀如來坐像



大穴持像石神社



地震石

その他 地域に残る小字名

小字（こあざ）には、古くからの村々や旧地形、耕作地などの通称が残されている場合があります。耕地整理などにより地形が大きく改変してしまったところでも、地域では変わらずその通称で呼ばれ、当時の様子を推定することが可能となる場合があります。

この地域では、先述したとおり、『気多神社文書』に確認できる気多社僧坊群跡の寺坊・院坊名が濃厚に残されています（図2-24）。また、眉丈山丘陵で近世以降に無数に作られた堤（ため池）には、その名に遺跡の存在を示唆するものも確認することができます。たとえば、寺家町の「大六治（ダイロクジ）堤」は、社僧坊のひとつであった「大楽寺（ダイラクジ）」の転訛と考えられます。

また、柳田町の旧地籍図では、西山池（堤）の上流部に「カナクソ之部」と呼ばれる谷地の地籍が確認できます。「カナクソ」は、製鉄の際に生じる鉄滓を指す言葉で、この周囲に製鉄遺跡が存在する可能性を濃厚に示唆しています（図2-23）。

こうした地域に残る小字は、歴史地理学的な視点から、地域の歴史を検討するうえで、非常に重要な情報となります。

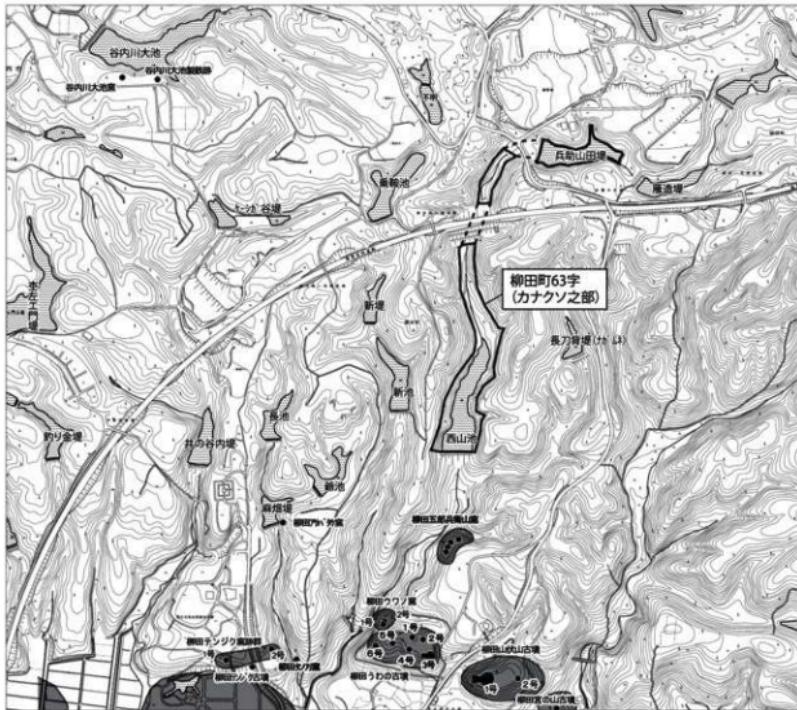


図2-23 西山池と小字「カナクソ之部」位置図 (S = 1/10000)



24

周記の日本形記の小字名

*国土地理院の空中写真
(昭和27年・1952年)
を用いて撮影。

第8節 地理的・歴史的環境からみた史跡と周辺遺跡群

以上に述べてきたように、史跡とその周辺には、縄文時代から遺跡の活動がみられ、現在に至るまで極めて長期間にわたる歴史的環境があります。その性格も特徴的で、信仰・宗教関連遺跡が広域かつ長期間にわたって集中して営まれています。以下には、史跡とこれらの遺跡群の関係性について地理的・歴史的視点から俯瞰し、この地域の歴史的価値の整理を行います。

(1) 地理的環境からみた史跡と周辺遺跡群

寺家遺跡は、南北に縱走する海岸砂丘と東西に張り出す眉丈山丘陵が接する交点に位置し、天然の良港である旧邑知潟の水面にも近接していたと考えられます。こうした地形的な交差点にある場所は、交通の要所や他地域との境界となることから、重要遺跡が存在することが多く、祭祀遺跡などの特殊な遺跡が存在することも指摘されています。また、能登半島自体が、東北・北方地域や大陸への海上交通の要衝として重視されており、その入り口に位置する羽咋地域は、畿内・山陰・北九州などの西日本世界からの技術や文化をいち早く受け入れる地理的環境に恵まれていました。なかでも、半島部への入り口に位置する眉丈山丘陵先端部の滝崎は、日本海沿岸流に乗って航行する人々にとっての絶好の航海標識（目じるし）になっていたと考えられます。この滝崎には、日本海側屈指の規模を誇る帆立貝型古墳の滝大塚古墳が位置しており、直径約90mに復元される葺石を伴う大型人工構造物であることから、海上からの視認性を意識した古墳であることも指摘されています。航海者たちにとっては、滝大塚古墳を含む滝崎の自然地形は、安全な航海を導く重要な指標であり、これに対する信仰が生まれていたと考えられます。

史跡とその周辺には、前述したとおり、多様な遺跡群が展開し、周囲は信仰・宗教関連の重要な遺跡が集中するエリアとなっています。古代祭祀遺跡である寺家遺跡もまた、こうした地理的環境のなかで成立した特殊な重要遺跡のひとつと言えます。

(2) 歴史的環境からみた史跡と周辺遺跡群

寺家遺跡の前史

縄文時代には、寺家遺跡、気多社僧坊群跡遺跡、柳田シャコデ遺跡で土坑や落とし穴などの遺構が発見されています。この時期は、邑知潟から日本海へそぐ河口部は、羽咋砂丘と眉丈山丘陵のあいだを流れていたと考えられており、河口に対岸する砂丘と丘陵地で、縄文人が活動していたことがわかります（図2-25）。

弥生時代になると、海退により砂丘が広がり、邑知平野の沖積化が進みます。邑知潟南岸には、吉崎・次場遺跡が成立し、能登でもいち早く稲作がはじまります。この遺跡は、内行花文鏡や銅鐸鑄型の可能性がある青銅器鑄型が出土しており、その規模と内容から、邑知潟の内水面を天然の良港とする拠点集落として、さまざまな技術や文化を受容したと考えられます。弥生時代後期には、生産基盤の向上を背景に、丘陵地で柳田うわの遺跡、砂丘地で寺家遺跡、柳田貓の目遺跡、寺家海岸遺跡、一ノ宮官郵便局遺跡、的場農業倉庫前遺跡などが確認されており、遺跡の増加がみられます。邑知潟の河口部は砂丘の発達により埋没あるいは狭小化したと考えられ、現在の河口部へ南下する流路が形成されたとみられます（図2-26）。

古墳時代に入ると、市内では、古墳づくりが盛んとなり、龍崎では、日本海側屈指の大型帆立貝型古墳である龍大塚古墳（5世紀前半）を主墳とする竪古墳群が成立し、6世紀末に至るオーショージ支群まで、群集墳が築かれます（図2-27）。

眉丈山丘陵の内部では、6世紀前半の柳田山伏山古墳が造墓され、6世紀代にかけて柳田古墳群が成立します。この背後には、能登でいち早く須恵器生産を開始する柳田古窯跡群が位置しています。

砂丘地では、南側に流路を変えた羽咋川と長者川・子浦川が合流する付近で、羽咋古墳群が成立しています。

この時期の集落遺跡をみると、寺家遺跡の南端部で6世紀前葉の集落が成立し、銅鏡片・石製紡錘車・管玉・ガラス玉・手捏ねミニチュア土器などの出土から、集落内祭祀が行われていたと考えられます。釜屋遺跡でも、刀子や白玉の出土があり、邑知潟に面する砂丘地裾部で、同様の集落が存在していたとみられます。また、柳田シャコデ遺跡では、柳田古窯跡群での須恵器生産に関わる7世紀前葉の竪穴建物集落が當れます。この建物は、7世紀後葉になると、大型の掘立柱建物群に建て替えられます。この時期の掘立柱建物跡の検出事例としては非常に希少であり、周囲において優位性を持つ特別な集落だったと推定されます。

以上にみたように、砂丘地では集落遺跡がみられるのに対し、眉丈山丘陵地では、古墳が集中しており、この地域の墓域として認識されていたとみられます。その時期も、5世紀前半の龍大塚古墳から7世紀代の終末期古墳である寺家モスケ古墳にいたるまで、長期にわたって古墳づくりが行われています。以上から、地域の統治とともに古墳造墓のほか柳田古窯跡群での須恵器生産や柳田シャコデ遺跡での工人集落などを傘下に掌握する在地首長級氏族の存在が推定されます。この氏族は、龍大塚古墳以来の古墳造墓とその祖先崇拜の祭祀を継承するほか、地域の農耕や日本海における航海などを司る在地の神々への祭祀も担ったと考えられます。

この時期の能登半島は、大和王權から東北や北方世界に向かって拠点として重要視されており、羽咋地域では、地方官職である「羽咋国造」が置かれています。この国造一族は、『古事記』等にもその名がみられる、羽咋地域を本拠とした「羽咋君」と考えられており、上記の考古学的成果との関連が注目されます。

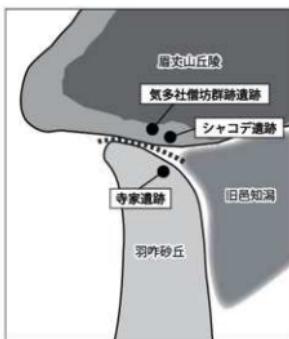


図2-25 繩文時代のおもな遺跡群

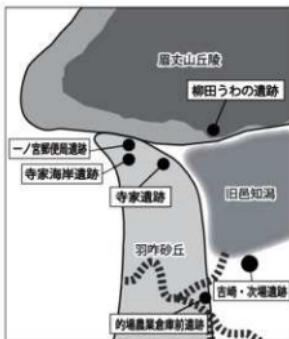


図2-26 弥生時代のおもな遺跡群

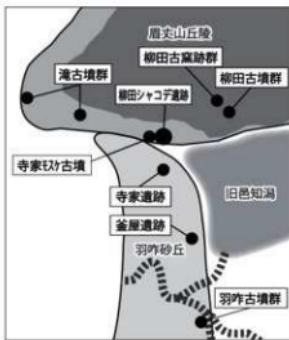


図2-27 古代時代のおもな遺跡群

寺家遺跡の最盛期

奈良時代（8世紀）に入ると、律令制による本格的な国家統治が始まり、718年には能登国が置かれます。羽咋を中心とする日本海側の外浦一帯には「羽咋郡」が置かれ、現在の志賀町から宝達志水町を中心とする細長い範囲が郡域となります。古代羽咋郡の郡役所である「郡衙（郡家）」は、遺跡としては確認されておらず、「羽咋郷」が存在したとみられる羽咋中心市街地および羽咋川河口部付近からその周間にかけて存在したと推定されています。この河口部付近には、日本海と邑知潟をつなぎ、租税や物流の管理を担う公的施設である「郡津」も存在したと想定されます。河口部付近には、羽咋古墳群が位置し、現在も式内羽咋神社が鎮座する重要な立地環境にあります、市街地化が進んでいるため、考古学的な成果が蓄積されておらず、今後の調査研究課題です。

寺家遺跡では、この時期に遺跡の活動が活発になり、8世紀前半の堅穴建物が規則的に配置された祭祀専従的集落と祭祀場が整備されます。この堅穴建物群からは、銅鏡などの祭祀遺物のほか、ガラス坩堝片やガラス容器片など、地方では非常に希少な遺物が多数出土しています。このことから、寺家遺跡での祭祀には國家が関与し、遺跡内で祭祀の道具を生産するほか、生産できないものは都などから持ち込まれたと推定されます。また、祭祀に使用する塩は、周囲に展開する滝・柴垣の沿岸部や寺家海岸遺跡の製塩遺跡で作られたと想定されます。このほかにも、眉丈山丘陵では、製鉄遺跡の存在も確実視されることから、遺跡の祭祀活動の活発化に伴い、生産・供給体制が整えられたと考えられます。こうした祭祀専業集落と周辺生産遺跡の動向は、8世紀前半の「神戸（かんべ）」や「神封（しんぶ）」などと呼ばれる、古代神社に従属した封戸（ふこ）の諸活動の一端を物語る考古学的成果として注目されます。

奈良時代のなかばにあたる748年には、万葉歌人としても知られる大伴家持が「氣太神宮」（氣多神社）を参拝したことが『万葉集』に記載されています。これは741～757年にかけて、能登国が一時に越中国に併合されていたためです。大伴家持は、越中国の国司として国内視察と国つ神への参拝のため能登国を巡回しており、この時期には、古代氣多神社が能登国において重要な位置を占めていたことがうかがい知れます。

8世紀後半になると、能登国は757年に越中国から分離して、再度、能登国として立国します。寺家遺跡では、これまでの堅穴建物群から掘立柱建物に建て替えられており、大きな変化があったことがわかります。祭祀場では、大型焼土構造が確認されており、大規模な燃焼行為を伴う祭祀が行われています。本章第6節（4）でも述べたように、古代の能登国は、東北や北方世界との交流や大陸との境界領域に位置することから国家の政策上の拠点として重要視されており、寺家遺跡の祭祀の性格のひとつとして、8世紀前半から交流のあった渤海国の使節に関連する国家的祭祀であったことが指摘されています。

一方、対面する台地上に位置する柳田シャコデ廃寺跡では、7世紀の末から8世紀の初頭には、塔を配した寺院伽藍が整備されます。その成立契機には、白鳳期の地方寺院の普及を受けて、先述した在地首長級氏族が、仏教への帰依による地域の統治を進めるとともに、古墳造墓に代わる一族の靈廟としての寺院造営を行ったことが想定されます。ただし、寺家遺跡では、8世紀前半には国家の関与を受けた祭祀集落が形成されており、シャコデ廃寺においても、創建当初から寺家遺跡と同様に国家的な関与を受けて官寺的性格を帯びていた可能性もあり、今後の調査研究課題です。いずれにしても、奈良時代には、この地域に寺家遺跡の神祇信仰とシャコデ廃寺の仏教信仰が併存し、古代の初期神仏習合が成立していたと考えられます。

以上にみたように、寺家遺跡では、これまでの在地神への祭祀に加えて、国家の関与を受けた律令祭祀が行われるようになり、この地域の在地神の神格は、國家が奉祭する神としての国家神へ変化したと考えられます。さらに、祭祀の主体者も在地首長級氏族から国家へと変遷したとみられ、8世紀に入り顕現化する希少な祭祀遺物やガラス生産関係資料、帶金具の出土がこれを示唆しています。

この時期の寺家遺跡周辺では、神祇信仰とシャコデ庵寺での仏教信仰が併存し、在地の祭祀と国家の祭祀が重層する、能登国の重要性を象徴した宗教的場面が形成されていたと考えられます。

平安時代（9世紀）になると、遺跡の範囲は最大の広がりとなり、大型の掘立柱建物群が立ち並んで、古代神社に関わる厨施設や祭祀の管理施設が置かれたことを示唆する「宮厨」「神」「宮」「司」「司館」などの墨書き器が出土しています。また祭祀場では、9世紀後半の祭祀遺構が確認されており、石列状遺構により区画された内部に、大量の土器供膳具とともに銅鏡・直刀・勾玉などを奉納したとみられる祭祀が行われていたと考えられます。

文献史料をみると、古代の「官社」を記載した『延喜式神名帳』には、寺家遺跡周辺の式内社として、氣多神社と大穴持像石神社の名がみられます。また、六国史においては、古代氣多神社に対する奉幣や神階昇叙など、多数の厚遇措置の記述を確認することができ、9世紀後半には、そのピークを迎えていました。こうした文献史料の記述は、上記の考古学的にみた寺家遺跡の構造変化の過程と時期的にも内容的にも整合性が高いことが注目されます。寺家遺跡の考古学的成果は、奈良時代以降に國家の祭祀を担った古代神社が、「官社」として整備される変遷過程を示唆するものと位置付けることができます。

寺家遺跡の転換期

平安時代の後期になると、律令制度による国家管理機能の低下とともに郡の機能も低下し、郡は「郷」「保」「院」などの行政単位と並列するようになります。1221年に作成された『能登国公田数目録』には、羽咋郡内の記載に、羽咋郷の郷名を継承した「羽咋正院」がみられるほか、「湊保」の記載もみられ、その範囲として、羽咋川河口部から子浦川の下流域一帯が比定されています。この中世の記述から推定して、古代羽咋郡の郡衙や郡津が位置したと推定される羽咋川・子浦川下流域周辺は、国家の社会的変化を受けて変容しながら、平安後期から中世にかけて、院や保として存在したとみられます。

この時期の寺家遺跡では、9世紀末から10世紀初頭にかけて、自然環境の変化による大規模な砂丘移動の影響を受けたことが明らかになっており、遺跡の大部分が砂に埋没し、建物群の一部のほか、祭祀場や工房等の生産遺構群が機能しなくなつたと考えられます。このほか、渤海國の滅亡による外交政策の変化もみられ、能登国の位置づけの変化も想定されます。

出土する祭祀遺物をみると、奈良・平安時代にみられた銅鏡などをはじめとする古代の金属製祭祀具がみられなくなります。このことは、以上に述べた社会的・自然的な変化を受けて、寺家遺跡においても、律令期の神祇祭祀とその在り方に影響を及ぼしたことを示唆しています。



図2-28 奈良・平安時代のおもな遺跡群

中世（鎌倉・室町時代）になると、砂丘に覆われなかつた範囲で、新たに土壘と溝により区画された建物群による方形の郭造構が成立し、遺跡は中世的な様相へと変化していきます。この郭造構は、古代以来の神社に関連した遺構とみられ、中世気多神社に関連する社家や神人の館跡の可能性があります。一方、眉丈山丘陵の段丘上では、気多社僧坊群遺跡の活動がみられるようになり、15世紀を中心とする社僧や寺人による社僧坊群の活動が確認されています。このことから、中世においても神社と仏教関連の遺跡が併存したと考えられ、中世の神仏習合が成立していたと推定されます。しかし、寺家遺跡のこうした遺構群も室町時代（14世紀）には廃絶し、最終的には、再び起った大規模な砂丘移動（14世紀後半以降）により、遺跡のすべてが砂に覆われて埋没し、完全に廃絶します。

中世気多神社の関連施設は、その廃絶により移転した可能性がありますが、考古学的には不明であり、今後の調査研究課題です。

寺家遺跡の廃絶後、砂丘地帯では遺跡がみられなくなり、遺跡の活動の中心は対面する段丘上に展開します。気多神社では、能登国守護の畠山氏により、16世紀の中ごろに境内で最も古い建造物である摂社若宮神社が再建されています。

寺家遺跡の歴史

近世（江戸時代）に入ると、現在の寺家町集落と気多神社の周辺部で、遺跡が確認されています。一ノ宮遺跡の気多神社隣接地では、溝跡や柱穴等の遺構が近世陶磁器等とともに検出されており、大穴持像石神社隣接地の気多社僧坊群跡遺跡チョウエイジ地区、大多毘神社付近のシドノ地区でも、近世の遺構・遺物が確認されています。

加賀藩前田家は、気多神社に寄進を行い、拝殿をはじめとする現在の近世建造物の整備を行っています。近世気多神社は、『桜井家文書』の絵図史料にも確認されるように神仏習合の形態をとっており、境内地には、講堂や読経所などの仏教関連の施設が置かれていました。気多神社と社僧の様子については、『気多神社文書』によりさまざまな活動が詳細にわかつており、長福院・正覚院・薬師院・地蔵院・不動院・明王院の有力寺院は、神職と比肩する勢力を持っていました。この社僧坊群の名は、現在も寺家町東部一带に小字として残されています。

これらの寺院は、明治時代の神仏分離令により解体され、正覚院のみが残されます。気多神社の講堂や読経所などに置かれた仏像や懸仮などの仏教関連資料は、正覚院に移され、現在に至っています。

以上にみてきたように、寺家遺跡は、古代気多神社に深く関わる遺跡として重要であり、その考古学的成果は、中世の廃絶に至るまで把握することができます。その後の近世においては、気

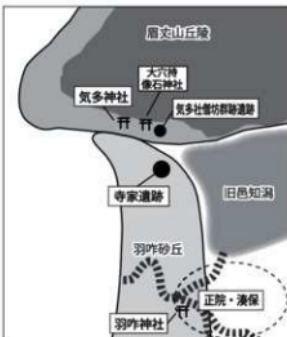


図2-29 中世のおもな遺跡群

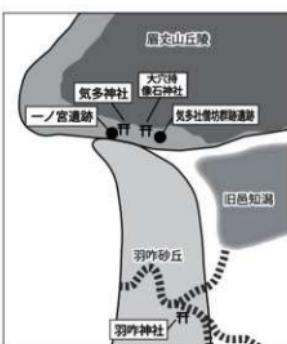


図2-30 近世のおもな遺跡群

多神社関連の文献史料や有形・無形の文化財等の検証によって、現在に至る祭祀と信仰の変遷を知ることができます。寺家遺跡とその周辺関連遺跡と文化財群は、この地域が置かれた地理的・歴史的環境と社会的变化のなかで、祭祀や信仰が、どのように成立し展開したのかを、極めて長期間にわたって検証することができるという意味において非常に重要な価値をもっています。

参考文献

発掘調査報告書

【石川県】

- 石川県立埋蔵文化財センター 1982 「能登海浜道関係埋蔵文化財発掘調査の経緯」『能登海浜道関係埋蔵文化財調査報告書Ⅰ』
- 石川県立埋蔵文化財センター 1982 「柳田タンクリ 1 号窯跡 西出川通常砂防工事（予防）に係る埋蔵文化財発掘調査報告書』
- 石川県立埋蔵文化財センター 1984 「羽咋市柳田シャコデ遺跡 能登海浜道関係埋蔵文化財調査報告書Ⅲ』
- 石川県立埋蔵文化財センター 1984 「羽咋市 気多社僧坊跡群 能登海浜道関係埋蔵文化財調査報告書Ⅳ』
- 石川県立埋蔵文化財センター 1986 「寺家遺跡発掘調査報告Ⅰ 能登海浜道関係埋蔵文化財調査報告書Ⅵ』
- 石川県立埋蔵文化財センター 1988 「寺家遺跡発掘調査報告Ⅱ 能登海浜道関係埋蔵文化財調査報告書Ⅶ』
- 石川県立埋蔵文化財センター 1997 「寺家遺跡 県営ほ場整備事業羽咋西部地区に係る埋蔵文化財発掘調査報告書』

【羽咋市】

- 羽咋市教育委員会 1978 「羽咋市寺家チョウエイジ遺跡 園場整備事業に係る緊急発掘調査報告』
- 羽咋市教育委員会 1979 「羽咋市一ノ宮遺跡A地区 ほ場整備事業に係る調査の記録』
- 羽咋市教育委員会 1980 「羽咋市一ノ宮遺跡B地区 一津古墳群一』
- 羽咋市教育委員会 1982 「釜屋・新保・猫ノ目遺跡 住宅建設に伴う緊急発掘調査報告書』
- 羽咋市教育委員会 1983 「寺家遺跡 住宅建設に伴う緊急発掘調査報告書』
- 羽咋市教育委員会 1984 「寺 家』
- 羽咋市教育委員会 1985 「寺家シドノ地区（遺跡）発掘調査』『昭和 59 年度羽咋市埋蔵文化財発掘調査報告書』
- 羽咋市教育委員会 1987 「柳田シャコデ廃寺跡』
- 羽咋市教育委員会 1989 「釜屋遺跡』
- 羽咋市教育委員会 1989 「寺家遺跡第 8 次調査報告書』
- 羽咋市教育委員会 1989 「寺家遺跡第 10 次調査報告書』
- 羽咋市教育委員会 1992 「眉丈台の遺跡群 眉丈台地自然縁地公園整備事業に伴う埋蔵文化財調査報告書』
- 羽咋市教育委員会 1997 「寺家遺跡第 12 次調査報告書・個人住宅建設に伴う発掘調査報告書-』
- 羽咋市教育委員会 2000 「寺家遺跡 一般国道 249 号交通安全施設整備（一種）工事に係る 第 13 次調査報告書-』
- 羽咋市教育委員会 2006 「寺家遺跡 第 14 次～第 18 次発掘調査報告書』
- 羽咋市教育委員会 2010 「寺家遺跡 発掘調査報告書総括編』

【その他】

- 富山大学人文学部考古学研究室 1991 「能登滝・柴垣製塙遺跡群：古代掘浜式塙田・鉄釜炉・土器製塙炉の調査』

その他（主要論考等）

- 羽咋市 1973『羽咋市史 原始・古代編』
- 羽咋市 1975『羽咋市史 中世・社寺編』
- 羽咋市教育委員会 1991『改訂 羽咋市の文化財』
- 羽咋市歴史民俗資料館 2006『羽咋市歴史民俗資料館特別展図録 古代能登の神々とまつり』
- 羽咋市教育委員会 2006『羽咋市ふるさと歴史シンポジウム 古代寺家遺跡のナゾをさぐる 当日資料集』
- 浅香年木 1979「古代の北陸道における韓神信仰」『日本海文化』第6号 雄山閣出版
- 浅香年木 1981「気多神社と寺家の祭祀」『古代を考える 29 羽咋市寺家遺跡の検討』古代を考える会
- 浅香年木 1988『XXX VII 古代の能登国氣多神社とその縁起』『寺家遺跡発掘調査報告Ⅱ』石川県立埋蔵文化財センター
- 浅香年木 1989「氣多の神と「異國」の王子 能登一宮氣多神社と寺家遺跡」『浅香年木遺稿集第二集 茲さす日本海文化 北陸古代ロマンの再構築』石川史書刊行会
- 藤則雄 1971「北陸の海岸砂丘の埋積腐植土層の編年とその生成環境」『第四紀研究』10, 134-146
- 藤則雄・小嶋芳孝 1989「寺家遺跡における平安時代中期の砂丘形成とその意義 “平安海進”的発見と新提唱」『北陸の考古学Ⅱ』石川考古学研究会
- 藤則雄 2006「寺家遺跡の砂丘環境の概要」『寺家遺跡－第14次～第18次発掘調査報告書－』羽咋市教育委員会
- 谷内尾晋司 1991「対渤海交渉と福良港」『客人の湊 福良の歴史』福良の歴史編さん委員会
- 宇野隆夫 1991『律令社会の考古学的研究 北陸を舞台として』桂書房
- 北陸古代瓦研究会 1987『北陸の古代寺院 その源流と古瓦』桂書房
- 石川考古学研究会 1997『石川県考古資料調査・集成事業報告書「祭祀具Ⅱ」』
- 小嶋芳孝 2006「境界と官道の祭祀－古代能登における検討事例－」『古代の信仰と社会』六一書房
- 小嶋芳孝 2008「古代日本の境界領域と能登」『古代日本の異文化交流』勉誠出版
- 吉岡康暢 2009「末松庵寺をめぐる問題」『史跡 末松庵寺』文化庁
- 吉岡康暢 2013「横江荘遺跡をめぐる諸問題」『加賀 横江荘遺跡』白山市

第3章

史跡の価値の整理

第1節 史跡の価値の整理

寺家遺跡は、古代を中心とする祭祀遺跡で、古代から中世にかけての神祇信仰に関連する重要な成果が得られました。とくに、史跡指定地では、古代神社とその祭祀に関連する遺構・遺物が良好な状態で保存されており、史跡の価値の中心となっています。また、これまでの発掘調査で出土した祭祀遺物をはじめとする多彩な出土品も、史跡の価値を物語る重要な構成要素のひとつです。

これらの考古学的成果は、古代の気多神社関連の文献史料の記述と内容的にも年代的にも整合性が高く、この地域に古代から存在する気多神社に深く関わる遺跡と考えられます。また、地域における史跡の価値として、古墳群、シャコデ廃寺、気多神社等の周辺関連遺跡群や文化財群との関係性を検証することにより、史跡と周辺地域の極めて長期にわたる祭祀・信仰を基軸とした地域史を構築できる点が挙げられます。このことは、今後の保存と活用を展望するにあたっての重要な価値と言えます。以下には、史跡と周辺地域の価値について項目ごとに整理します。

(1) 史跡の主要な価値

1. 史跡指定地の古代神祇信仰およびその祭祀に伴う遺構と遺物

- ① 史跡北部の馬蹄状の窪地で発見された大型焼土遺構や土器集積遺構は、その特殊性から古代律令期の祭祀遺構と考えられます。このことは、この空間が寺家遺跡における古代祭祀場として設定され、機能していたことを示しており、律令期の神祇信仰に基づく祭祀行為の具体像を知るうえで重要な成果です。
- ② 史跡中央部で発見された8世紀前半の多様な祭祀遺物を伴う堅穴建物群は、祭祀に専業的に従事した人々の居住や生産活動の一端を示唆しており、その後の9世紀代の再編過程も含め、文献史料研究では把握することが困難な「神戸」集落や「神封」「封戸」の具体像に関する考古学的成果として重要な成果です。
- ③ 史跡中央部で発見された9世紀代の多様な祭祀遺物を伴う掘立柱建物群は、供伴する墨書き土器から「官厨」や「宮司館」といった古代神社関連の施設群とみられます。周辺には製塩・鍛冶・畠地などの生産域も伴っており、官社化された古代神社の中枢部とその周辺の様子を総合的に復元することができる重要な成果です。
- ④ 遺跡から出土した、海獣葡萄鏡、素文鏡、銅鈴、鉄鐸、三彩陶器片等をはじめとする多種多様な祭祀遺物やガラス・製塩・鍛冶等の生産関係遺物は、地方における律令祭祀で使用された祭具の構成を知るうえでの重要資料であり、国内の古代祭祀遺跡でも一括りの高い資料群として重要です。なかでも、ガラス坩埚片は、地方では希少な出土事例であり、官営工房としての性格が濃厚なガラス工房の存在と遺跡への国家的な関与を示唆する資料として重要です。

- ⑤ 遺跡から出土した、「神」「奉」「宮」「司」「司舎」「宮厨」等の神祇信仰とこれに関連する公的施設の存在を示唆する文字を含む多数の墨書き器群は、③④に述べた建物群および祭祀遺物と分布傾向が合致しており、出土地点周辺の建物群の性格を裏付ける重要な資料です。
- ⑥ 『延喜式』に記載のある地方有力神社に深く関わる祭祀遺跡のなかで、上記のような遺構・遺物群が総合的に確認され、その編成・変遷等について文献史料の成果や自然環境の変化の影響とともに考古学的に検証できる遺跡は、全国的にも他に例がなく重要です。

2. 古代気多神社関連文献史料との整合性

- ① 「六国史」等にみられる、古代気多神社への幣帛使や神階昇叙などの厚遇措置に関する記述は、史跡で発見された上記の遺構・遺物の内容との対比が可能で、考古学的成果を基にした年代との整合性も高く、寺家遺跡が古代の気多神社の諸活動を反映した内容を持つ遺跡と言うことができます。

3. 自然環境等と史跡の関わり

- ① 史跡は、海岸砂丘列、海成段丘および台地地形、旧邑知潟の内水面が接する地理的要衝において成立した祭祀遺跡であり、その成立と地形的要素の関係について研究するうえで重要です。その成立背景には、古代の能登半島がおかれた歴史的環境が深く関わっており、古代の羽咋地域の位置づけを知るうえでも重要な遺跡と言ることができます。
- ② 古代の神祇祭祀関連の遺構群が、海岸砂丘の内陸側裾部の緩やかな波状地形を利用して営まれていることが古代包含層の地形から明らかとなっており、その景観を推定復元することが可能です。
- ③ 土層観察から、古代・中世の遺構面が、それぞれ海岸からの風成砂による砂丘移動の影響を受けたことが判明しており、遺跡の成立・変遷・廃絶と自然現象の変化が密接に関わっていたことを示しています。

4. 史跡の地域史的価値

- ① 史跡と深く関わる気多神社が、古代から現在に至るまで存在し、古墳群や生産遺跡群などの関連遺跡群とともに広域な歴史的舞台を構成しています。これら相互の関係性を総合的に把握することで、この地域の極めて長期間にわたる祭祀・信仰の歴史を構築することができます。

(2) 史跡の副次的な価値

1. 史跡指定地の古代以外の遺構と遺物

- ① 史跡の包含層の最下部では縄文時代前期の土器が出土しており、縄文時代後期の土坑群も検出されています。これらは、海岸砂丘における縄文期の活動の痕跡を示すものとして重要であるとともに、砂丘列の発達と邑知潟の形成史を知るうえで重要です。
- ② 史跡北部では、弥生時代後期の竪穴建物が検出されており、弥生集落の存在が想定されます。出土した弥生土器等の遺物群とともに、史跡の前史を物語るものとして重要です。
- ③ 史跡中央部で出土した平安時代後期から中世にかけての遺構・遺物は、律令制による古代社会と律令祭祀が、中世的な様相へと変容する過程を考察するにあたり重要です。
- ④ 史跡中央部で発見された土壘・溝・館群による中世の方形郭遺構は、4つの郭が連接している状況が確実視され、大規模な中世郭遺構の検出事例として重要です。また、この土壘が指定地内および指定地外にも展開することが確認されており、中世の遺構群の全体像を知るうえで重要であり、今後の調査・研究課題です。

2. 特徴的な植生

- ① 指定地内およびその周囲では、近世以降に防風・防砂林として植林されたクロマツが残存し、海岸砂丘の土地利用の地域史を物語っています。また、信仰の対象としても知られる常緑樹のタブノキも残されており、史跡の性格や地域史と関連する植生として重要です。

(3) 史跡に関連したその他の価値

1. 史跡指定地周辺の遺構と遺物

- ① 遺跡東部の沖積湿地帯にかけて広がる砂丘裾部には、史跡指定地と一体となる古代の遺構・遺物の包含層が広がることが確認されています。
- ② 遺跡東部の砂丘裾部にかけて検出された弥生時代の木製矢板を用いた大溝遺構は、砂丘とその後背沖積地を利用した土地利用の歴史を示すものとして重要です。
- ③ 遺跡南端部で確認された古墳時代末期の祭祀遺物を伴う竪穴建物は、邑知潟に面した砂丘地において、集落内祭祀を行う集落が存在したことを示すものとして重要です。
- ④ 指定地北部の祭祀場に北接する範囲では、多量の鉄滓が出土しており、製鉄に関わる生産集団の存在が想定されます。南部で確認される古代の製塙・鍛冶・畠地等の生産域が、北部にも展開したことを見唆する資料として重要です。

- ⑤ 遺跡南部で出土した9世紀代の木製梳荒型は、指定地外にも本地師など木工集団の生産域が分布することを示唆する資料として重要です。
- ⑥ 遺跡南東部の沖積湿地帯から出土した、平安時代後期の木製人形・檜扇などの木製祭祀具は、邑知潟に近接した立地において、水辺の祭祀が行われていたことを示唆する資料として重要です。
- ⑦ 遺跡北部では、平安時代後期から中世の遺構・遺物が中心となっており、同時期の砂丘移動の影響と遺跡内の遺構・遺物の変遷過程を知るうえで重要です。

2. 史跡と関連する重要遺跡および文化財群

- ① **滝古墳群**は、眉丈山丘陵先端部の滝崎に造営された、5世紀前半から6世紀末にかけての古墳群です。その主墳である滝大塚古墳は、日本海沿岸屈指の規模を持つ大型帆立貝型古墳として重要です。6世紀初頭の滝3号墳では、横穴式石室の導入とともに馬具等の優れた資料が出土しており、6世紀前半とみられる1・2・6号墳でも周溝・埴輪・葺石を備える円墳が現地保存されています。この被葬者一族は、祖先を祀る古墳祭祀のほか、海上交通と深く関わる在地神を司祭したとみられ、羽咋地域に5世紀前半から在地首長級氏族が存在したことを示す重要遺跡です。
- ② **柳田古墳群**は、眉丈山丘陵内部に造営された、6世紀代の古墳群です。なかでも**山伏山古墳**は、6世紀前半にいち早く横穴式石室が導入された前方後円墳として重要であり、馬具等をはじめとする多数の出土品があります。滝古墳群とともに、日本海交流によって、古墳造墓の先進的な技術や文化が、この地域に波及したことを見出す遺跡として重要です。
- ③ **柳田古窯跡群**は、柳田古墳群の背後に作られた、5世紀後半から8世紀前半にかけての須恵器生産のための窯跡群です。能登でも最古の須恵器生産遺跡であり、前述の古墳群とともに、この地域への技術の波及を示す遺跡として重要です。
- ④ **柳田シャコデ遺跡**は、柳田古窯跡群での須恵器生産に深く関わる7世紀代の集落遺跡です。7世紀後葉には、いち早く掘立柱建物群が成立しており、柳田古窯跡群の窯業生産を背景に、周囲の環境において優位性を持った在地有力層の集落と推定される遺跡です。
- ⑤ **柳田シャコデ庵寺跡**は、史跡に面する台地上に立地する、7世紀末から8世紀初頭に成立した古代白鳳寺院です。8・9世紀においては、寺家遺跡と併存し、その考古学的成果による画期設定に同時性がみられることから、史跡の価値と深く関わる遺跡です。シャコデ庵寺の存在は、寺家遺跡での神祇祭祀とともに仏教祭祀が併存していたことを示しており、古代の初期神仏習合を考察する上での最重要関連遺跡です。
- ⑥ **寺家海岸遺跡・滝・柴垣海岸遺跡群**は古代の製塩遺跡で、寺家遺跡の祭祀に使用する製塩も行ったと考えられます。このほかにも、眉丈山丘陵には須恵器窯、瓦窯、製塩、製鉄等の生産遺跡群が展開しており、寺家遺跡の祭祀と関わる多様な生産・供給体制が成立していたと考えられます。

- ⑦ 気多社僧坊群跡遺跡は、中世気多神社の社僧坊群であり、これに従事する社僧や寺人の集落遺跡です。その位置については、現在も残る小字や『気多神社文書』に記載される寺坊・寺院名との対比が可能で、寺家町の町名の由来ともいえる遺跡であり、歴史地理学的な面からも地域史を検証することが可能な重要遺跡のひとつです。
- ⑧ 気多神社は、古代からその名がみられる地方有力神社であり、『延喜式』では名神大社に列する古社として、現在も信仰を集めています。寺家遺跡と深く関わる神社として、極めて重要であり、その関係性の明瞭化は、史跡の価値に大きく関わる今後の課題といえます。
- ⑨ その他の関連する文化財群として、気多神社と所蔵文化財群、特殊神事、禁足地の社叢のほか、正覚院と所蔵文化財群、大穴持像石神社と地震石等の関連記念物、地域における伝承や風習・風俗等の民俗等が挙げられ、これらもまた史跡と関係する地域史を構築する上で重要です。

3. 史跡の置かれた歴史的社会背景

- ① 能登半島は、東北および北方世界や大陸を中継する拠点として重視されており、羽咋地域は弥生時代以来、日本海沿岸流による文化や技術を受容してきました。寺家遺跡と周辺関連遺跡群の成立を考察するにあたり、能登半島および羽咋地域がおかれた地理的・歴史的環境とその社会背景は必要な要素のひとつです。
- ② 律令国家による能登国および古代気多神社の重視政策は、当時の東北・北方政策や対渤海・新羅等の外交政策課題と関連するものと考えられます。とくに、能登を発着する渤海使との関係は、寺家遺跡で行われた祭祀の性格を考察するうえで重要な要素のひとつです。
- ③ 8世紀にみられる古代能登国・越中併合・再立国の動向は、寺家遺跡やシャコデ庵寺にも影響を与えたと考えられ、寺家遺跡の性格を考察するうえで重要な要素のひとつです。

第2節 史跡の価値の構成要素

前節で述べた史跡の価値は、指定地における古代を中心とする祭祀遺跡としての「主要な価値」と、古代以外の時代の成果による「副次的な価値」をもとに構成されています。このほか、その価値に伴わない人工物などの要素も存在しています。

さらに、指定地外の周辺部にも、史跡と一体となる包含層が広がっており、関連する価値を構成しています。また、史跡と古代気多神社が深い関連性を持つことから、その周辺遺跡群や文化財群もまた構成要素と言うことができます。以下には、その構成要素を項目ごとに記載します。

(1) 史跡寺家遺跡を構成する要素

1. 主要な価値を構成する要素

- ① 指定地内の古代（8・9世紀代）の遺構と遺物
- ② 上記を包含する包含層と旧砂丘地形
- ③ これまでの発掘調査による出土品と調査記録類

2. 副次的な価値を構成する要素

- ① 指定地内の古代以外の遺構と遺物（縄文～古墳・平安後期～中世）
- ② 上記を包含する包含層と旧砂丘地形
- ③ 近世以降の防風・防砂植林の歴史を残すクロマツ
- ④ 海岸砂丘地の常緑樹の植生を残すタブノキ

3. 上記以外の要素

- ① 人工物（宅地、工場、店舗、駐車場、畑作地、山林、市道、里道、電柱、のと里山海道、高架橋、地下埋設物等）
- ② 現代の人工的植生（クロマツの肥料木として植林されたニセアカシア等）

(2) 史跡寺家遺跡の周辺環境を構成する要素

1. 史跡指定地周辺の遺構と遺物

- ① 指定地周辺の寺家遺跡埋蔵文化財包蔵地における遺構と遺物（縄文～中世）
- ② 上記を包含する指定地と一体となる包含層及び旧砂丘地形

2. 史跡の周辺環境として重要な価値を構成する要素

- ① 関連遺跡（滝古墳群、柳田古墳群、柳田古窯跡群、柳田シャコデ遺跡、柳田シャコデ廃寺跡、寺家海岸遺跡、気多社僧坊群跡遺跡、一ノ宮遺跡）

- ② 関連社寺とその所蔵文化財（氣多神社と所蔵文化財群、正覺院と所蔵文化財群、大穴持像石神社、大多鬼神社）
 ③ 関連記念物（氣多神社社叢、夫婦石、地震石、善正寺のシャコデ廃寺の塔心礎石）
 ④ 上記が立地する自然環境（海岸砂丘、海成段丘、シャコデ台地、眉丈山丘陵、旧邑知潟）

3. 史跡の周辺環境としてその他の価値を構成する要素

- ① 折口信夫関連文化財群（折口父子の墓、歌碑・句碑等）
 ② 眉丈山丘陵の自然環境と動植物（ホクリクショウガ科生息地（県指定）および増殖池等）

4. 上記以外の要素

- ① 人工物（寺家工業団地・宅地・工場・店舗・田畠・山林・のと里山海道・国道・県道・市道・里道・水路・電柱・地下埋設物等）
 ② 史跡に関連する社会基盤（羽咋市歴史民俗資料館・吉崎・次場弥生公園）
 ③ 史跡周辺の社会基盤（一ノ宮公民館・市立西北台小学校・眉丈台地自然緑地公園・滝港マリーナ・国立能登青少年交流の家）

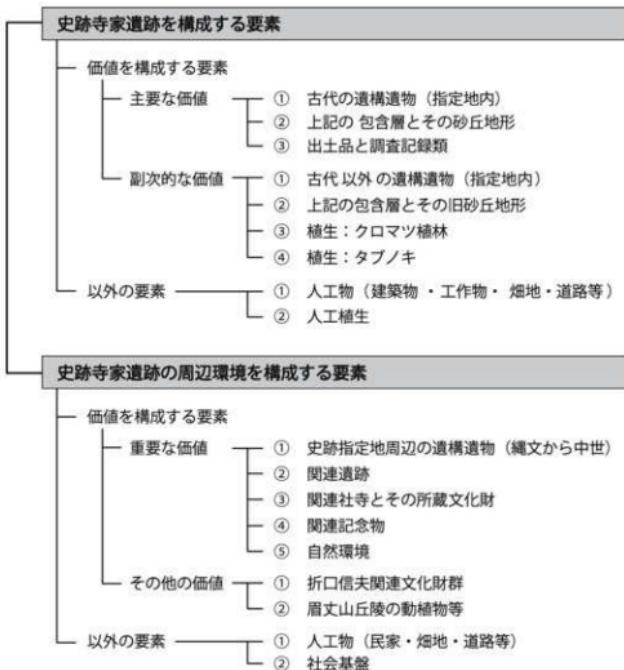


図3-1 史跡の構成要素と価値の関係図

第4章

史跡の保存と管理

第1節 基本方針

以上にみてきた史跡の価値の整理をふまえ、その価値の構成要素を適切に保存・管理していく必要があります。このための基本方針を以下の通りとします。

史跡の保存管理の基本方針

1. 史跡の価値を明確に把握するための調査研究

史跡の価値を明確化するための各種の調査研究を継続して進め、その成果をもとに各構成要素の保存と管理に反映させる。

2. 構成要素の整理を踏まえた区域設定と適切な保存管理の実施

指定地の現状を踏まえ、史跡を構成する諸要素の整理を踏まえた区域設定を行い、その保存と管理の方法を定める。

3. 現状を変更する行為等の明確化と取扱い基準の設定

予想される指定地内での現状変更や保存に影響を及ぼす行為等を整理し、これらに対する具体的な取扱い基準を示す。

4. 公有化による指定地の適切な保存

史跡の保存と活用を一体的に進めるための指定地の公有化（買い上げ）方針を定め、土地所有者の理解と協力のもと適切に実施する。

5. 周囲の歴史的環境の一体的な保全推進

寺家遺跡と周辺遺跡群を、地域の信仰と生活史を示す広域な歴史的舞台として位置付け、一体的な保存管理と調和のとれた景観・環境の維持をはかる。

第2節 指定地の保存管理のための地区区分と現状変更等の取扱い基準

史跡指定地内において、土地の現状を変更する行為を行う場合には、文化財保護法に基づき文化庁長官もしくは権限移譲を受けた羽咋市教育委員会への許可申請が必要となります。以下には、史跡指定地の保存管理のための地区区分と取扱い方針を示し、指定地内で予想される現状変更等についての具体的な取扱い基準を定めます（表4-1、図4-1）。

(1) 地区区分とその現況

【A-Ⅰ区】

史跡の価値の中核をなす遺構と遺物が良好な状態で保存されている範囲です。民有地では、宅地と工場の建築物、煙小屋や電柱等の工作物のほか、工場に伴う駐車場の利用状況があります。このほか、県有地では、地下埋設管が設置されています。これらの住民生活と利用状況に十分に配慮・調整しながら共存をはかり、史跡の保存管理を行う必要がある範囲です。

【A-Ⅱ区】

A-Ⅰ区と同様、史跡の価値の中核をなす遺構と遺物が良好に保存されている範囲です。宅地等の建築物はありませんが、のと里山海道が市道と立体交差する高架橋を支える橋脚が設置されています。工作物には煙小屋と電柱のほか、市道路線部では水道管も埋設されています。多くは畑作地と山林・荒蕪地となっており、民有地と県有地が多くを占め、そのほかは市道と里道となっています。畑作地については営農行為と共に存しながら現状維持をはかり、史跡の保存管理を行う必要がある範囲です。

【B区】

未調査範囲が残されており、史跡の価値の中核をなす範囲として確定できない要素を残していますが、史跡を構成する遺構と遺物が良好な状態で保存されている範囲です。のと里山海道の管理のための資材置き場・畑作地・山林・荒蕪地等の利用状況があり、煙小屋などの工作物が設置されています。民有地と県有地がほとんどで、一部に市有地の里道があります。現状の畑作地については営農行為と共に存しながら現状維持をはかり、史跡の保存と管理を行う必要がある範囲です。

(2) 現状変更の取扱い基準

史跡を現地に恒久的に保存し管理していくため、上記の地区区分をふまえ、建築物・工作物の新增改築や、道路等の補修、土木工事などの現状変更を伴う行為があつた場合の取扱い基準を定める必要があります（表4-1、図4-1）。基本的には、史跡の保存と管理、もしくは今後の整備と活用に資するもの以外は認めない方針としますが、先述したとおり、現状の土地の利用状況に応じた住民生活との共存のための調整も必要です。このため、A-Ⅰ区の建築物の増改築等の行為については、住民生活との共存をはかる立場から、確認調査を実施するなどして地下の遺構に影響のない範囲で認める方針とします。

また、指定地内の既設の煙小屋については、営農行為とも共存しながら現状維持をはかる立場から、地下の遺構に影響がない範囲で認める方針とします。同様に、既設の水道等の埋設管、電柱、市道等についても、公共的な利益と共存すべき立場から、地下の遺構に影響がない範囲で認める方針とします。

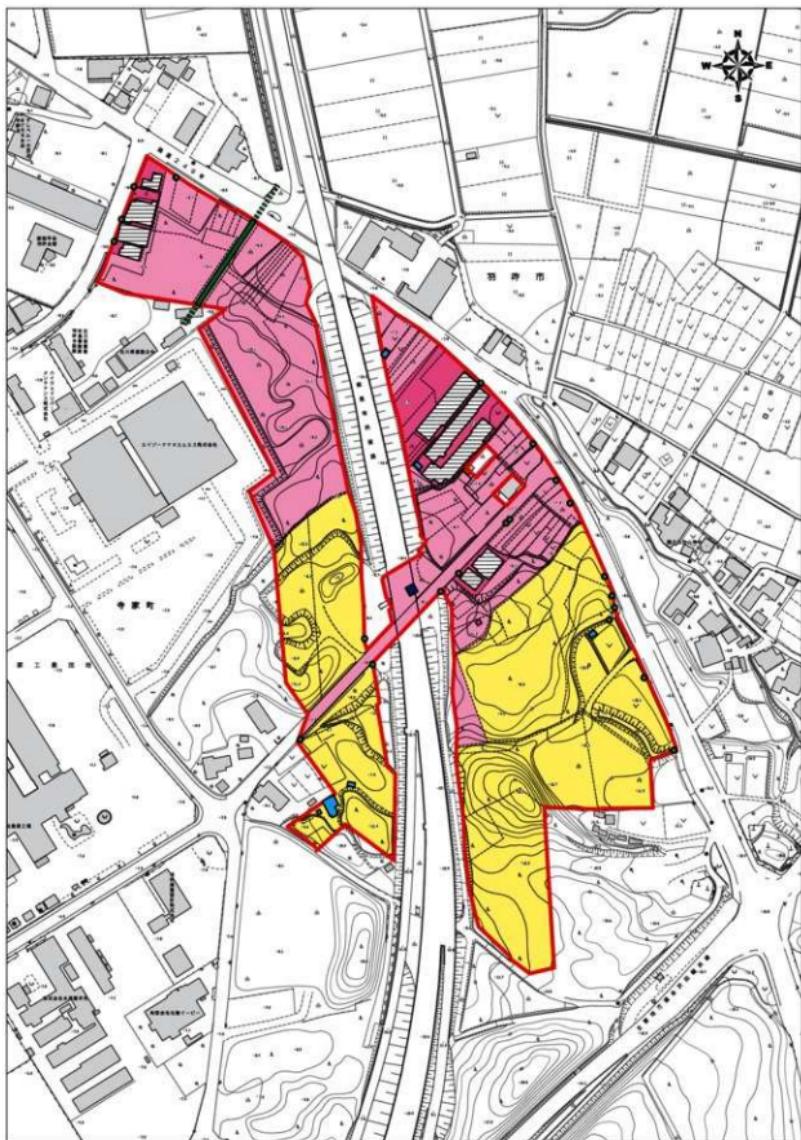
表4-1 史跡指定地の保存管理のための地区区分と現状変更等の取扱い基準一覧

	A-Ⅰ区	A-Ⅱ区	B区
重要性 遺存状況	史跡の中核をなす遺構と遺物が良好に保存されている範囲 史跡を構成する遺構と遺物が良好に保存されている範囲		
現 況	建築物	宅地、工場	橋脚
	工作物	煙小屋、電柱等	煙小屋、電柱、埋設排水管等
	道路等	駐車場	市道・里道
	その他	—	畑、山林、荒蕪地
所有状況	民有地	民有地、県有地、市有地	民有地、県有地、市有地
保存管理の 基本方針	住民生活との共存	現状維持（畑作については共存）	
建築物	新築	史跡の保存管理・整備活用に資するもの以外は認めない。	
	増築	確認調査を実施し、遺構に影響のない範囲で認める。 重要な発見のあった場合は認めない場合がある。	—
	改築	既設のものに限り、遺構に影響のない既掘削範囲内で認める。	—
	除去	認める。	—
工作物	新築	史跡の保存管理・整備活用に資するもの以外は認めない。 (※電柱・水道管増設は新築に該当するが、遺構に影響のない範囲で認める。)	
	増築	既設煙小屋等の掘削を伴わない簡単なものに限り認める。	
	改築	既設のものに限り、遺構に影響のない既掘削範囲内で認める。	
	除去	認める。	
現 状 変 更 の 内 容	新設	史跡の保存管理・整備活用に資するもの以外は認めない。	
	拡幅	史跡の保存管理・整備活用に資するもの以外は認めない。	
	補修	維持管理の範囲および影響の軽微なものに限り認める。	
道 路 等	土木 工事	原則として認めない。ただし、史跡の保存管理、整備活用、その他防災等の必要な場合に限り、遺構に影響のない範囲で認める。	
	地形の 変更	畑作等の日常的な活動は認める。これ以外の掘削、盛土、切土は、史跡の保存管理、整備活用、その他防災等の必要な場合に限り、遺構に影響のない範囲で認める。	
その 他	木竹の 除去 植栽	枝打ち、剪定等の日常的な活動は認める。これ以外の伐採・植栽は、史跡の保存管理、整備活用、植生や景観の保護、防災等の必要な場合に限り、遺構に影響のない範囲で認める。	
	発掘 調査	史跡の保存管理、整備活用上、必要な場合に限り実施する。	
公有化の方針	土地の所有者の要望等を踏まえ、計画的に公有化を推進する。		現状変更の制限により、所有者が現在の土地利用に支障をきたす場合には、公有化についての協議を行う。

すべての区域に共通する事項

現状変更等を行う場合は、「いしかわ景観総合条例」に基づいて、周囲の景観にも配慮することとする。

史跡指定地外の隣接地および埋蔵文化財包蔵地については、石川県教育委員会の「石川県における埋蔵文化財の取扱い基準」および「石川県埋蔵文化財発掘調査基準」に基づいて対応し、重要な遺構が確認された場合は現状保存をかかるよう協議を行う。



A-I 区
A-II 区
B 区

建築物
工作物
電柱

埋設排水管
橋脚
指定範囲

0 S=1/3000 100m

図4-1 史跡指定地の保存管理のための地区区分図

第3節 現状変更に伴う許可申請区分

史跡指定地において、土地の現状を変更する行為（土地の利用状況の変更や地形を改変する行為等）及び保存に影響を及ぼす行為（景観・環境等において将来にわたり支障を来す行為）を行う場合には、許可申請の不要な維持の措置や災害等の応急措置等の場合を除いて、以下のとおり、文化庁長官の許可あるいは権限委譲を受けた羽咋市教育委員会の許可を得る必要があります（表4-2、図4-2）。この手続きには時間が必要となるため、計画の早い段階で羽咋市教育委員会まで相談し、余裕をもって事前の協議・調整を行う必要があります（図4-3）。

また、指定地内の畑作地等において、従来の土地利用状況を継続する日常的な営農や維持管理行為については、史跡の保存への影響が軽微であるものに限り許可申請は不要です。ただし畑作等については、史跡が位置する土層の深度に到達しない範囲での掘削にとどめることとします。

表4-2 現状変更等の許可申請区分

許可申請区分	行為の内容	想定される主な具体例
文化庁長官	文化財保護法 第125条 下記以外の行為	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・工場等の増改築、除去等 ・道路橋脚等の改修等（既掘削範囲内での実施に限る） ・地形の改変を伴う掘削、盛土・切土等の行為 ・現状の景観に大きな影響を及ぼす行為
羽咋市教育委員会	文化財保護法 施行令 第5条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・3月以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築・増改築・除去 ・工作物の設置、改修、除去 ・土地の形状の変更を伴わない道路の修繕 ・既設埋設物（水道管・暗渠排水管等）の改修、除去 ・木竹の伐採 ・史跡の管理に必要な設備等の設置、改修、除去 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設プレハブ等の設置 ・電柱等の改修（既掘削範囲内の実施に限る） ・既設排水管・水道管の修繕等（既掘削範囲内の実施に限る） ・道路の舗装等の補修、オーバーレイ（掘削、盛土・切土等の行為を伴わないものに限る） ・景観に大きく影響を与えない範囲の木竹の伐採
許可申請不要	維持の措置 文化財保護法 第125条但し書き	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡がき損、衰亡している場合の復旧、その拡大を防ぐ応急措置、復旧が困難な場合の除去 <ul style="list-style-type: none"> ・遺構が損壊した場合、もしくはその恐れのある場合の復旧・応急措置・危険除去等（当該箇所への盛土による保護や土のう設置等の養生等）
	非常災害のために必要な応急措置 文化財保護法 第125条但し書き	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時、もしくはその発生が予測される場合に緊急的にとられる応急措置 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩れ、倒壊した工作物等の除去 倒木、危険木等の伐採・除去
	保存に及ぼす影響が軽微である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・畑作等の営農行為（ごみ穴等の深掘りは禁止） ・資材等の仮置き ・水路・側溝等の清掃管理 ・日常的な木竹の伐採・剪定・下草刈り ・道路の維持管理に必要な補修・小修繕等



図4-2 現状変更等の許可申請区分の概念図

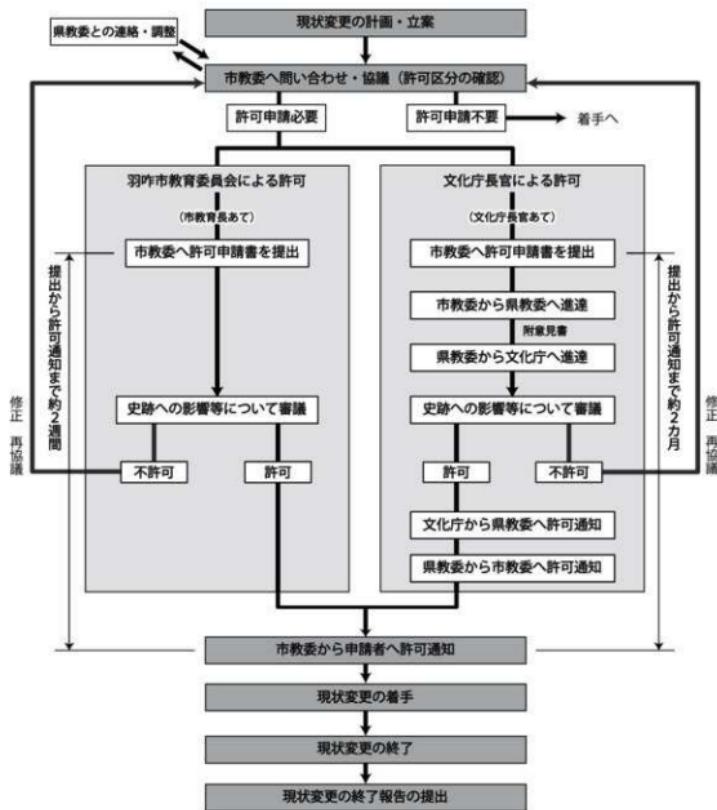


図4-3 現状変更に伴う許可申請手続きの流れ

第4節 指定地の公有化方針

史跡指定地の保存管理のための方法のひとつとして、羽咋市による土地の公有化（買い上げ）があります。土地の公有化は、指定地の全てに実施するのが望ましいですが、宅地、工場、畑作地等として利用されている範囲もあり、生活との共存をはかる必要です。一方で、史跡の環境整備を行い、史跡の価値や魅力について、広く多くの市民に発信し、公開・活用していくことも必要です。

このため、今後の史跡の「保存管理」と「整備活用」の両者を効果的に実施するため、重要遺構が発見された中枢をなす範囲から段階的・計画的に公有化をすすめることとし、史跡の保存と活用を一体的に推進していきます。

ただし、史跡指定地全域には、本章の第2・3節にも述べたとおり、保存管理のための現状変更等の取扱い基準と、文化財保護法による土地の現状変更に対する制限がかけられていることから、宅地や工場等での住民生活や畑作地での耕作といった現状の土地利用等に著しい支障をきたす場合も想定されます。その際には、公有化についての協議を行い、土地所有者の理解と協力のもと、補償措置としての買い上げを検討し、適切な公有化をはかります。

第5節 追加指定の方針

史跡指定地の内部には、史跡指定の同意が得られなかったことによる未指定地が残されています。史跡の保存管理を万全とするため、土地所有者の理解と同意を得て追加指定し、一体的な保存と管理をはかる必要があります。

また、指定地の周囲の寺家遺跡の埋蔵文化財包蔵地の範囲では、指定地と一体となる遺構・遺物の包含層が広がっています。この範囲において、土木工事等の計画があった場合には、可能な限り現地保存のための協議・調整を行い、必要に応じて「石川県における埋蔵文化財取扱い基準」に基づいて分布調査や発掘調査を実施します。

とくに、史跡指定地に接する隣接地では、史跡と一緒に重要な遺構や遺物が発見される可能性が高いため、慎重な対応を行うとともに、重要遺構や遺物が発見された場合には、詳細な確認調査を実施してその範囲と性格を確定し、追加指定による保存をはかることとします。

第6節 出土品の保存・管理

(1) 出土品の一括保存管理

これまでの寺家遺跡の発掘調査で出土した祭祀遺物をはじめとする様々な遺物も、史跡指定地とともにその価値を物語る重要な構成要素であり、その保存と管理が必要です。

とくに、石川県教育委員会が能登有料道路建設関連工事を契機に実施した第1次～第3次調査の出土品は、パンケースで約900箱の膨大な数となっています（表4-3）。このなかには、銅鏡などの金属製祭祀遺物をはじめとする優れた資料が含まれており、その調査主体である石川県が

表4-3 寺家遺跡出土品の所蔵・保管状況

石川県 所蔵資料（第1次～第3次調査、第11次調査）

資料	数量	保管状況
土器等の出土資料	約 870 箱	石川県埋蔵文化財センター収蔵庫で保管
祭祀遺物優品群（金属・木製品等） および墨書き土器群	約 30 箱	石川県埋蔵文化財センター特別収蔵庫で保管 (一部は借用し羽咋市歴史民俗資料館常設展示で展示)

羽咋市 所蔵資料（第4次～第19次調査）

資料	数量	保管状況
土器等の出土資料	約 250 箱	文化財室分室収蔵庫で保管
祭祀遺物優品群（金属製品等） および墨書き土器群	約 3 箱	羽咋市歴史民俗資料館特別収蔵庫で保管 (一部は羽咋市歴史民俗資料館常設展示で展示)

所蔵・保管しています。このほか、羽咋市教育委員会が実施した第4次～第19次調査の出土品は約250箱において、羽咋市が所蔵・保管しています。

寺家遺跡出土品は、調査を実施した機関が異なることにより、県と市で分散して所蔵・保管している状況です。このため、史跡が所在する羽咋市において、今後の保存・管理・調査・研究、展示・公開、教育・普及を一体的に推進していくにあたり、大きな課題となっています。したがって、石川県所蔵資料については、史跡が所在する本市で全資料を受け入れ、羽咋市所蔵資料とともに一括して保存・管理し、今後の整備等において公開・活用をはかる必要があります。

（2）今後の保存と管理の進め方

以上に述べた所蔵・保管状況と課題から、寺家遺跡出土品の羽咋市での一括管理に向けて、以下のように実施し、今後の保存と活用をはかります。

1. 本計画において、羽咋市が石川県所蔵資料を受け入れ、一括で保存管理し、公開活用することを基本方針として明示する。
2. 受け入れ体制の環境整備として、収蔵施設等のスペースの確保、重要資料の保存環境の整備、防犯・防災・防火体制等の再確認を行う。
3. 以上をもとに石川県へ譲与申請を行い、羽咋市において受け入れ、一括保存管理する。
4. 羽咋市への譲与後、すみやかに目録作成と状態等の把握を行い、必要な資料には保存処理等の措置をとるとともに、市指定有形文化財への指定を検討する。
5. 県指定有形文化財、国指定重要文化財の指定による保存をめざして、出土品の再整理事業による価値の明瞭化を推進し、その価値の普及のための出土品図録作成等のほか、特別展等の開催による展示・公開事業を実施し、継続的な価値の整理と普及を推進する。

第7節 史跡と周辺環境の一体的な保全の推進

(1) 関連法令による保存管理

史跡の価値は、第3章でも述べたように、寺家遺跡と周辺関連遺跡群・文化財群との関連性において位置付けられます。したがって、指定地内の「史跡の価値を構成する要素（主要な価値および副次的な価値）」の保存管理とともに、指定地外の「史跡の周辺環境を構成する要素」が展開する周辺環境についても広域な保存をはかる必要があります。

史跡指定地では、文化財保護法第125条による現状変更等の制限があり、土地の現状を変更する行為が計画された場合には、本章第2節・第3節で設定した取扱い基準と許可申請区分を適切に運用することにより、その保存管理を行います。

指定地外の寺家遺跡の周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲については、第5節に述べたとおり、追加指定の可能性も含めて慎重に対応します。このほか、周間に分布する関連遺跡群の埋蔵文化財包蔵地において、民間・公共による土木工事等が計画された場合には、文化財保護法第93条・第94条による埋蔵文化財の保存のための取扱いと必要な手続きを行います。この取扱いについては、史跡の価値に関わる重要遺跡であるとの認識から、「石川県における埋蔵文化財取扱い基準」にもとづいて、可能な限り現状保存に向けた慎重な調整を行います。そして、必要に応じて性格把握のための確認調査等を実施し、重要な成果が得られた場合には、市の史跡指定等による保存管理を検討するとともに、将来の県指定・国指定も考慮した取扱いを行います。

このほか、指定地外での取扱いとして、国道249号の安全帯の拡幅や改修、のと里山海道の車線拡幅工事等が計画された場合には、その工事内容が、隣接する史跡指定地の保存に影響を及ぼさないよう、十分な配慮と事前協議が必要です。

表4-4 史跡とその周辺環境の保存に関する関連法令

構成要素	対象範囲	関連法令による保存管理と景観保全
史跡の価値を構成する要素	史跡指定地 主要な価値 + 副次的価値	<ul style="list-style-type: none">文化財保護法第125条、現状変更等の取扱い基準による保存と管理石川景観計画（いしかわ景観総合条例）を活用した景観保全（指定地の大部分が「特別地域」に該当）
史跡の周辺環境を構成する要素	史跡指定地以外の寺家遺跡の埋蔵文化財包蔵地	<ul style="list-style-type: none">文化財保護法第93・94条、場合によっては第125条相当の取扱いによる保存（追加指定の場合）石川景観計画（いしかわ景観総合条例）を活用した景観保全（一部が「特別地域」、その他が「景観形成重要地域」に該当）
	関連遺跡群・文化財群が分布する範囲	<ul style="list-style-type: none">文化財保護法第93・94条の取り扱いによる埋蔵文化財の現状保存のための調整その他、文化財保護法・県市文化財保護条例等に基づいた建造物、記念物等の文化財群の保存石川景観計画（いしかわ景観総合条例）を活用した景観保全（全部が「景観形成重要地域」に該当）

(2) 周辺環境の景観保全

石川県では、「いしかわ景観総合条例」(平成21年施行)を定め、のと里山海道沿道の長く連なる砂丘と海岸線や山並み景観が楽しめる景観の保全を目的として「石川景観計画」を策定しています。本市では、これをふまえ「羽咋市景観形成ガイドライン」を定めており(平成21年)、本市の各地区の特性に合わせた景観保全のための取扱い書が作成されています。

この石川景観計画では、のと里山海道を中心とした眺望や景観等の保全のため、その路線の両側に「景観形成重要地域」と「特別地域」を設定しています。この該当地では、建築物の建設、開発行為、屋外広告物の設置等について、景観に配慮した高さや色彩等の基準を設けており、これらの実施には届け出が必要となっています(図4-4、図4-5)。

史跡周辺の柳田町・寺家町・一ノ宮町・滝町一帯は、この計画の「景観形成重要地域」「特別地域」に該当しており、これを順守した適切な景観保全を行なう必要があります。この制度を適切に活用し、史跡とその周辺の広域な歴史的環境の調和のとれた景観保全にも努める必要があります。



図4-4 史跡周辺の石川景観計画の区域設定図

各種地域指定による建築物等の基準の内容(主なもの)

景観形成重要地域や景観貴重保全地域等における建築物や工作物の新築等については、「位置・規模」「影響・色匠」「色彩」「材料」など、開発行為については、「盛土・切土」「のり面」などの項目で景観形成に関する基準を定めています。

大抵要な建築物等の景観形成基準のイメージ



石川県景観計画にもとづく届出手順

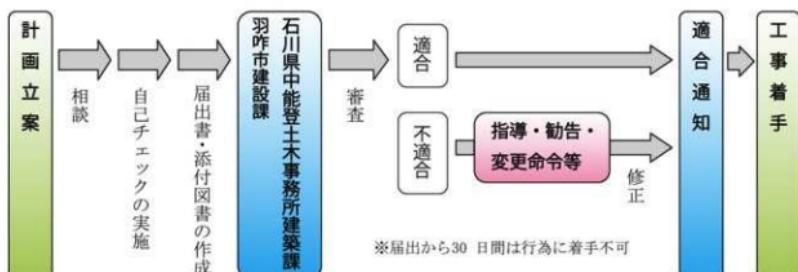


図4-5 石川県景観計画の取扱い基準と届出手順

第5章

史跡の整備と活用

第1節 基本方針

史跡の今後の具体的な整備と活用案については、本計画とは別に、「整備活用基本計画」を策定し、実施していきます。本章では、その基本構想として、前章までに述べた史跡の価値と保存管理の方針をふまえ、今後の整備活用にかかる必要な基本的事項を整理し、今後の基本的な方針を示します。

史跡を適切に保存し、次世代へ確実に継承するためには、史跡の価値と保存の必要性が正しく理解されることが必要です。このため、前章で示した保存管理の着実な実行に加え、史跡の価値や魅力を正しく伝え、理解してもらうための整備と活用を実施する必要があります。また、これまで述べてきたように、史跡の価値は、寺家遺跡だけではなく、周辺の関連遺跡・文化財群も含めた広域な地理的・歴史的環境のなかで位置付けられます。したがって、今後の整備と活用においても、同様の広域な視点が必要です。さらには、史跡の価値や特性を活かした、地域の誇りや拠り所となるまちづくりの拠点としての環境整備も求められており、歴史的資産、地域資産、教育的資産として活用する必要があります。

以上から、史跡の整備活用の基本方針を以下のとおりとします。

史跡の整備活用の基本方針

1. 史跡の保存と継承に資する整備・活用

史跡の継続的な調査・研究の成果を反映した環境整備を推進し、歴史的資産としての活用をはかる。

2. 利用者の便益と地域に資する整備・活用

史跡の価値と特性を利用者に広く周知する環境整備を推進し、地域資産としての活用をはかる。

3. 市民・地域等との連携による整備・活用

市民・地域等（学校、地域住民、市内文化団体など）との連携を推進し、学校教育や生涯教育の郷土学習を通じた文化財保護意識の向上に資する教育的資産としての活用をはかる。

4. 史跡と周辺文化財群の一体的な整備・活用

寺家遺跡と氣多神社の関連性を基軸に、周辺の関連遺跡群や文化財群をネットワーク化した広域の環境整備を推進し、歴史的環境の一体的な活用をはかる。

第2節 史跡の環境整備

(1) 史跡指定地の整備の進め方

史跡指定地の「整備」には2段階の整備が考えられます。ひとつは「保存管理のための環境整備」であり、もうひとつは「公開活用のための環境整備」です。

まずは、前者の環境整備を中心着手し、史跡の保存状態を阻害する要因等を除去し、より安定的な状態にするための措置を行います。同時に、標柱・境界杭・案内板等を設置して、史跡の位置と範囲を現地において明示し、史跡の保存を継続的かつ確実なものとします。このうえで、後者の環境整備に着手し、史跡の来訪者や利用者に対して、その価値と魅力を伝え、親しみ、活用してもらうための環境整備を行います。この実施にあたっては、史跡の価値の内容や現況等をふまえ、最も効果的な範囲を検討し、必要な範囲から計画的に実施する必要があります。そして、このハード的な環境整備とともに、価値や重要性を周知するためのソフト的な活用事業（交流・普及事業）も並行して進め、これを保存への意識へと循環していきます。

以上を確実に実行するためには、史跡の価値をより正確に把握する必要があります。そのためには、史跡の継続的な調査研究のほか、史跡整備の先行事例等の検討も行う必要があります。この成果を史跡整備と活用のそれぞれの段階において反映・還元することで、史跡の整備、保存・活用、調査研究を一体的に進めます。さらに、これを確実に実行する管理運営体制の整備も求められます。

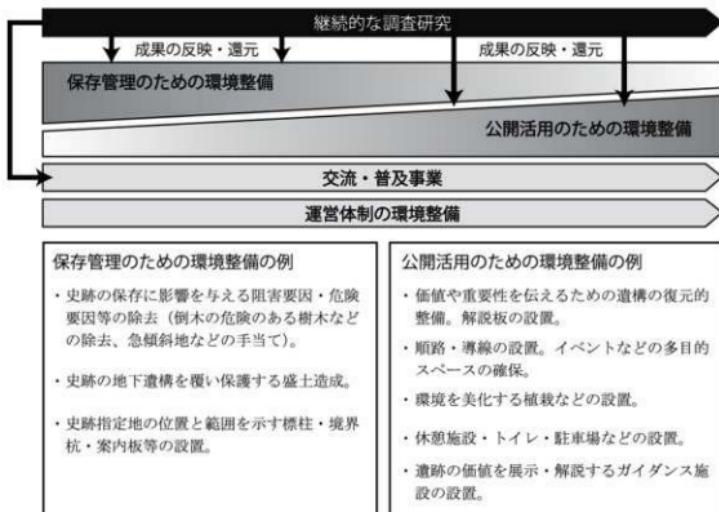


図5-1 史跡の整備・活用の進め方

(2) 整備活用のための地区区分

史跡の整備活用を効果的に進めるため、前項で述べた環境整備を実施する範囲を図5-2のように設定します。史跡の保存と活用のための環境整備は、指定地の全てに実施するのが理想的ですが、史跡の価値を構成する諸要素の配置構成と土地の利用状況および所有状況をふまえ、以下の第1期・第2期に分けた段階的な環境整備区を設定します(図5-2)。

第1期環境整備区

古代の祭祀遺構や掘立柱建物跡などの重要遺構の全容が明らかで、これらが良好な状態で現地保存されています。これらの重要遺構の保存状態をより万全な状態とし、その価値や重要性を広く発信して公開活用するため、この範囲から優先して環境整備を進めます。

第2期環境整備区

これまでの発掘調査の成果が部分的で、地下の遺構の全容が明らかではない部分が残されており、今後の整備にあたっては、遺構の性格を確認するための調査も必要となります。このほか、宅地や畠地として利用される民有地が比較的に多く、未指定地も含むことから、現状の保存を優先し、利用状況の変化を長期的に見極めながら、将来の環境整備と調査成果の充実を検討する範囲として位置づけます。

(3) 整備活用のためのゾーンニング

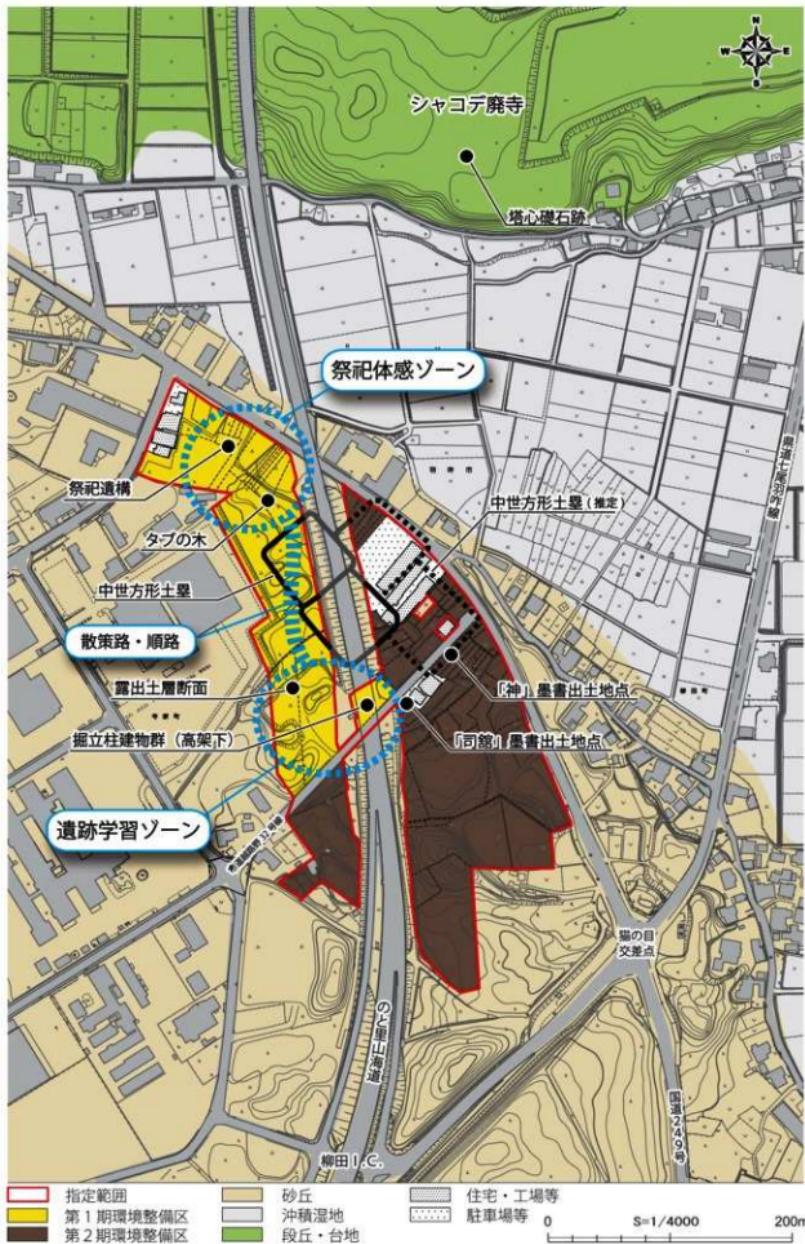
優先的に整備活用をはかる「第1期環境整備区」では、史跡の構成要素の配置・性格等をもとに以下の基本的ゾーンニングを設定し、史跡の保存・管理と公開・活用にむけた環境整備を実施していきます(図5-2)。

祭祀体感ゾーン

寺家遺跡の古代祭祀遺跡としての性格を象徴する「祭祀遺構」が発見された、史跡における最重要地点です。この遺構では、その重要性から現地保存されており、良好な状態で保存されています。現況の多くは荒蕪地で、その位置や価値についての情報を得ることができない状態です。利用者にむけて、史跡の価値を伝え、祭祀遺構とその特殊な祭祀空間に触れて体験することができるよう、遺構の位置表示や解説板の設置などの環境整備を検討します。

遺跡学習ゾーン

寺家遺跡の古代祭祀を管理したと考えられる掘立柱建物跡群が立ち並んでいた範囲です。遺構は、のと里山海道と市道が立体交差する高架橋の下に現地保存されています。このほか、遺跡包含層の土層断面が露出する地点では、寺家遺跡が、自然環境の変化による砂丘移動の影響を受けながら、どのように地下に存在しているかを、地上で観察することが可能となっています。



これらは調査後、埋め戻されて現地保存されているため、その位置や重要性について情報を得ることができない状態です。このため、遺構を十分に保護したうえで、建物跡の位置の現地表示や、土層断面を観察可能な状態にするなど、利用者が祭祀体感ゾーンとともに遺跡の性格を現地で学習し、自然環境の変化についても考えることができる環境整備を検討します。

散策路・順路

上記の両ゾーンの体験や学習をより効果的なものとするため、両者を結ぶ散策路などの順路・動線の設置や植栽等の整備が必要です。現況のほとんどは山林・荒蕪地となっており、除草や倒木の除去など利用者が安全かつ快適に通行できる環境整備を検討します。

【史跡の環境整備の先行事例】



史跡の所在を示す標柱の設置
(能登町真脇遺跡)



史跡の範囲を示す境界杭の設置
(能登町真脇遺跡)



案内板の設置
(七尾市能登国分寺跡)



復元地形モデルの設置
(羽咋市吉崎・次場遺跡)



散策路・順路と植栽の整備
(富山县氷見市布尾山古墳)



高架下に掘立柱建物跡の位置を
復元表示 (津幡町加茂遺跡)

第3節 史跡と周辺環境の整備

(1) 基本方針

寺家遺跡の価値を正確に伝えるためには、周辺の関連遺跡・文化財群との関係性をより明確化させる必要があります。このため、継続的な関連遺跡群等の調査研究を実施し、その成果をもとに、史跡の周辺環境についても広域な環境整備と保全を推進する必要があります。この基本方針を、次のとおりとします。

史跡と周辺環境の整備活用の基本方針

1. 史跡と関連文化財群の総合的把握の実施

寺家遺跡と氣多神社の関係性を基軸とした、周辺関連遺跡群・文化財群の総合的な調査研究を実施し、それぞれの関係性の明確化と総合的把握をはかる。

2. 史跡と周辺文化財群のネットワーク化

抽出された関係性をもとに、その価値を伝える標柱や案内看板等を設置するほか、これらをつなぐ周遊ルート等の開発を行い、史跡と一緒になる広域的な環境整備をはかる。

3. 第5次羽咋市総合計画の「歴史・文化拠点」の保存・活用

史跡を「歴史・文化拠点」の広域な保存・活用をはかる推進基地として位置づけ、多様な文化財群の一体的な保存と活用をはかる。

4. 第5次羽咋市総合計画の「文化・スポーツ・教育拠点」との連携

「歴史・文化拠点」の広域な整備活用を、「文化・スポーツ・教育拠点」の羽咋市歴史民俗資料館・吉崎・次場弥生公園（史跡吉崎・次場遺跡）とも連携し実施することで、市内の交流・周遊性を高める。

(2) 広域環境整備のゾーンニング

以上の広域な整備活用を推進するため、展開する遺跡群の時代や性格をふまえ、次のゾーンニングを設定します（図5-3）。

古墳群・窯跡群の保存・活用ゾーン（古墳時代を中心とする範囲）

滝崎に展開する滝古墳群、眉丈山丘陵に展開する柳田古墳群、柳田古窯跡群の生産遺跡群による、古墳時代を中心とする寺家遺跡の前史を物語る遺跡群が展開する範囲です。古墳は地上に露出する遺跡であり、定期的な除草などによる墳丘の保存・管理につとめ、視認性を高める

とともに、その存在と重要性を周知することが必要です。このほか、史跡との関連性を解説する説明板の設置や古墳めぐりルートなどの整備が必要です。

寺家遺跡とシャコデ廃寺の保存・活用ゾーン（古代を中心とする範囲）

史跡寺家遺跡と柳田シャコデ廃寺跡を中心とする、古代の神社関連遺跡と寺院遺跡が展開する範囲です。シャコデ廃寺は、寺家遺跡と同時期に並行して存在した重要遺跡であり、この関連性を解説する説明板の設置や、現地にのこる塔跡の位置表示などの環境整備が必要です。

また、シャコデ廃寺が位置する台地のふもとには、気多神社祭神の大己貴命が邑知渴のオロチを退治したという伝承の舞台である「夫婦石」と呼ばれる巨石も存在します。これらの説明看板の設置と環境整備を実施し、一体的な価値を高める環境整備が必要です。

気多神社関連遺跡・文化財群の保存・活用ゾーン（中世・近世を中心とする範囲）

気多社僧坊群跡遺跡、大穴持像石神社と「地震石」と呼ばれる畫石、正覚院・気多神社とその文化財群、天然記念物の社叢など、中近世を中心とする数多くの遺跡と文化財が寺家・一ノ宮町の集落とともに残されています。大穴持像石神社と「地震石」には、折口信夫博士の研究の紹介とともに説明看板が設置されていますが、その他の遺跡群にもこうした環境整備が必要です。また、上記した古墳時代と古代の二つのゾーンの中心にあることから、これらをつなぐ環境整備も必要です。

第4節 史跡の活用

これまでに述べた史跡と周辺環境のハード的な環境整備とともに、以下のような史跡の価値を知ってもらうためのソフト的な活用事業（交流・普及事業）を並行して進める必要があります。これにより、地域の文化財の存在と価値が広く周知され、史跡の整備と活用がより効果的なものとなり、保護意識の高揚につなげることができます。

歴史的資産としての活用（交流・普及）

① 史跡と関連遺跡群・文化財群の総合的な情報発信

史跡と周辺関連遺跡群・文化財群について紹介するパンフレット等のガイド資料作成。
ホームページ等による積極的な情報発信。

② 調査研究成果の周知・啓発活動

発掘調査の公開・体験・現地説明会の開催。

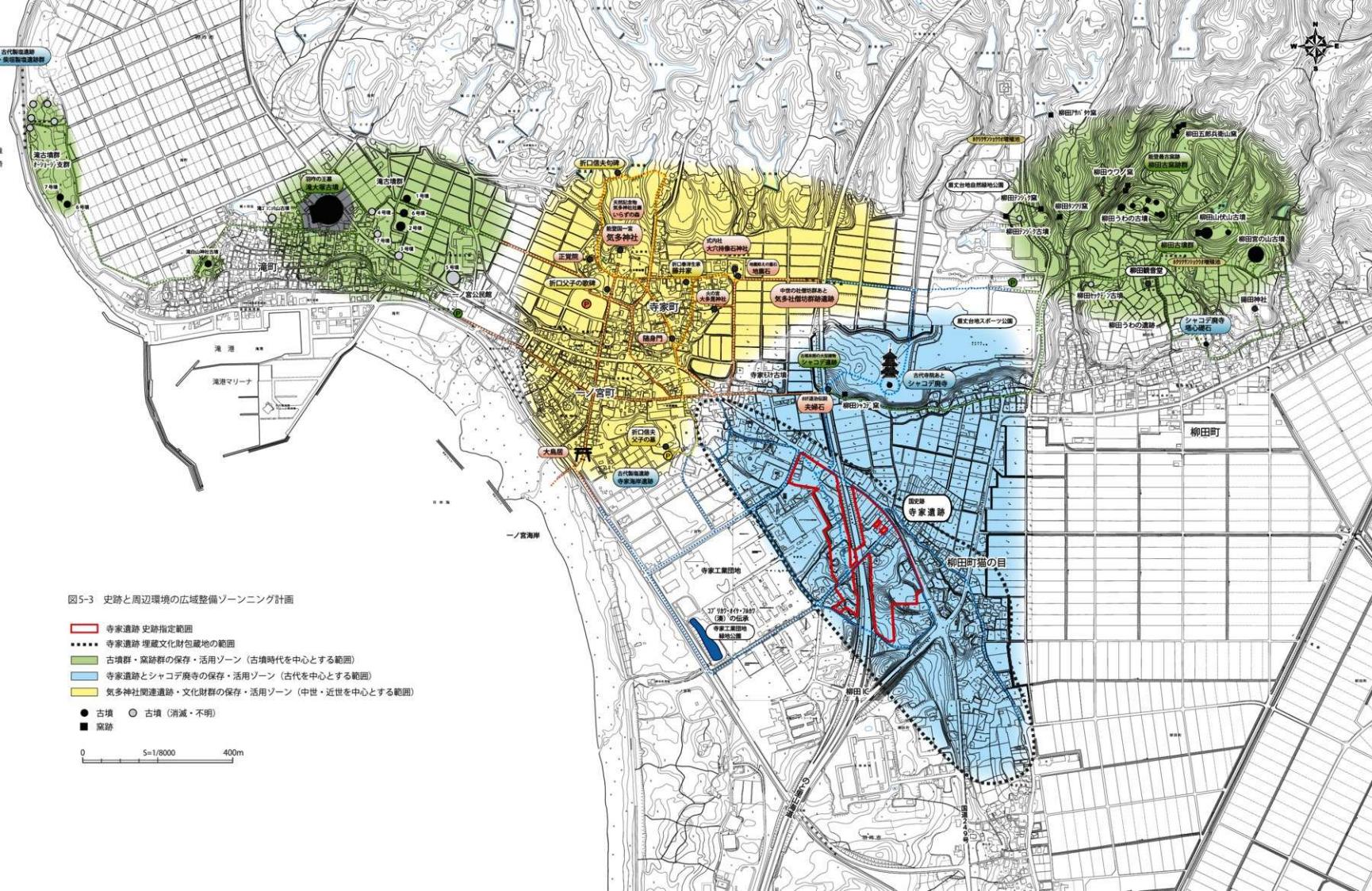
特別講座、特別展示、講演会、シンポジウム等による成果の公開や、これを活かした啓発活動の実施。



図5-3 史跡と周辺環境の広域整備ゾーニング計画

- 史家遺跡 史跡指定範囲
 - 史家遺跡 珠藏文化財包蔵地の範囲
 - 古墳群・墓塚群の保存・活用ゾーン（古墳時代を中心とする範囲）
 - 史家遺跡とシャコテ廃寺の保存・活用ゾーン（古代を中心とする範囲）
 - 氷多神社関連遺跡・文化財群の保存・活用ゾーン（中世・近世を中心とする範囲）
- 古墳 ○ 古墳（消滅・不明）
■ 墓跡

0 5=1/8000 400m



地域資産としての活用（交流・普及）

① 地元をはじめとする市民各層との交流・連携

地元・市民が主体となった郷土学習の機会や場の提供。

② まちづくりや観光面での連携

市内のまちづくり事業における一場面として史跡を活用する。他の施設および観光資源とのネットワーク化により、地域資産の総合的価値の浮揚につなげる。

教育的資産としての活用（交流・普及）

① 学校教育での活用

市内小学校、中学校、高校を対象とした、史跡の価値の周知と普及事業の推進。

教員との史跡の価値の共有化による、史跡学習の学習計画への位置づけと定着化。

学校行事・親子学級等での活用の推進。

② 生涯学習での活用

公民館や文化団体等の郷土学習事業と連携した出前講座等の実施による、史跡の価値の周知と普及。

体育事業と連携した史跡めぐりウォークなどによる、市民各層への郷土学習の機会や場の提供。

③ 関連施設での活用

羽咋市歴史民俗資料館を活用した出土品等の展示。学芸員による展示解説。

吉崎・次場弥生公園と連携した今後の史跡の活用につなげる啓発事業の実施。

第5節 整備活用に向けた課題の整理

ここまで、整備活用の基本方針と進め方について概説してきましたが、今後、これを具体的に実施していくにあたっての諸課題の整理を行うこととします。

（1）史跡および周辺環境の調査研究（総合的把握）

史跡の保存と活用を推進するにあたり、その基盤としなくてはならないのが「調査研究」です。寺家遺跡がもつ価値は、考古学、文献史学、歴史地理学、民俗学、自然科学など、さまざまな関連学術分野による多面的で総合的な内容をもっています（図5-4）。これを総合的に把握することは、より正確に史跡の価値を把握することにつながり、地域がもつ歴史的価値を知ることにもつながります。寺家遺跡の調査研究を出発点として、地域の広域な歴史的環境の価値をさらに明瞭化するとともに、その成果を史跡の保存と活用に循環させていくことが必要です。

また、これを確実に実施するための調査体制・組織の整備、地元住民の理解を得た協力体制等を整備する必要があります。さらに、こうした歴史的・自然的環境に関する調査研究と同時に、史跡が置かれた社会的環境に関する調査も実施する必要があります（図5-5）。地域や市民にとって、史跡がどのように求められているかの把握にも努め、より市民ニーズに応じた整備活用につなげていく必要があります。

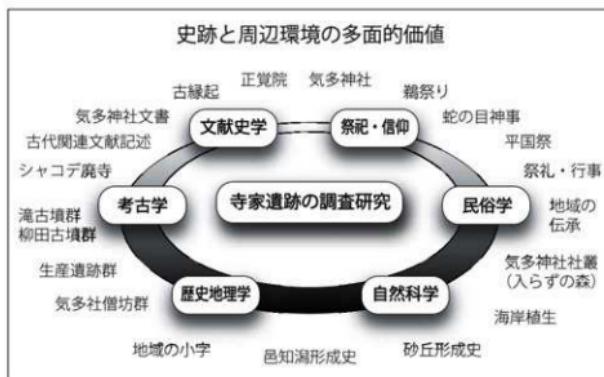


図5-4 史跡の総合的把握のための関連領域

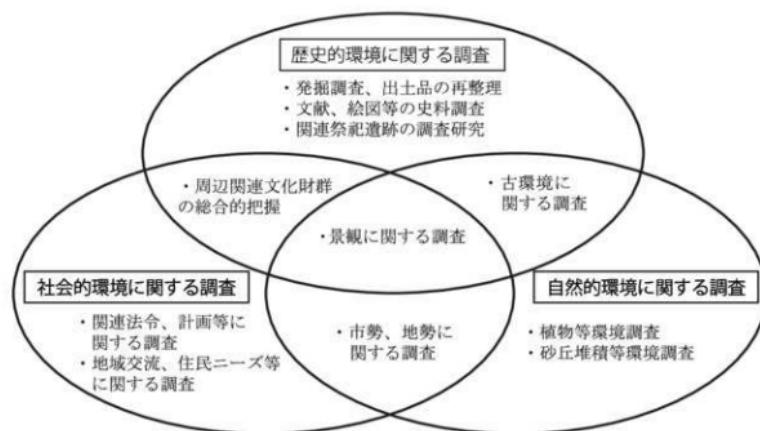


図5-5 必要となる調査事項

(2) ガイダンス施設等の便益施設の設置

史跡指定地の環境整備とともに、その隣接地において、史跡の来訪者に対するその価値と重要性を現地で学び知ることができるガイダンス施設の設置が必要です。また、トイレや駐車場などの利用者の便益に資する施設の設置も必要です。その位置と規模や内容については、今後の具体的な整備計画を定める「整備活用基本計画」の中で策定する予定ですが、寺家遺跡だけではなく、滝大塚古墳、シャコデ庵寺、気多神社などの関連遺跡群についてもあわせて展示・紹介し、周囲の歴史的環境の拠点となるような広域なガイド機能についても検討します。あわせて、体験講座やイベント開催などの活用事業も行うことができる、展示・学習施設や多目的スペースとしての機能についても検討していきます。



ガイダンス施設での現地学習
(史跡吉崎・次場遺跡)

(3) 出土品の保存管理と公開活用

石川県と羽咋市で分散して保存されている寺家遺跡出土品の一括保存管理の必要性については、第4章述べたとおりです。今後、この出土品の価値を広く発信し活用していくため、合わせて1000箱におよぶ膨大な出土品の収蔵・保存環境の整備も大きな課題です。また、貴重資料や脆弱資料については、保存処理を行うなど、恒久的に保存管理することも課題となっています。

こうした出土品の収蔵・保存環境の整備とともに、展示環境の整備も求められています。羽咋市歴史民俗資料館の活用とともに、現地のガイダンス施設等での適切な展示環境整備についても検討が必要です。

また、出土品については、早急な目録作成とともに、市指定有形文化財としての保存管理を検討します。将来的には、国の重要文化財考古資料の指定を目指し、膨大な資料の再整理作業を継続的に実施し、現在の学術的水準による価値の見直しと明確化を推進します。同時に、その価値と重要性を伝える展示・公開や交流普及事業のほか、出土品図録などのガイドパンフレット資料作成を行い、史跡指定地とともに公開活用をはかります。



出土品の展示・公開と学芸員による展示解説
(羽咋市歴史民俗資料館 特別展示)

(4) 普及啓発のための交流事業の推進

史跡の価値や重要性を広く知つてもらうため、さまざまな交流普及事業を実施する必要があります。寺家遺跡の一番の特色である「古代祭祀」をわかりやすく伝え発信する事業として、シンポジウムや講演会、特別展示等の開催、古代祭祀体験講座の開催、参加型の調査研究事業の実施、ガイドパンフレットの作成などを行つ必要があります。

この実施にあたつては、第5次羽咋市総合計画に定める「文化・スポーツ・教育拠点」に位置する羽咋市歴史民俗資料館や吉崎・次場弥生公園のさらなる活用が必要です。また、学校教育・生涯学習のほか、市民・地元住民等と連携した郷土学習等での活用も求められており、総合計画が目標とする「まちづくり」にも貢献する必要があります。



弥生人講座（弥生時代の生活体験）

（史跡吉崎・次場遺跡）

(5) 「整備活用基本計画」の策定

本章で述べた整備活用の基本方針を踏まえ、今後、こうした課題についてより具体的な検討を行い、どのように史跡を適切に保存し活用していくかを定める「整備活用基本計画」を策定する必要があります。

基本計画の策定にあたつては、専門有識者をはじめ、地元・学校教育・市民などから組織する策定委員会を設置し、整備活用基本構想である本章を叩き台として、より実現性の高い史跡の整備と活用の詳細について検討します。これをもとに基本設計・実施設計を行い、史跡の環境整備を進めています。

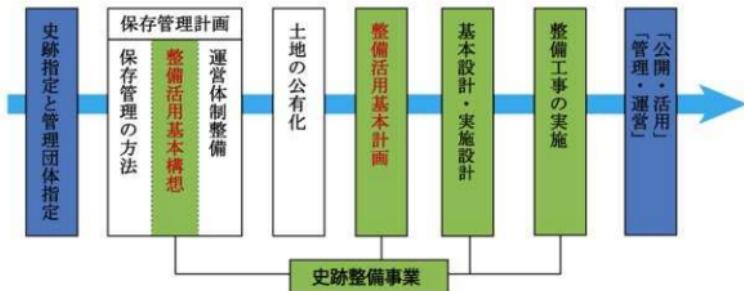


図5-6 史跡整備事業の進行

第6章

史跡の管理運営体制

第1節 管理運営体制

(1) 管理運営の基本方針

地域の財産である史跡を保存・活用していくためには、市民と行政の連携が必要です。両者が史跡に対してそれぞれの役割をもって接し関わることで、その価値を共有し、ともに保存・管理に協力しながら、地域の誇りや拠り所となる地域資産として多方面に活用することが可能となります（図6-1）。このことは、本市の第5次総合計画のまちづくりの基本目標にも資するものです。

史跡の管理運営の基本方針

1. 市民との連携による史跡の保存と活用

史跡の価値を市民・地域と共有し、地域の理解と協力に根ざした参加型の保存と活用を行い、市民と連携した保存管理を実施する。

2. 行政内部の連携による史跡の保存と活用

史跡の価値を行政内で共有し、まちづくり施策、都市計画、観光、学校教育、生涯学習事業等において関係部局と連携し、史跡のより効果的な保存と活用を図る。

(2) 管理運営の方法

土地所有者による管理運営

現状変更の計画や所有者情報や地番等の登記事項の異動などの変更等があった場合には、文化財保護法に基づく申請や変更届などの提出が必要です。

管理団体による管理運営

史跡指定地は、それぞれの土地所有者において管理することが原則となっていますが、その範囲は広く、民有地が多くを占めており、土地利用状況も多様で、所有者数も多数です。このため、個々の所有者において指定地を一体的に保存管理していくことが困難と考えられます。したがって、史跡の管理団体である羽咋市（担当：羽咋市教育委員会）が、文化財保護法に規定される以下の行政的な措置や事務等を行い、適切な保存管理を実施します。

- ① 史跡の標識・説明板・境界杭等の設置
- ② 災害による被害・き損等があった場合の応急措置や復旧
- ③ 土地の地番等の異動の文化庁長官への届け出事務

(3) 行政の連携体制の整備

今後の史跡の保存と活用に関する事業は、文化庁や石川県教育委員会の指導のもと、羽咋市教育委員会が中心となって行いますが、今後の史跡の保存と活用を推進し、第5次総合計画のまちづくりの目標を達成するためにも、教育委員会と市長部局関係課との横断的な連携による実施が必要です。そのためには、行政内部においても史跡の価値を共有し、緊密な情報交換や助言・支援をする連携体制の整備が必要です。

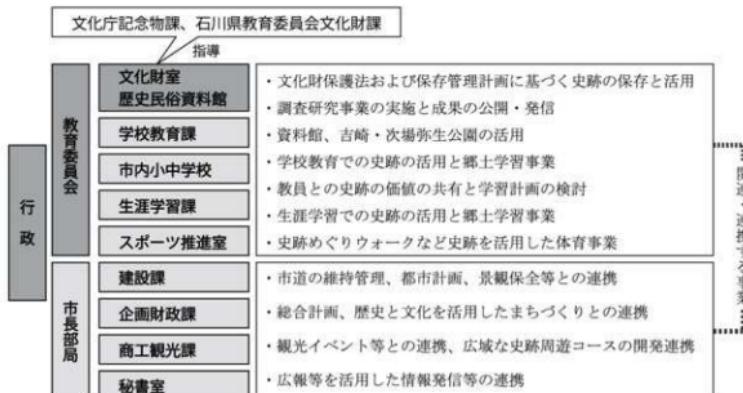


図6-1 行政の関係部局と事業連携

※課名は平成25年度

(4) 市民との協力体制の整備

史跡の保存と活用のため、行政と市民・地域等との「連絡・協力・周知・普及啓発・情報発信」等を行なながら、互いの連携体制を構築する必要があります。そして、この連携を通じて、それぞれの関係者同士の横のつながりが生まれ、持続可能な事業の実施となるよう取り組みます。



図6-2 行政と市民の連携概念図

(5) 市民と行政の連携による史跡の保存と活用

以上の体制整備をもとに、今後の史跡の保存と活用に対して、それぞれの段階で互いに連携してアプローチすることで、本書で述べた「保存管理の基本方針」(第4章)、「整備活用の基本方針」(第5章)を達成するよう取り組みます(図6-3)。

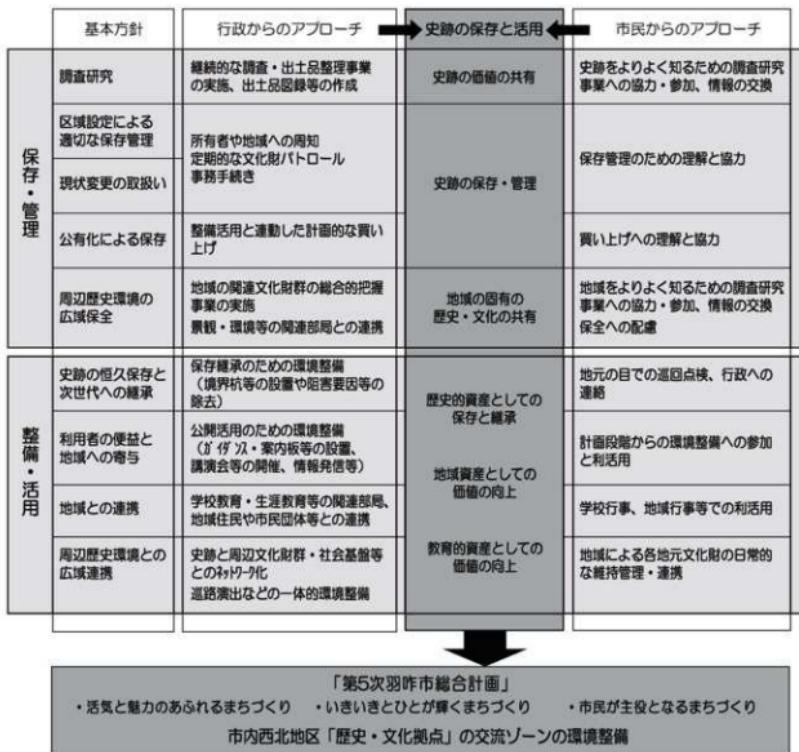


図6-3 市民と行政の連携による史跡の保存と活用

卷末資料

文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年五月三十日法律第二百四十四号）
最終改正：平成二三年五月二日法律第三七号

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知する。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があった日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者

の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に際し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に際し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

（解除）

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

（管理団体による管理及び復旧）

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任すべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知する。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、開いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判断しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞くなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によって損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一項第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任すべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一項第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一項第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一項第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十二条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に關し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十三条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいづれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適當でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十二条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更

し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又是非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に際し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十一条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に際し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ぜることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第一百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十二条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のために他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入りてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は喪失しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、喪失し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第一百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。）以外の記念物（第八十一条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第百九条第三項から第五項まで並びに第百十一条第一項の規定を準用する。

第百三十三条 前条の規定により登録された記念物（以下「登

「登録記念物」という。)については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第一百一一条第二項及び第三項並びに百第十三条から百第十二条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第一百九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき(百第十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたときは除む。)」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす。」と、同条第五項中「抹消は、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念

物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、百第十三条第一項中「不適当であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聽いて」と、百第十八条及び百第十二条中「第三十条、第三十一一条第一項」とあるのは「第三十一一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、百第十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、百第十二条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

【表紙解説】



史跡 寺家遺跡保存管理計画書

平成26年3月31日 発行

編集・発行 羽咋市教育委員会

石川県羽咋市旭町ア200番地

印刷・製本 ルクアイ印刷